

電力システム改革の検証に係るヒアリング 事務局提出資料 ～小売全面自由化～

2024年3月13日

資源エネルギー庁

電力システム改革の検証に係るヒアリングの予定

- 電力システム改革全体に渡る検証を進めるにあたって、専門的や実務的な観点を十分に踏まえた上で検討を行うことが重要であることから、有識者・実務者からの意見のヒアリングを実施する。
- ヒアリングのテーマは電力システム改革専門委員会報告書（2013年）の主な項目を踏まえ決定する。

(2023年)

12月26日（第68回）： 検証の進め方

(2024年)

1月22日（第69回）： 電力システムを取り巻く現状

2月27日（第70回）： 総論

<今回> 3月13日（第71回）： 小売全面自由化

次回以降のヒアリングのテーマ（予定）

※次回以降については、ヒアリングの参加者の予定を踏まえつつ、テーマの順番含め調整する。

- ・ 市場機能の活用
- ・ 送配電の広域化・中立化
- ・ 供給力確保策
- ・ 事業環境整備（その他の制度改革）
- ・ 海外の電力システム改革の動向

本日のヒアリング（小売全面自由化）に参加いただく有識者・実務者

- 本日は、小売全面自由化に関するヒアリングとして、小売電気事業者から、事業の現状認識や、直面している課題等について御意見をいただくとともに、多様な小売メニューを比較・紹介するサイトの運営者から、小売事業全体に関する御意見をいただく。

	氏名	役職	資料タイトル
1	城口 洋平	ENECHANGE（株） 代表取締役CEO	電力システム改革の検証に対する当社見解
2	坂梨 興	大阪ガス（株） 常務執行役員 企画部長	関西における電力小売全面自由化後の状況と当社取り組み
3	笹井 富博	パナソニック オペレーショナルエクセレンス（株） グローバル調達本部 間接材調達センター エネルギー調達部 部長	国内電力調達の取組み
	中尾 太一	総括担当	
4	中桐 功一朗	auエネルギーホールディングス（株） 代表取締役社長	電力システム改革について
5	長崎 桃子	東京電力エナジーパートナー（株） 代表取締役社長	小売電気事業の振り返りと今後の課題
6	三宅 成也	（一社）再エネ推進新電力協議会 代表理事	再エネ導入拡大要件としての小売全面自由化とその課題について

小売全面自由化の検証に関する 基礎資料

小売全面自由化の検証に当たっての基礎資料

- 今回の小売全面自由化に関するヒアリングに当たっての基礎資料として、第69回の本省委員会でお示した電力システムを取り巻く現状の小売全面自由化の箇所について、電力システム改革専門委員会報告書（2013年）で取り上げられているポイントなどを踏まえつつ、小売り全面自由化を巡る状況の詳細を提示する。

第68回 電力・ガス基本政策小委員会（2023年12月26日）資料6より抜粋・一部編集

電気事業法附則に基づく検証項目

- 改正法の施行の状況
- エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況
 - 供給力確保
 - 競争・市場環境の整備
 - 次世代型の電力ネットワークと分散型電力システムの構築
 - 脱炭素電源が活用できる事業・市場環境整備
 - 災害等に強い供給体制の構築
- 需給状況
- 料金水準
- その他の電気事業を取り巻く状況

第6次エネルギー基本計画『（11）エネルギーシステム改革の更なる推進』の主な項目のポイント

電力システム改革専門委員会報告書の主な項目とポイント

I. なぜ今、電力システム改革が求められるのか

- ・東日本大震災がもたらした環境変化、電力システム改革を貫く考え方等

II. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

- ・小売全面自由化、小売料金の自由化（料金規制の段階的撤廃、経過措置期間における料金規制等）、需要家保護策等の整備、計画値同時同量の導入等

III. 市場機能の活用

- ・卸電力市場の活用、新電力の電源不足への対応、電力先物市場の創設、需給調整における市場機能の活用等

IV. 送配電の広域化・中立化

- ・広域系統運用の拡大、送配電部門の中立性確保の方式（所有権分離含む）、法的分離の実施、中立性確保のための必要な行為規制等

V. 安定供給のための供給力確保策

- ・供給力確保の仕組み、時間前市場の創設、インバランス制度の導入、中長期の供給力確保策（容量市場の創設等）等

VI. その他の制度改革

- ・自己託送の制度化、特定供給の扱い等

小売全面自由化の目的

- 電力システム改革における小売全面自由化は、**「電力選択」の自由の保障**（需要家選択肢の拡大）、**競争を通じた電気事業の効率化**（事業機会の拡大、電気料金の最大限抑制）、**需給状況に応じた料金メニューやサービスの多様化**（安定供給の確保）を目的として、電力小売分野の参入規制・料金規制を撤廃することとしたもの。

電力システム改革専門委員会報告書（2013年2月）（抄）

Ⅱ. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

1. 小売分野への参入の全面自由化

「電力選択」の自由をすべての国民に保証するとともに、小売における競争を通じて電気事業の効率化を図るため、家庭等の小口需要も含め、小売市場への参入を全面的に自由化する。その際には、電力の安定供給に支障を及ぼしたり、需要家に混乱が生じることのないよう、自由化に伴う移行措置を慎重かつ丁寧に設計する。また、供給途絶等の問題が生じないよう、需要家保護には万全を期す。

（略）

2. 小売料金の自由化

小口部門の料金規制を自由化することにより、夏のピーク時など需給が厳しい時には価格が高くなるなど、需給状況に対応した様々な料金メニューをより柔軟に設定し、サービスの多様化が図られることが期待できる。このように、価格が弾力的に動くことで需要を抑制する仕組みを取り入れていくことにより、供給力不足の中でも効率的に安定供給を実現していく。

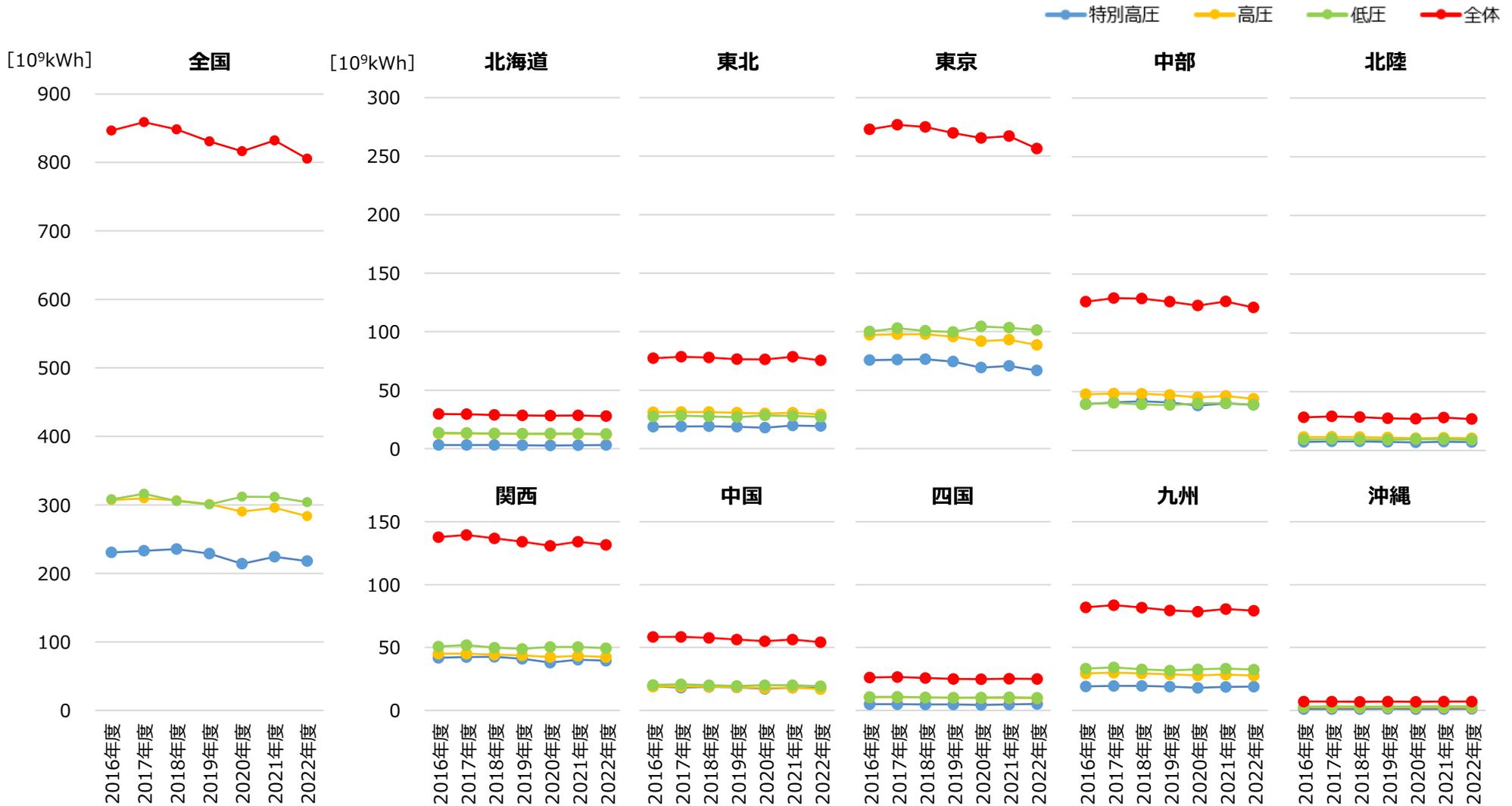
また、総括原価方式の料金規制では、供給に必要なコストを料金に転嫁することが制度的に保証されてきたが、これを廃止することにより、市場原理の中で料金が決定され、料金収入を見越して必要な投資や調達を行うという仕組みに転換することとなる。

（略）

- 1. 小売電気事業の現状**
2. 小売電気事業の多様化
3. 市場価格、燃料価格高騰への対応
4. 小売電気事業者の供給能力確保
5. 経過措置料金
6. 海外事例

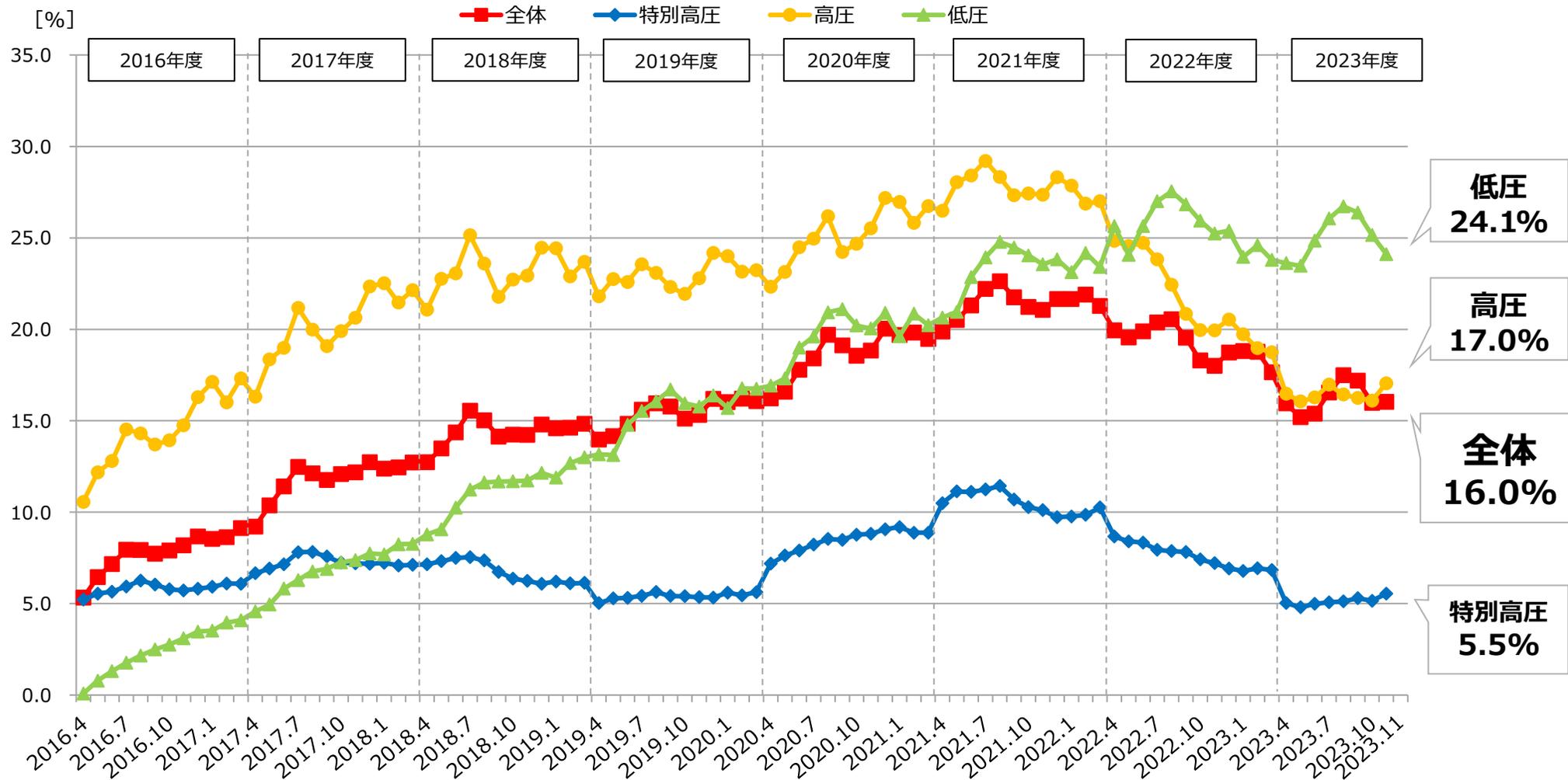
販売電力量の推移

● 自由化以降、販売電力量はおおむね横ばい（2020年度は新型コロナウイルス感染症の流行等のため減少）。



新電力のシェアの推移

- 全販売電力量に占める新電力のシェアは、2023年11月時点では約**16.0%**。
うち家庭等を含む低圧分野のシェアは、約**24.1%**。

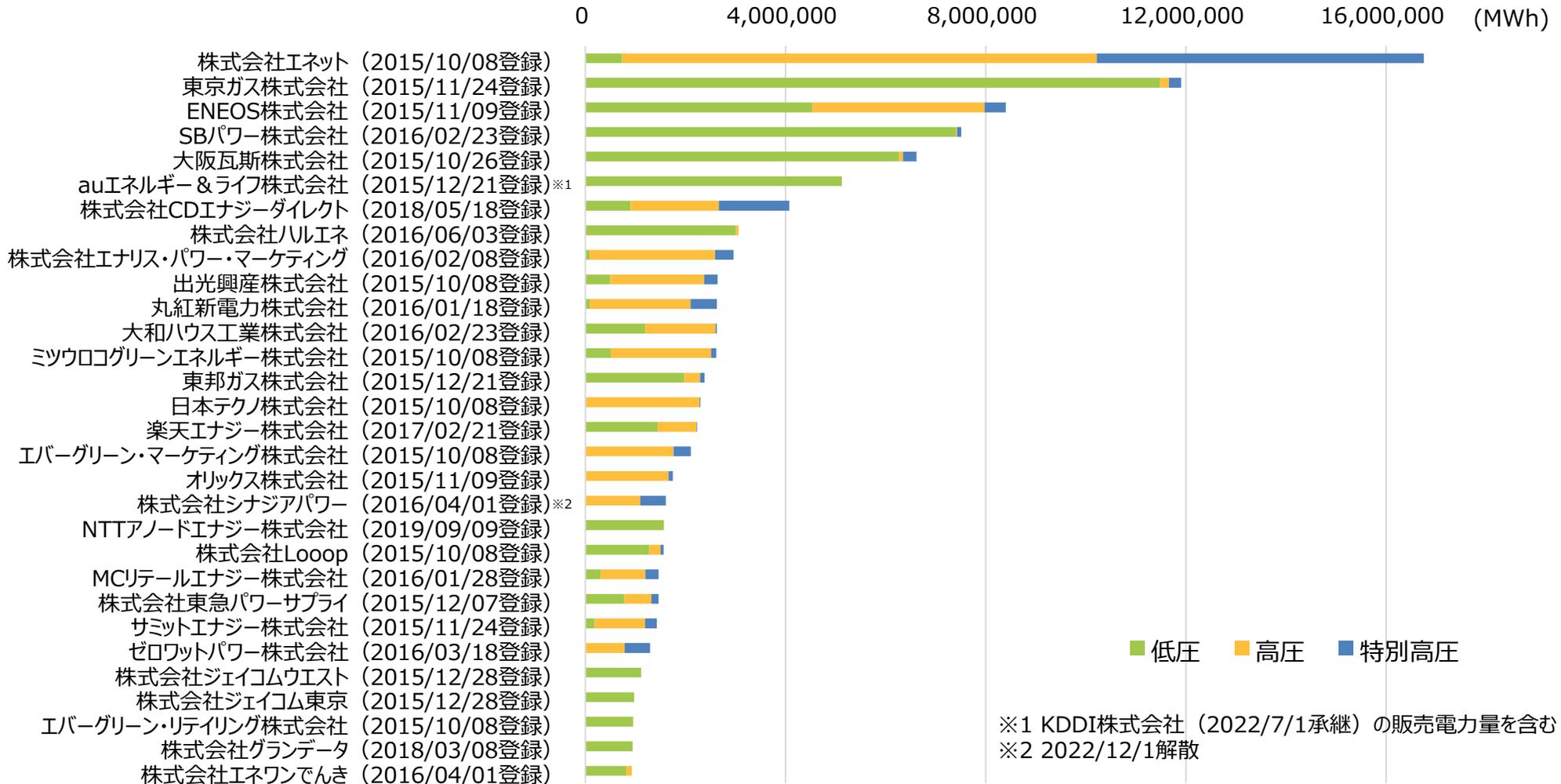


※上記「新電力」には、供給区域外の大手電力（旧一般電気事業者）を含まず、大手電力の子会社を含む。
 ※シェアは販売電力量ベースで算出したもの。

新電力の販売電力量 (2022年度)

● 販売電力量 (2022年4月分～2023年3月分の合計) の上位30社※は以下のとおり。

※大手電力及び大手電力の100%子会社を除く

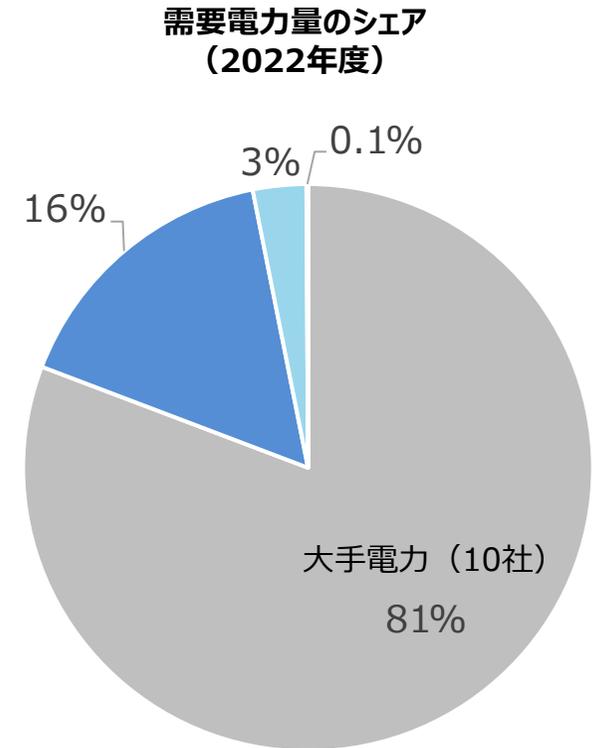
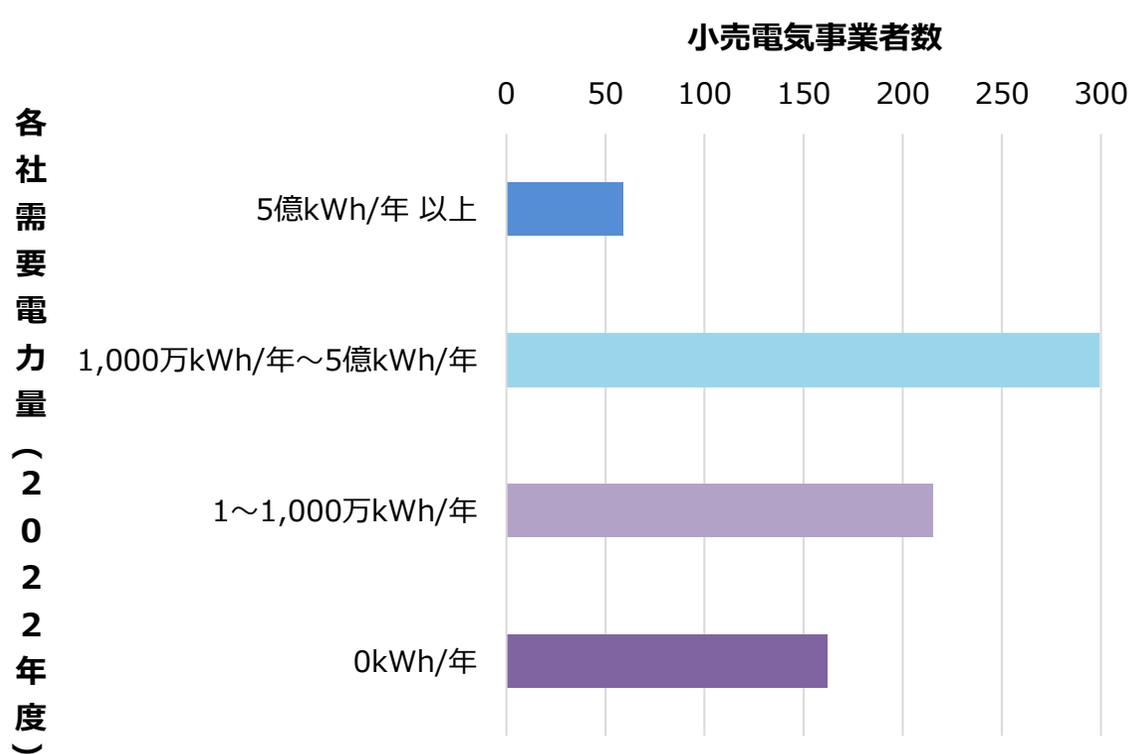


※1 KDDI株式会社 (2022/7/1承継) の販売電力量を含む
 ※2 2022/12/1解散

新電力の電力需要実績（2022年度）

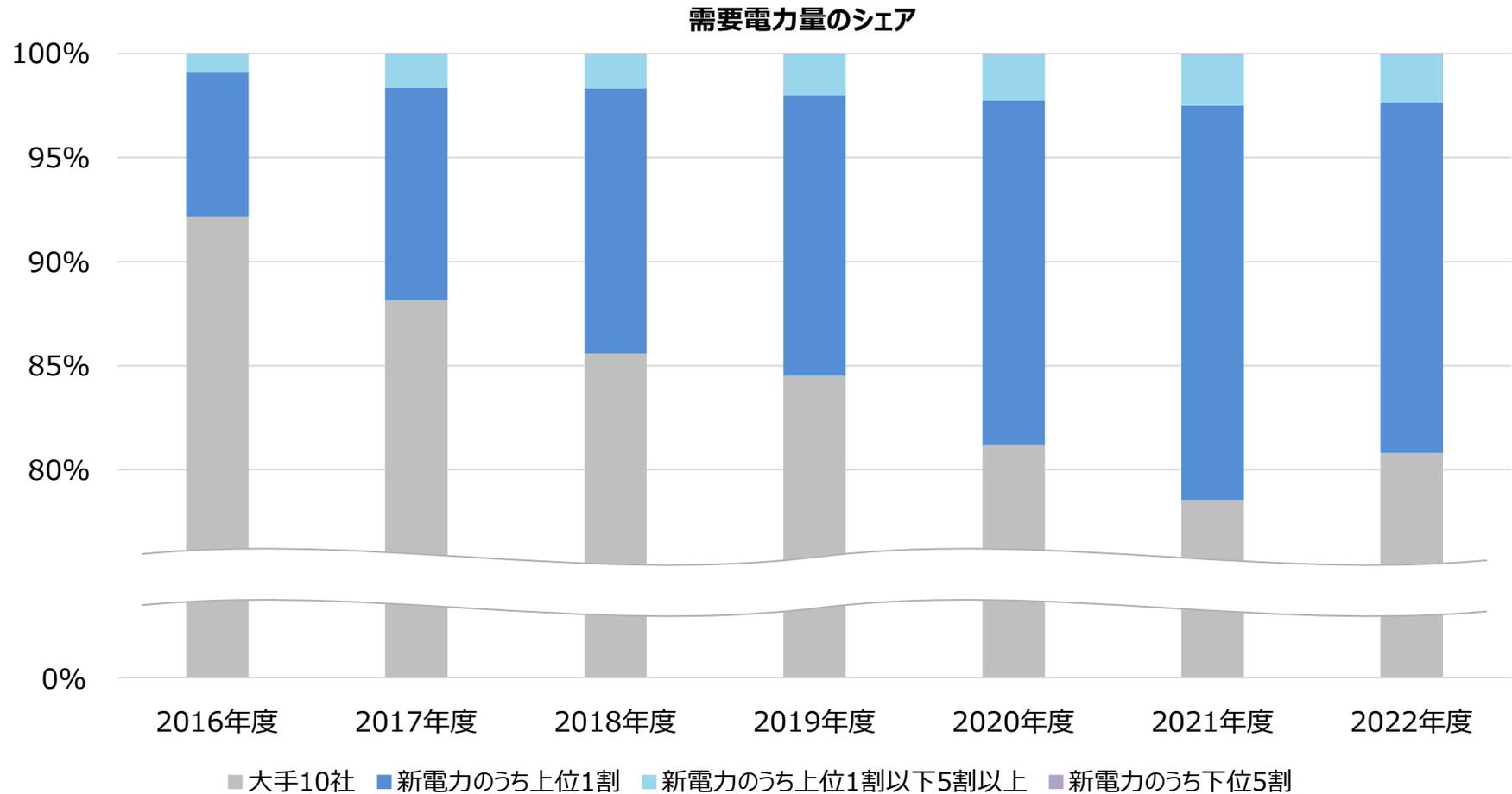
- 新電力※のうち、**5億kWh/年以上の需要電力量の事業者数は58社**（小売電気事業者の8%）
- 他方、**1,000万kWh/年未満の需要電力量の事業者数377社**（小売電気事業者の51%）

※大手電力の100%子会社を含む



新電力の需要電力量シェアの推移

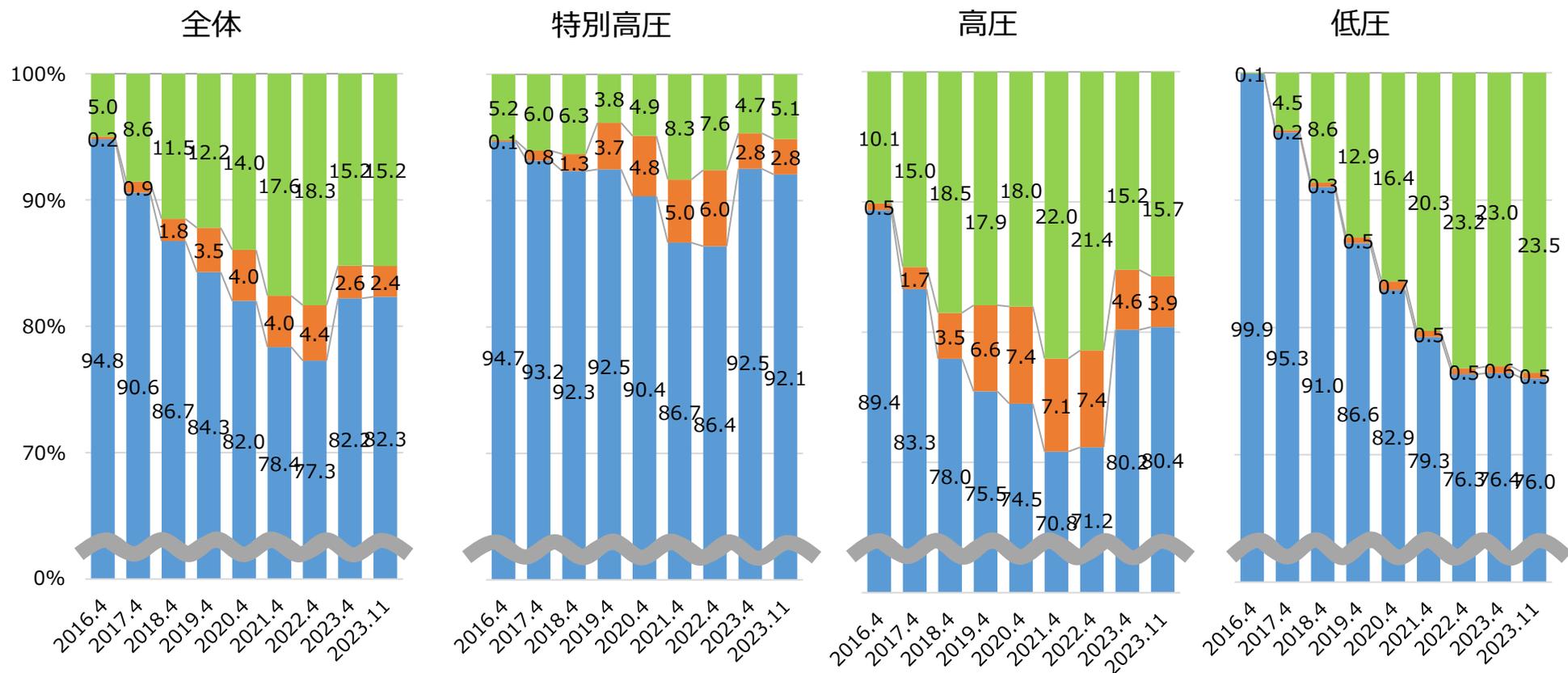
- 大手10社の需要電力量のシェアは9割から8割まで減少。これに対し、新電力※のうち上位1割の事業者のシェアは1割から2割に拡大。
※大手電力の100%子会社を含む



大手電力の域外進出の状況

- **大手電力（旧一般電気事業者）の域外進出は、2023年11月時点で約2.4%。**
- **高圧分野中心に、2020年前後には進展がみられたが、足元では減少傾向にある。**

■ 新電力 ※大手電力の100%子会社を除く。
 ■ 大手電力（域外） ※100%子会社を含む。
 ■ 大手電力（域内） ※100%子会社を含む。



※シェアは販売電力量ベースで算出したもの。

※「域内」「域外」は、（子会社にあつては親会社たる）大手電力の供給区域内外における販売電力量の実績を示す。

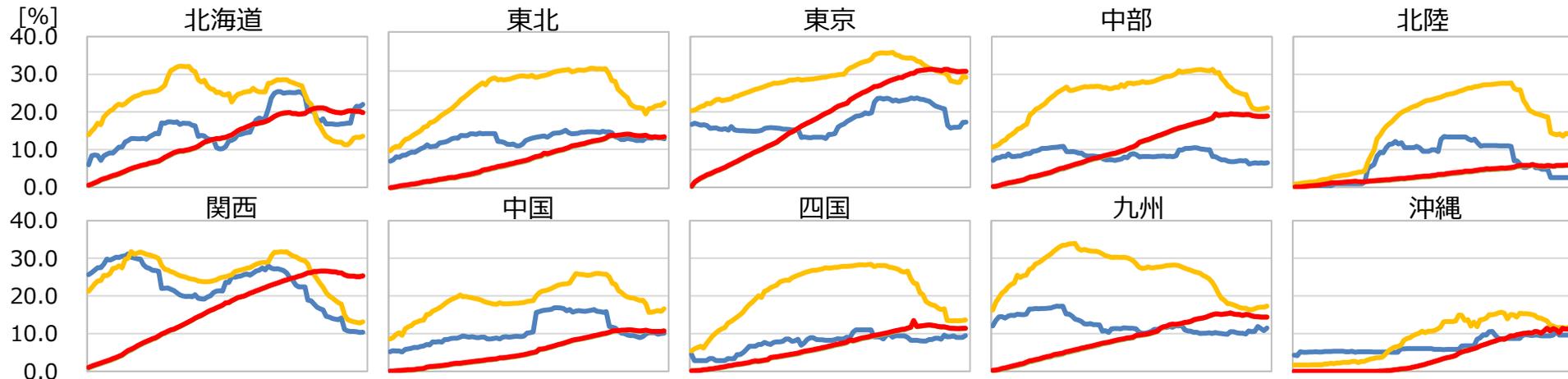
※大手電力の100%子会社は、「大手電力（域外）（域内）」に含み「新電力」には含まれない。

（出所）電力取引報

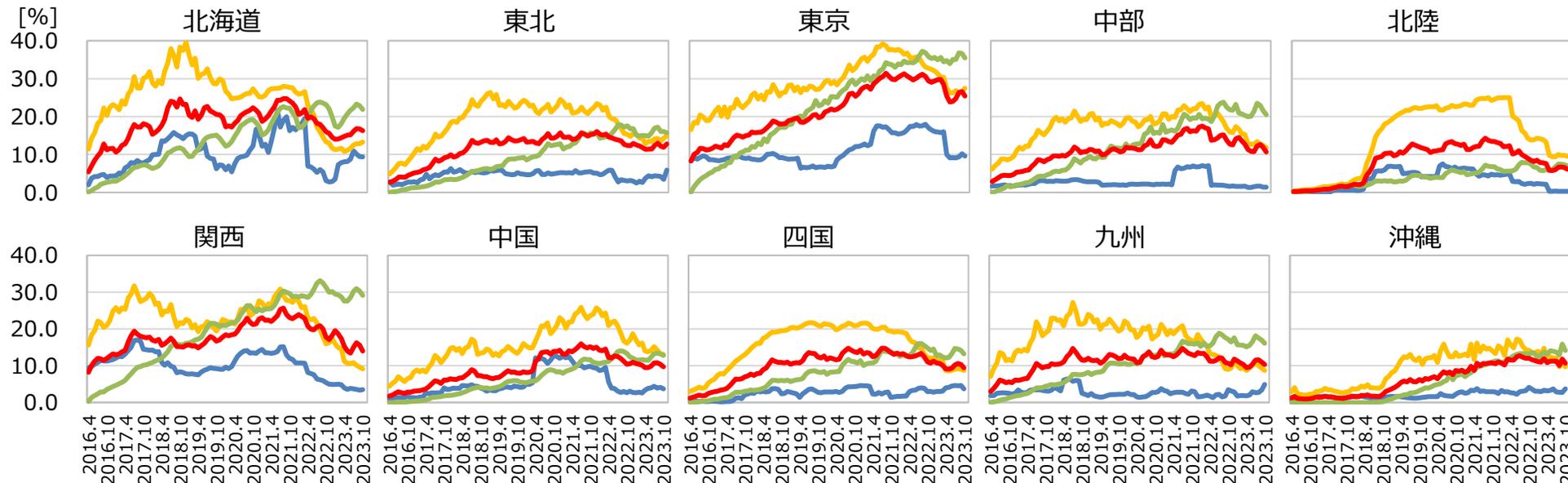
(参考) 供給区域別・電圧別の新電力シェアの推移

契約口数当たり

— 特別高圧 — 高圧 — 低圧 — 全体



販売電力量当たり



(出所) 電力取引報

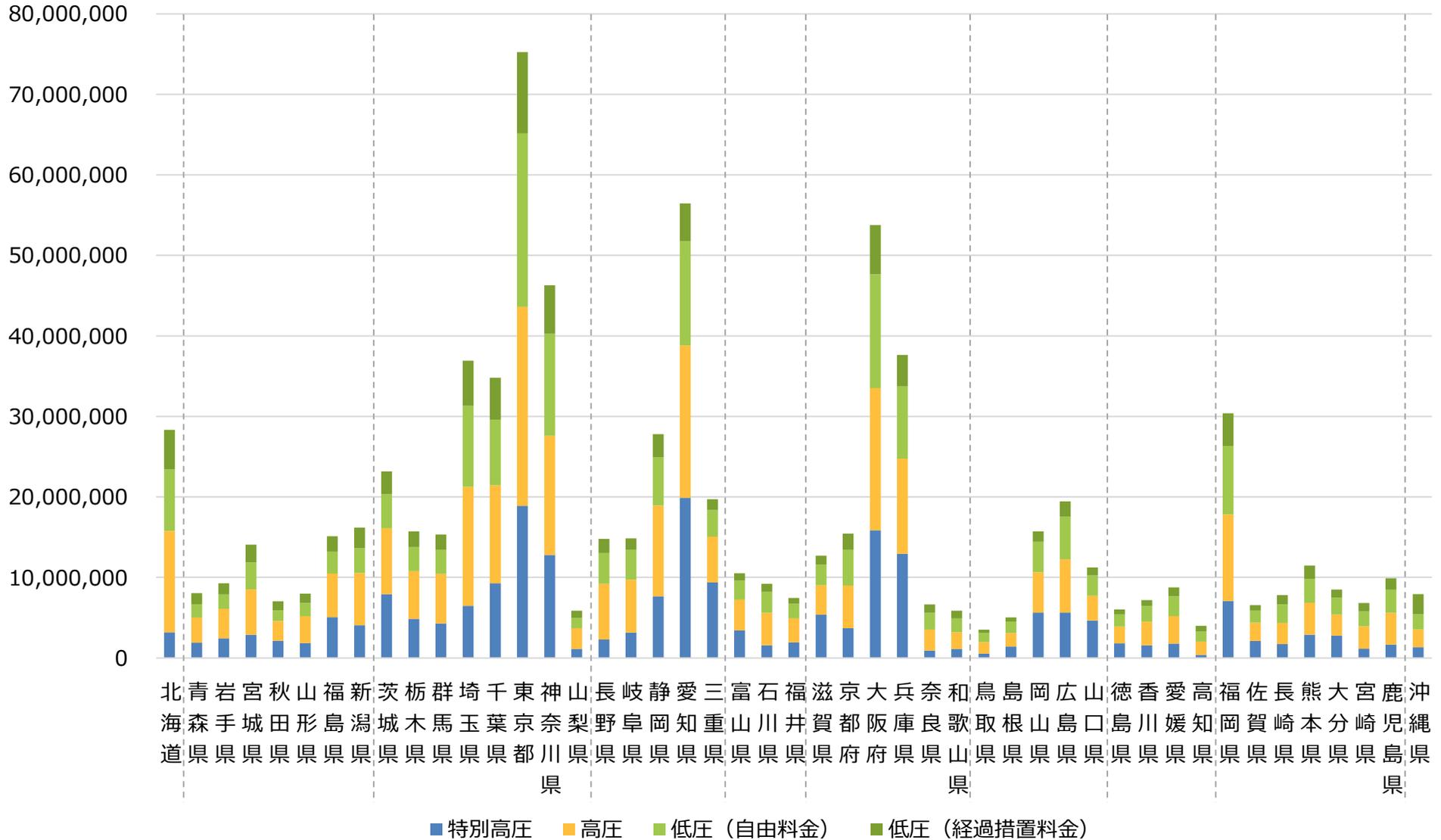
※契約口数の99%が低圧契約であるため、契約口数当たりのシェアの「低圧」と「全体」はほぼ一致する。

※シェアは各供給区域において、大手電力（旧一般電気事業者）以外の新電力の販売量を、供給区域内の全販売量で除したものの。

※「新電力」には、供給区域外の手電力を含まず、大手電力の子会社を含む。

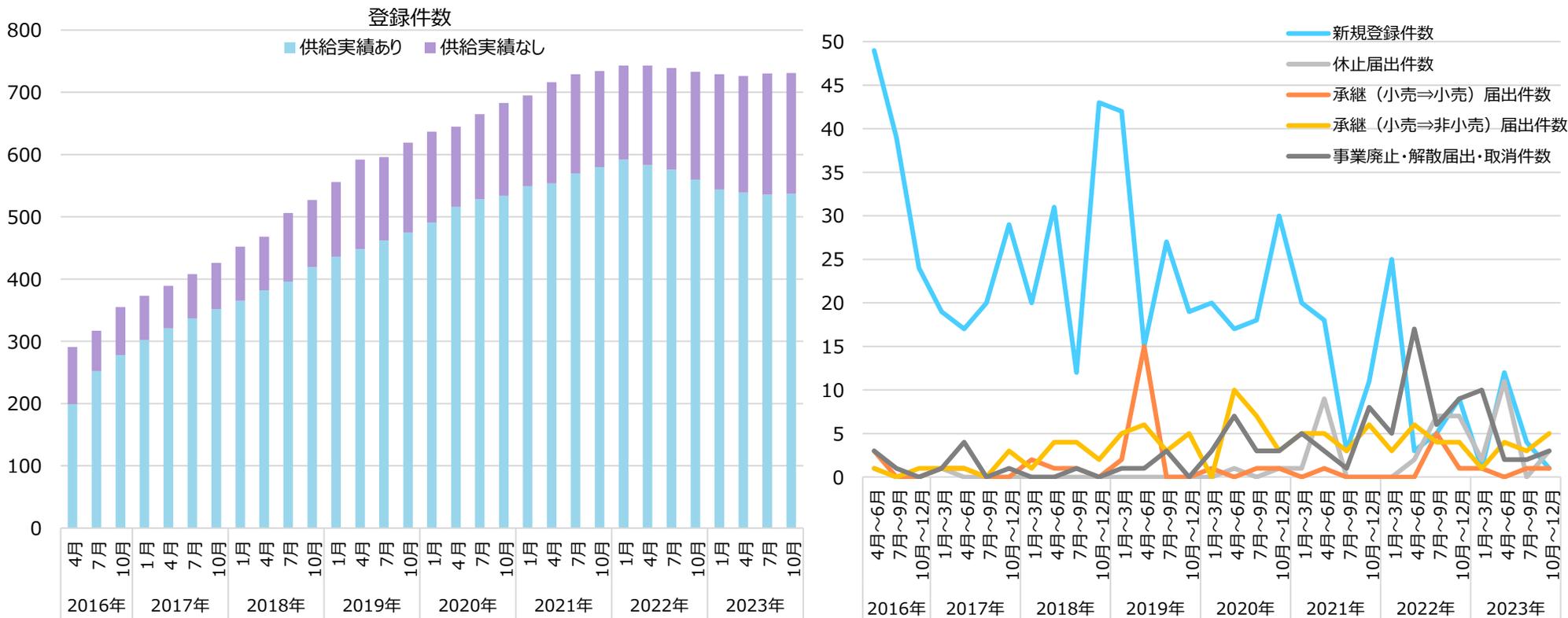
(参考) 都道府県別の需要電力量 (2022年度)

需要電力量 [MWh]



小売電気事業者の登録数の推移

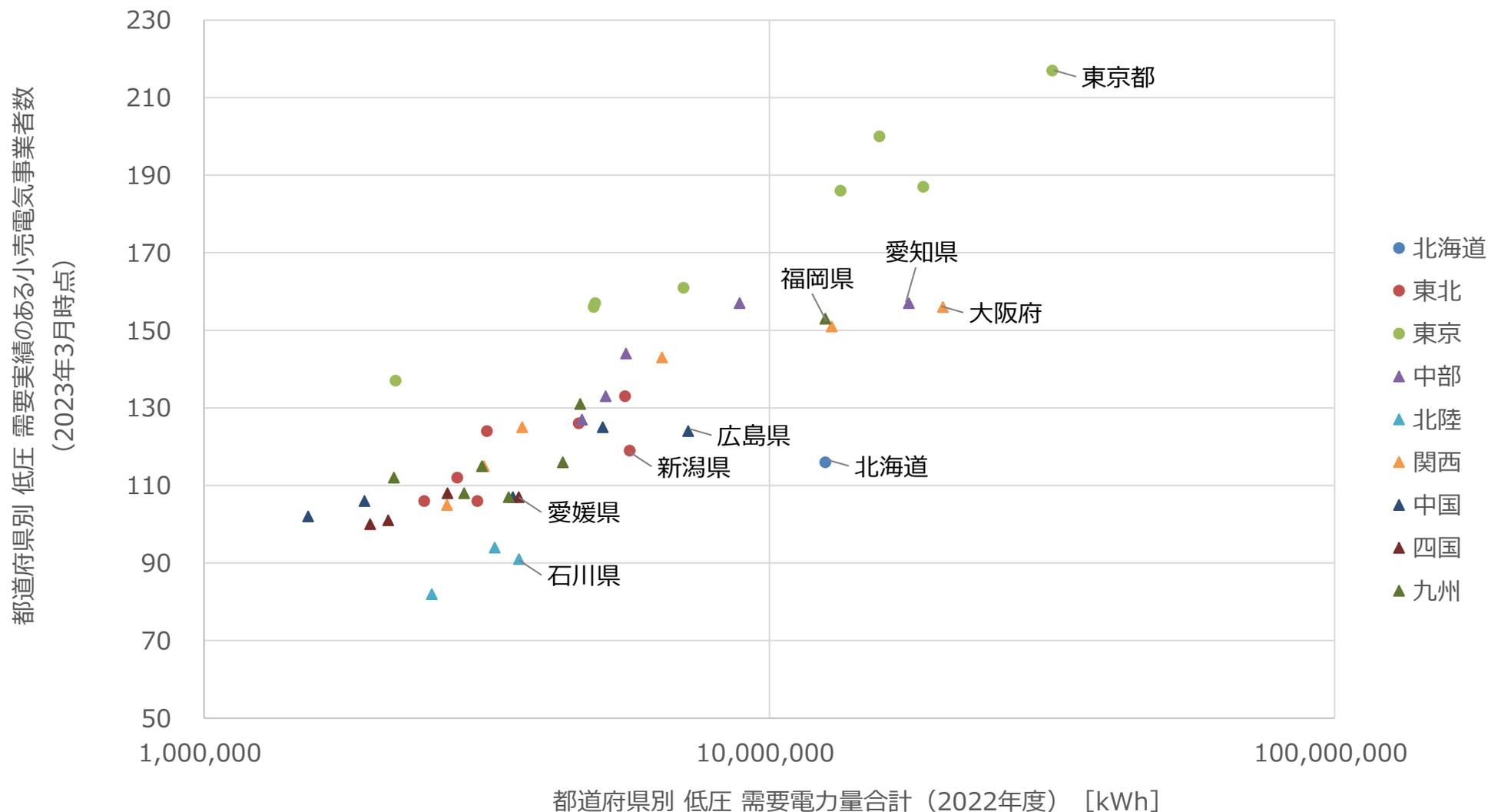
- 小売事業者の登録数は増加傾向にあったが、足元では減少。**2024年2月末時点で723者**（うち、事業休止中46者）。自由化以降の事業承継は累計で152件（小売事業者への承継が44件、非小売事業者への承継が108件）、事業廃止や法人の解散等は106件となっている。
- **供給実績のある事業者は、2023年10月末時点で731者のうち537者。**



※登録件数は、月末時点で実際に登録されている件数の合計。 ※休止・承継・廃止・解散届出件数は、受付日の年月で集計したもの。

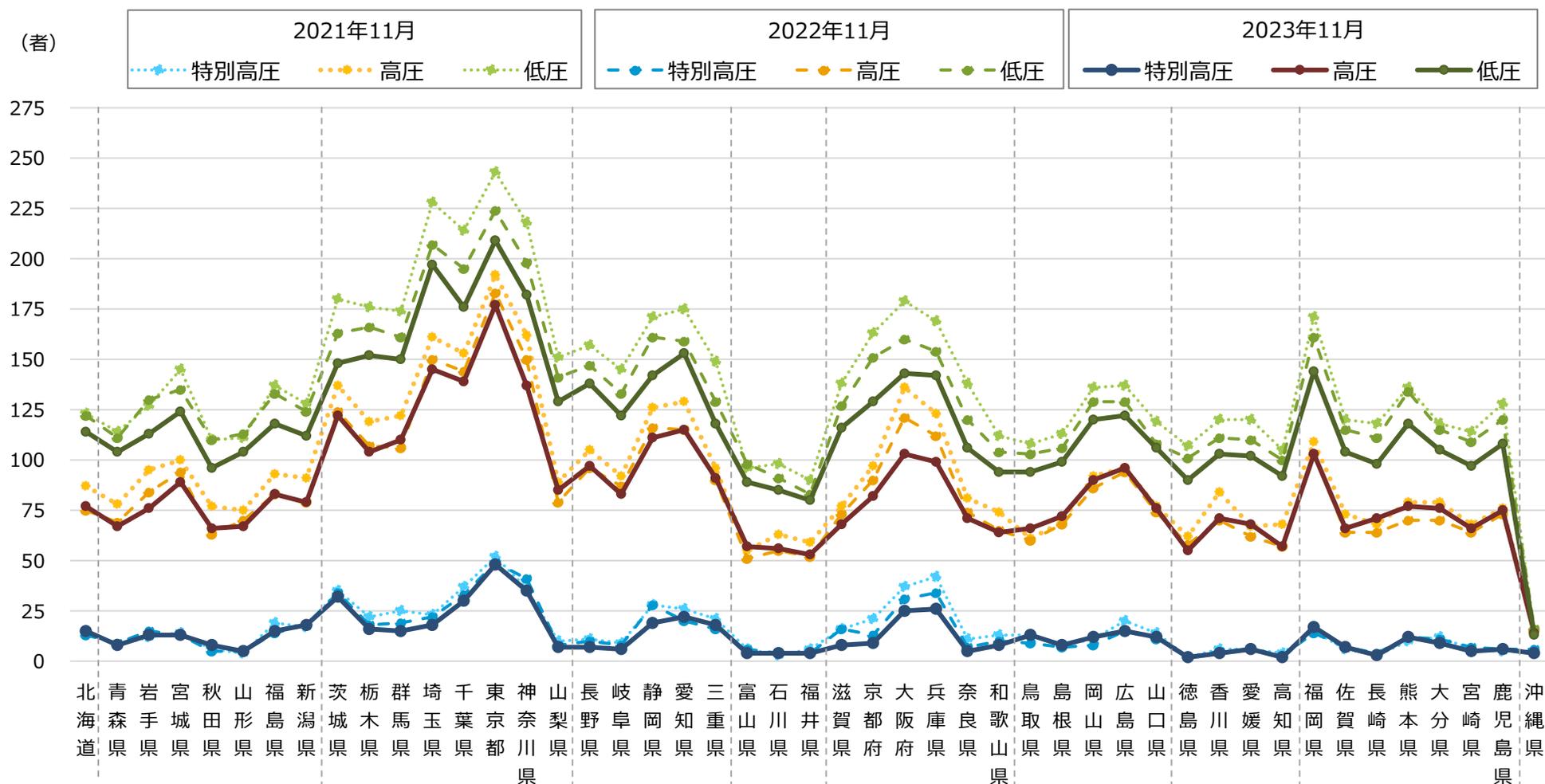
(参考) 小売電気事業者の都道府県別参入者数 (低圧)

- 需要電力量が多い都道府県に多くの事業者が参入している傾向にある。



(参考) 小売電気事業者の都道府県別参入者数

- 都道府県別の小売電気事業者の参入者数について2021年、2022年、2023年の11月を比較すると、**高压分野では2021年から2022年にかけて、低压分野では2022年から2023年にかけて、全ての都道府県で参入者数が減少している。**



1. 小売電気事業の現状
- 2. 小売電気事業の多様化**
3. 市場価格、燃料価格高騰への対応
4. 小売電気事業者の供給能力確保
5. 経過措置料金
6. 海外事例

多様な料金メニュー

- 2016年の小売全面自由化以降、需要家のニーズを踏まえた料金メニューが拡充。

完全従量料金

- ・基本料金を0円とした完全従量制の料金メニュー。

特定時間帯無料料金

- ・特定の時間帯（例えば朝6時～8時）の従量料金が無料の料金メニュー。

動画配信サービスとの連携

- ・電気と動画配信サービスをセットで提供したり、電力会社が年会費相当額を負担したりする料金メニュー。

省エネ機器サブスクリプション型

- ・一定量までの電気料金と電化機器（エコキュートやEV充電器など）のリース料金がセットになった料金メニュー。

水力・地熱特化型

- ・FIT制度を利用していない水力や地熱発電所の電気100%を提供する料金メニュー。

節電割引

- ・夏季及び冬季において、小売事業者があらかじめ指定する最も需要が多い時間帯の節電実施状況に応じて電気料金を割り引く料金メニュー。

EV割引

- ・EV所有者の毎月の電気料金から一定金額を割り引く（又はポイント還元する）サービス。

再エネ余剰電力有効活用型

- ・再エネが余剰となる春秋の昼間を安く、朝夕には高くし、需要シフトを促す料金メニュー（各社で検討中）。

需要家主導による再エネ導入の取組の進展

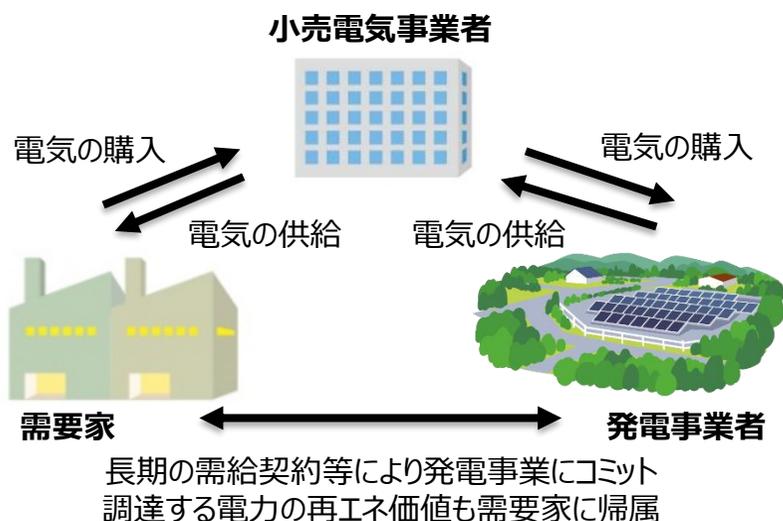
第68回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年12月26日) 資料3より抜粋・一部編集

- 需要側での再エネ電気のニーズの高まりを受け、再エネ電気の供給を目的とした発電事業の広がりが進んでおり、個々の需要家ニーズに応じた新たな再エネ電気の調達手段として、小売電気事業者を介したPPAが広がりを見せている。
- 非FIT/FIPによる需要家主導型のオフサイトPPAへの補助金事業（R3年度補正予算、R4年度当初・補正予算、R5年度当初予算）では、累計約32.6万kW※の案件を採択済。

※令和5年12月26日現在

<需要家主導による再エネ導入の促進>

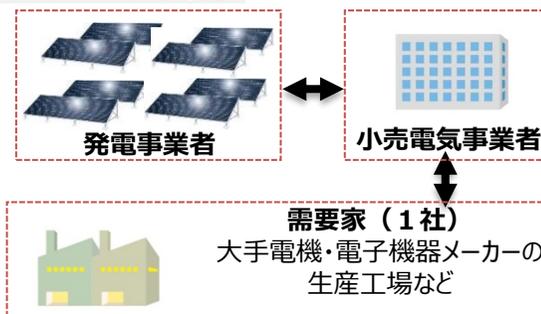
FIT・FIP制度や自己託送制度によらず、太陽光発電により発電した電気を特定の需要家に長期供給する等の一定の要件を満たす場合の設備導入を支援。



補助金の採択事例

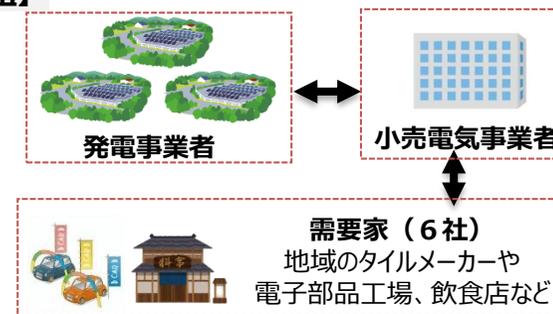
【小規模設備を集約し大規模需要を満たす取組】

- 電気・電子機器の製造メーカー工場を需要地とし、20年間の再エネ電力の長期供給を実施。
- 発電所は、全国各地に立地し、小型発電所を複数組み合わせることで、大規模な需要を満たす電力を確保しようとする取組。



【地域の需要家が連携した取組】

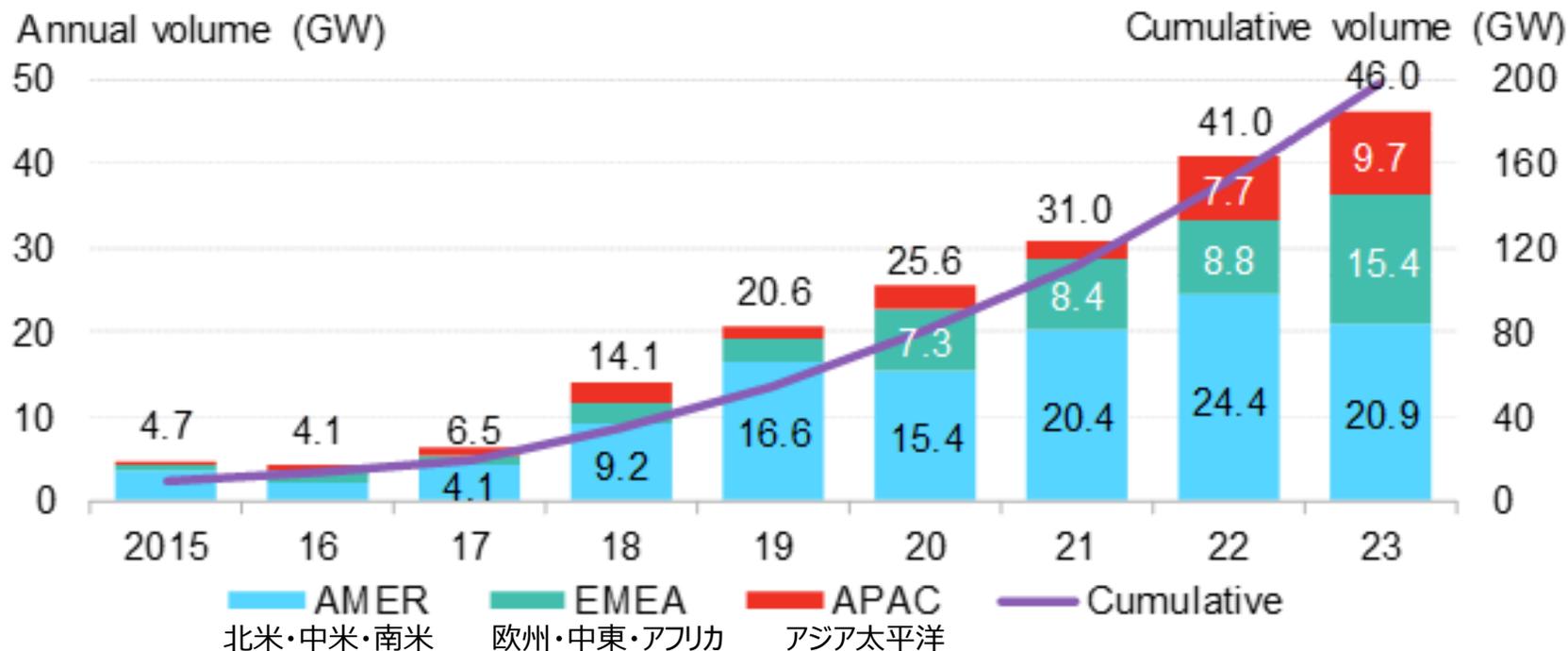
- 地域の電子部品工場やタイル製造工場、自動車販売店や飲食店などの中小企業群が需要家となり、太陽光発電による再エネを共同して調達すべく連携。
- 地域に根ざした発電事業者・小売電気事業者がこれらの需要家に呼びかけを行い実現した、地域が一体となった取組。



(参考) 世界におけるコーポレートPPAの取り組み状況

- 2023年に公表されたコーポレートPPAの約45% (20.9GW) は北・中・南米地域、次いで約33% (15.4GW) が欧州・中東・アフリカ地域。

Figure 1: Corporate power purchase agreement volumes, by region



Source: BloombergNEF Note: Chart is for offsite, publicly disclosed deals only and may be subject to change as more information is made publicly available. Capacity is in GW DC.

小売電気事業者による経済DRの取組事例

第50回電力・ガス基本政策小委員会
(2022年5月27日) 資料4-3より抜粋

- 複数の事業者に、経済DRの取組内容をヒアリングした結果は以下のとおり。
 - 対象需要家毎に**様々な契約**が存在。**旧一電小売、新電力問わず、多くがアドオン可能なkWh報酬型のDRを実施。**報酬は、**kWhに応じた対価支払い、電気料金割引、ポイント付与等様々。**
 - 需給ひっ迫の発生に関する**予測**は、**簡易的なものから独自のノウハウを含む自社予測**まで幅広い。
 - 業務・産業用、家庭用等の需要家種別を問わず、**一定のベースライン (High 4 of 5) を設定して節電量を評価し、未達時においてもペナルティは無しとする事例が大半。**

経済DRのステップ		契約	予測・発動	評価 (ベースライン)	報酬※	事業者例
旧一電 小売	業務・ 産業用 (主に高 圧以上)	<ul style="list-style-type: none"> • kW報酬型契約 • アドオン可能な kWh報酬型契約 • 料金メニュー 	<ul style="list-style-type: none"> • 自社独自の需要予測 	<ul style="list-style-type: none"> • High 4 of 5 (当日調整あり) • 簡易的なベースライン (基準となる特定日との比較) 	<ul style="list-style-type: none"> • kWhに応じた対価 • kWhに応じた対価 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 電気料金の減額 <small>※ 対応できなかった場合のペナルティが存在するケースもあり</small>	<ul style="list-style-type: none"> • 東京電力EP • 北陸電力 • 中部電力ミライズ • 中国電力 • 九州電力
	家庭用 (低圧)	<ul style="list-style-type: none"> • アドオン可能な kWh報酬型契約 • 料金メニュー 	<ul style="list-style-type: none"> • 自社独自の需要予測 • 期間中毎日実施 	<ul style="list-style-type: none"> • High 4 of 5 (当日調整あり/なし) • 簡易的なベースライン (前年同月比) 	<ul style="list-style-type: none"> • kWhに応じた対価 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 電気料金の減額 • 追加的なポイント等の付与 	<ul style="list-style-type: none"> • 北陸電力 • 中部電力ミライズ • 九州電力
新電力	業務・産 業用 (主に高 圧以上)	<ul style="list-style-type: none"> • アドオン可能な kWh報酬型契約 	<ul style="list-style-type: none"> • スポット価格における閾値の設定 • 期間中毎日実施 	<ul style="list-style-type: none"> • High 4 of 5 (当日調整あり/なし) 	<ul style="list-style-type: none"> • kWhに応じた対価 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 電気料金の減額 	<ul style="list-style-type: none"> • UPDATER(みんな電力) • エナリス • エネット • ミツウロコグリーンエネルギー
	家庭用 (低圧)	<ul style="list-style-type: none"> • アドオン可能な kWh報酬/一律報酬型契約 	<ul style="list-style-type: none"> • 自社独自の需要予測 • 期間中毎日実施 	<ul style="list-style-type: none"> • High 4 of 5 (当日調整あり/なし) 	<ul style="list-style-type: none"> • kWhに応じた対価 • 削減量の順位に応じた対価 • 参加者一律に対価 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 追加的なポイント等の付与 	<ul style="list-style-type: none"> • 東京ガス • 大阪ガス • JCOM • SBパワー

外部サービスの活用が多い

※kWhあたりの単価は、一定の場合もあれば、複数のパターンを用意している場合もある。

【参考】高圧需要家向けDR事例（新電力：エネット）

第50回電力・ガス基本政策小委員会
(2022年5月27日) 資料4-3より抜粋

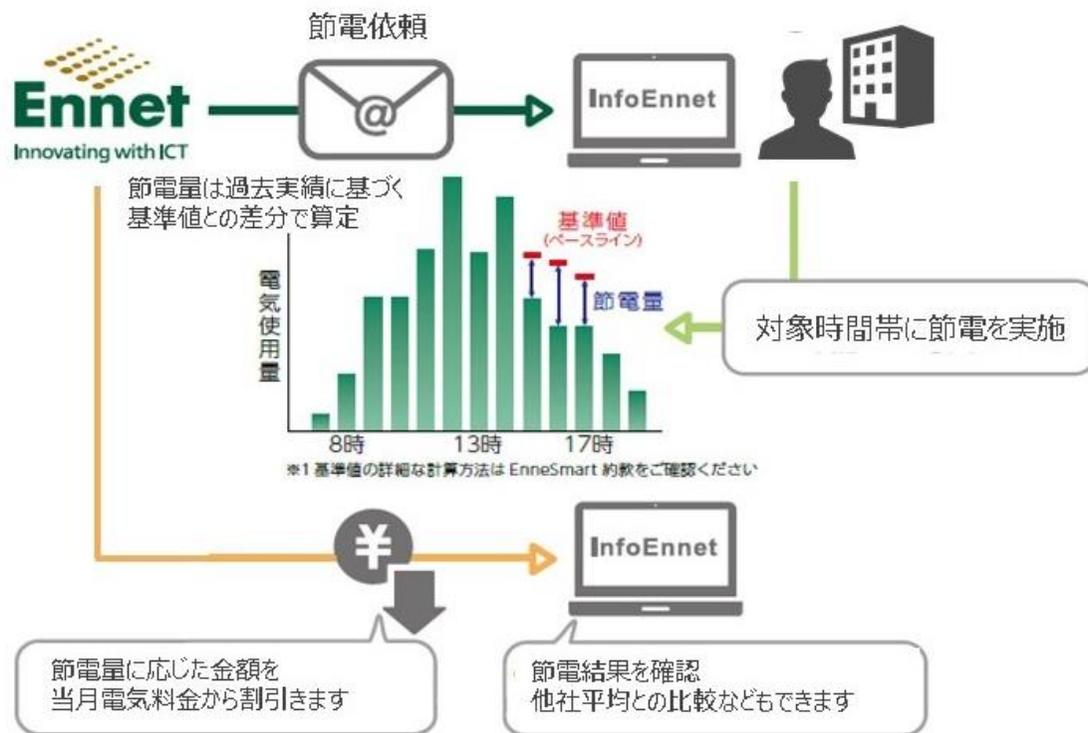
事例No.3

対象	業務・産業用（高圧）
予測	自社独自の需給予測
ベースライン設定	High 4 of 5（当日調整あり）
報酬設定	kWhに応じた対価（複数パターンあり）

TIPS

エネットは電力需給改善のため、顧客に対し、DRサービス「EnneSmart®」を提供。2021年度冬季は、第1弾を2021年11月8日～12月24日に、第2弾を2022年1月20日～2月28日を対象期間として、平日の夕方から夜にかけて節電した電力量に応じて追加割引を行うキャンペーンを実施。第2弾では、6,195施設が参加し、1,722万kWhを節電した。

<節電割引プログラム「EnneSmart®」について>



【参考】低圧需要家向けDR事例（新電力：SBパワー）

第50回電力・ガス基本政策小委員会
(2022年5月27日) 資料4-3より抜粋

事例No.10

対象	家庭用（低圧）
予測	自社独自の需給予測
ベースライン設定	High 4 of 5（当日調整なし）
報酬設定	kWhに応じた対価（複数パターンあり）

TIPS

SBパワーでは、2020年7月から、スマホアプリを通じて家庭向けに節電を依頼するサービスを展開。年間を通して、需給ひっ迫時に発動するものであり、21年1月時点で20万件超の顧客が参加。Push通知にて節電参加者を募集し、参加者にはkWhに応じた対価を実施翌日に付与。

20年7月～21年12月の間に、想定消費電力から約173万kWhを削減。

<「エコ電気アプリ」について>

ゲーム感覚で節電に挑戦できるユーザ体験

お客さまはスマホのプッシュ通知で節電タイミングを把握することができ、「参加する」のワンタッチで節電エントリーでき、あとは結果を待つだけのシンプルなサービス

STEP1 募集確認



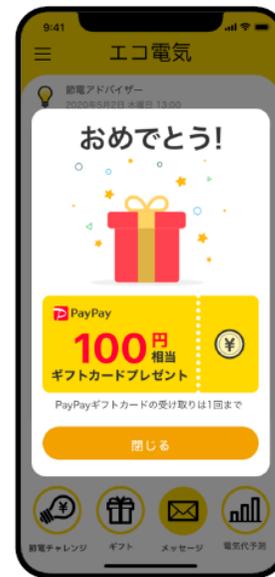
STEP2 参加



結果確認



節電ポイント獲得



【参考】節電プログラム促進対策事業による 対価支払型DRの促進について

- 需給ひっ迫時に、簡単に電気の効率的な使用を促す仕組みの構築に向け、小売電気事業者等の①節電プログラムへの登録と②節電の実行を支援。2022年12月～2023年3月に実施。

第1弾：登録支援

小売電気事業者等が提供する節電プログラムに登録した家庭や企業に一定額のポイント等付与（低圧（家庭等）：2,000円、高圧特高（企業）：20万円）

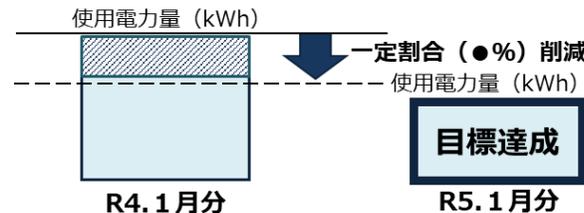
第2弾：実行支援

対価支払型の節電プログラム※に参加して、一層の省エネに取り組んでいただいた家庭や企業に対して、電力会社によるポイント等の特典に、国による特典を上乗せする支援

※対象となるプログラムは以下のとおり。

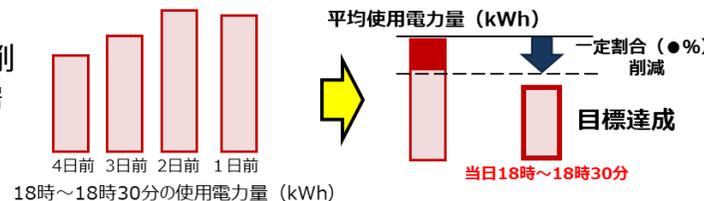
① 月間型 (kWh) プログラム

前年同月比で一定の電力使用量を削減した場合、達成として評価し、対価を支払う（低圧：1000円/月、高圧特高：2万円/月の上乗せ）



② 指定時型 (kW) プログラム

電力会社が指定する日時に、電力使用量を削減した場合、削減量に応じた特典を提供（需給ひっ迫注意報・警報時40円/kWh、その他20円/kWh上限での同額上乗せ）



実施スキーム

国

公募・交付

事務局

公募・交付

小売事業者等

プログラムへの登録
節電実施

ポイント等付与

電気の消費者
(家庭・企業)

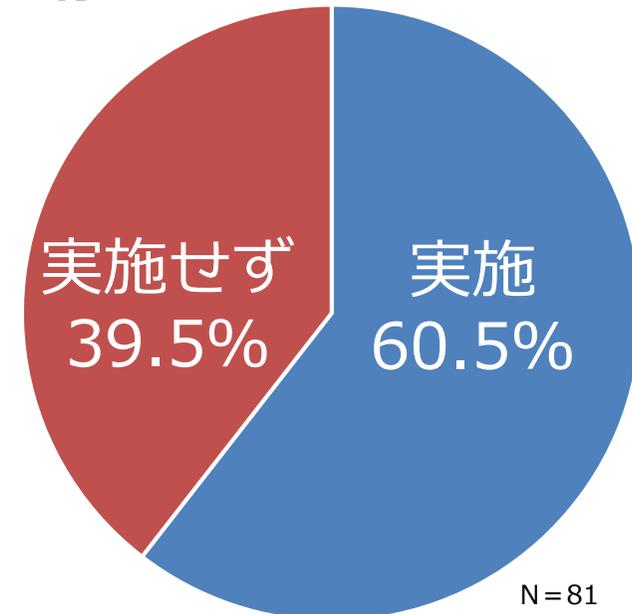
【参考】節電プログラム促進事業の成果

- 電気利用効率化促進対策事業に参加した小売電気事業者は、**大手電力・新電力あわせて290者**。販売電力量総計に占める割合は**95%超**。
- 指定時型プログラムを実施した事業者に対して行ったアンケートでは、回答者の**6割以上が2023年度夏期においても、自主的な取り組みとして節電メニューを展開し、需要家に対して節電を促した**。
- 本事業を契機に、多様な料金メニューの一部としてDRを含めた需要管理に関する取り組みが拡大したと考えられる。

節電プログラム促進事業参加事業者数

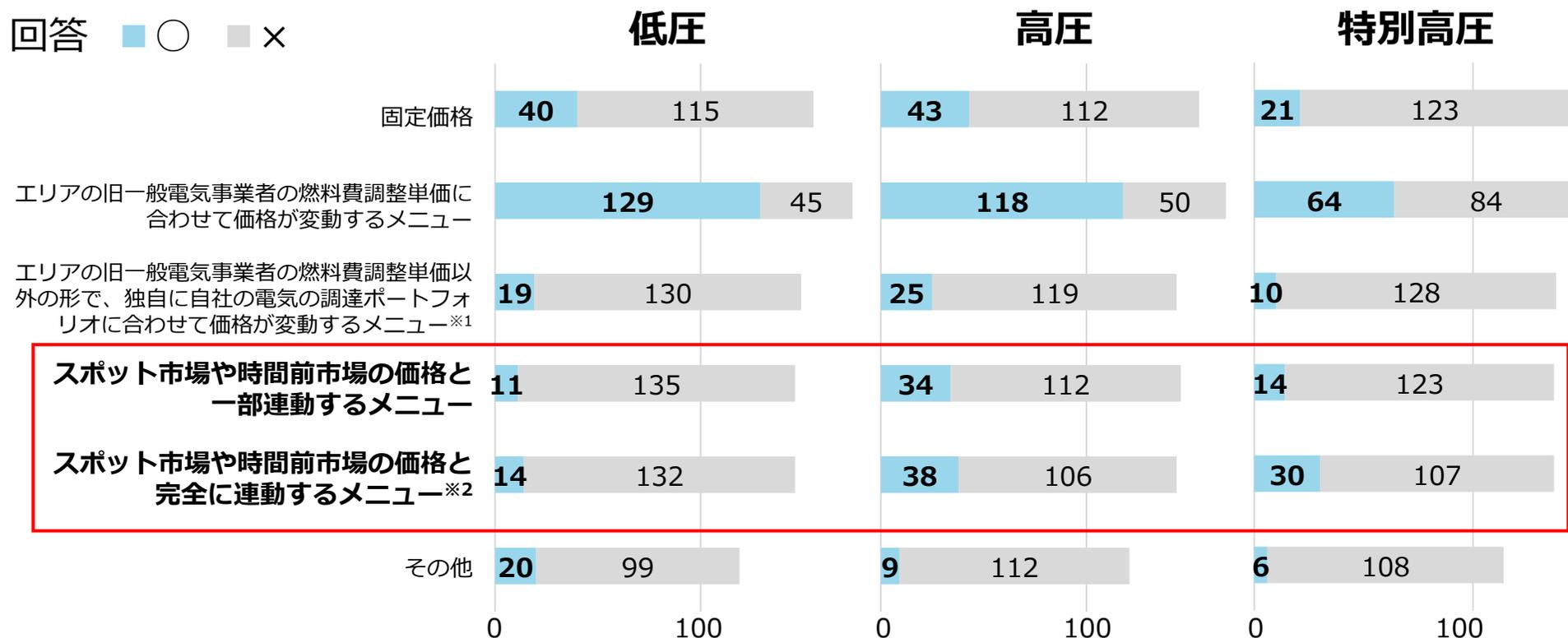
節電プログラム促進事業に参加した事業者	290者
節電プログラムを実施した事業者	251者
月間型のみを実施	141者
指定時型のみを実施	55者
月間型・指定時型の両方を実施	55者

事業終了後の指定時型節電プログラム実施の有無



市場連動型料金メニューの提供

- 2023年に行ったアンケートによれば、**市場価格と一部連動**するメニューを提供していると回答した事業者は**特別高圧14社**（有効回答数137社中）、**高圧34社**（146社中）、**低圧11社**（146社中）、**完全に連動する**メニューを提供していると回答した事業者は**特別高圧30社**（137社中）、**高圧38社**（144社中）、**低圧14社**（146社中）。

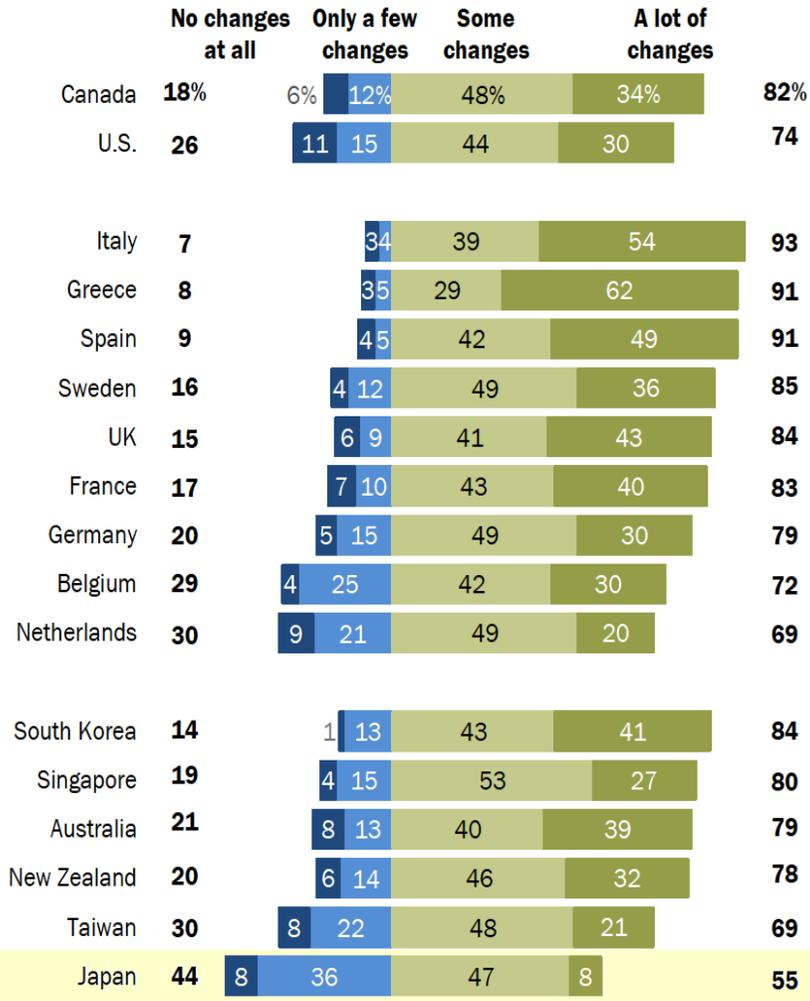


※1 スポット市場や時間前市場の価格との連動項は含まない

※2 30分コマ単位ですべてのコマの料金が連動する設定でなく、例えば、1か月平均の市場価格と1か月の料金単価が完全に連動するといったメニューもここに含む

(参考) 気候変動に対する生活様式の変化意識

- 日本人は世界で見ると気候変動のために自分の生活を変えることに消極的な結果となっている。



気候変動の影響を減らすために、生活をどのくらい変化させたいと思うか



米国の世論調査専門シンクタンク「ピュー・リサーチ・センター」は 先進国 17か国・地域の 1万 8,000人以上を対象としたアンケート調査を 2021年春に実施し、2021年9月に発表。

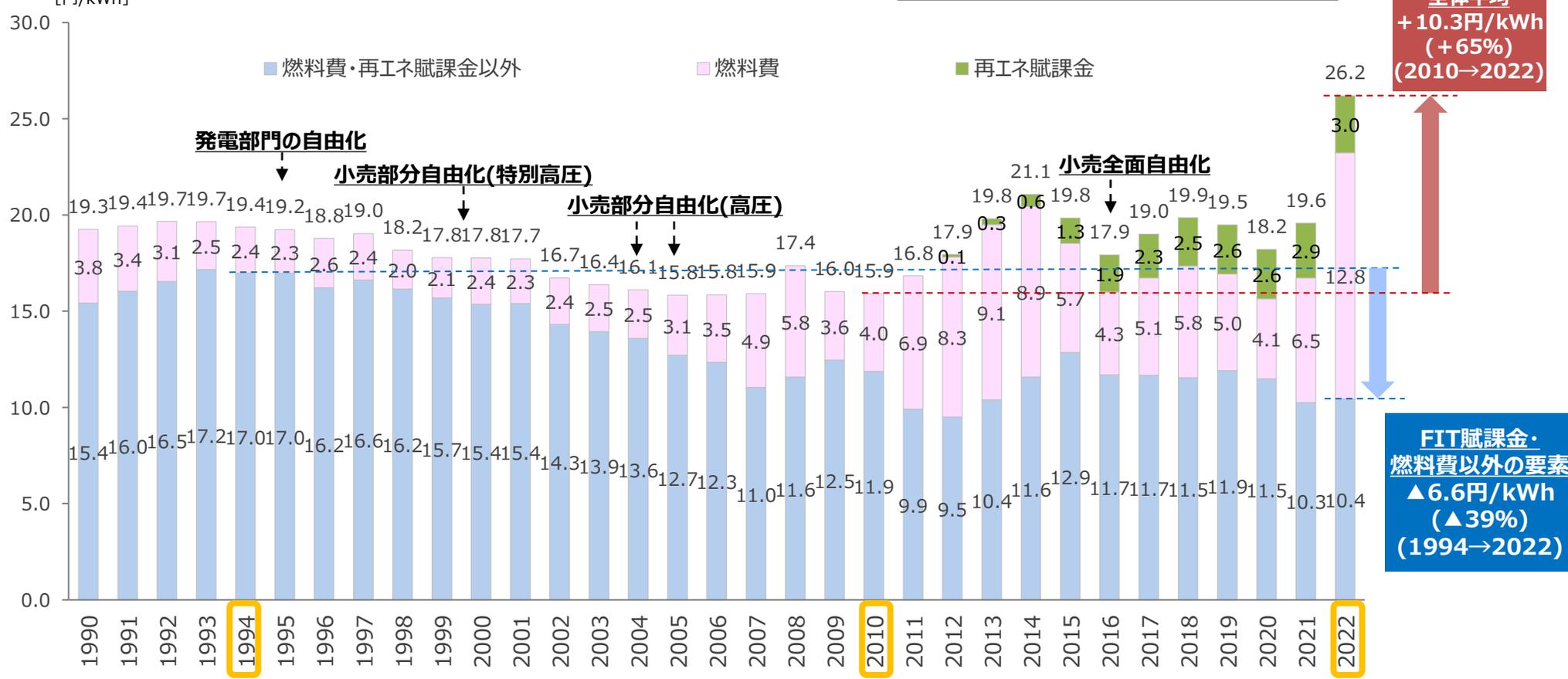
(出所) 米国ピュー・リサーチ・センター "In Response to Climate Change, Citizens in Advanced Economies Are Willing To Alter How They Live and Work", 2021年9月

1. 小売電気事業の現状
2. 小売電気事業の多様化
- 3. 市場価格、燃料価格高騰への対応**
4. 小売電気事業者の供給能力確保
5. 経過措置料金
6. 海外事例

大手電力の電気料金平均単価の推移（1990年度以降）

- **家庭用・産業用全体の電気料金平均単価**は、第1次制度改革前(1994年度)に比べ、**再エネ賦課金と燃料費を除いた要素を比較すると、2022年度は約▲39%低下**。
- ただし、東日本大震災以降、燃料費の増大と再エネ賦課金導入等によって、2010年度に比べて約**+65%上昇**。

大手電力10社における電気料金平均単価の推移（家庭用・産業用の全体平均）



全体平均
+10.3円/kWh
(+65%)
(2010→2022)

FIT賦課金・
燃料費以外の要素
▲6.6円/kWh
(▲39%)
(1994→2022)

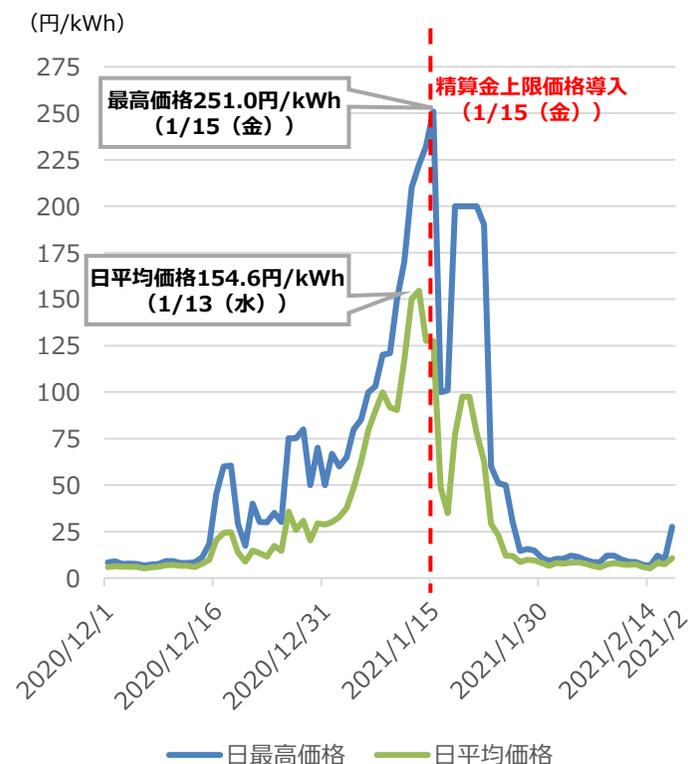
※上記単価は、消費税を含んでいない。
※端数処理により合計した場合などに数値が一致しない場合がある。

2020年度冬期の需給逼迫・市場高騰及び対応

第32回電力・ガス基本政策
小委員会（2021年3月26日）
資料7より抜粋・一部編集

- **2020年12月下旬以降、寒さによる電力需要の増加等を受け、JEPXスポット市場価格が高騰。一時、最高価格は250円/kWh、平均価格は150円/kWhを超える水準まで価格が高騰。**
- **これにより、「市場連動型メニュー」の需要家（消費者・事業者）に対し、高額な料金請求が生じる可能性が高まった。**こうした状況を踏まえ、経済産業省では、下記の対応を実施。
 - 事業者ヒアリング（2021年2月時点）によれば、需要家件数は約69万人（全契約数の約0.78%）。

<スポット市場価格の推移>



需要家への情報発信

- 1/14に、需要家向け相談窓口を設置（電取委）
- 1/14に、需要家に対して契約内容の確認と契約の切替え方法について周知。1/26に事業者の状況（値引き等）の確認について追加周知。1/29に事業者へ柔軟な対応を要請したことについて追加周知。（電取委、国民生活センター）

小売電気事業者に対する要請

- 1/29に、市場連動型料金メニューを提供する新電力に対し、需要家の電気料金がそれまでの価格水準と比べて高額にならないように柔軟な対応に応じるよう要請。

小売電気事業者が柔軟対応を可能とするための措置

- 1/29に、他の新電力に卸供給を行う事業者に、卸料金の支払いに関する柔軟対応を要請。
- 一般送配電事業者に対し、一定の条件の下※1、1月分のインバランス料金及びFIT特定卸料金の支払いについて分割措置※2等を実施。
 - ※1 需要家等に対する柔軟対応の実施、事業健全性・継続性が認められる場合
 - ※2 インバランス料金の確報値の公表を踏まえ、8月までの分割措置(2/12)を12月までに延長（3/19）

相談窓口の設置と資金繰り支援策の紹介

- 1/29に、上記要請に係る小売電気事業者等からの相談窓口を設置。新電力が活用可能な中小企業向け資金繰り支援策（日本公庫による貸付や信用保証制度等）を紹介。
- 日本公庫等に対し、実情に応じた柔軟な対応を要請（3/19公表）。

2020年度冬期の需給逼迫・市場高騰を巡る時系列整理

第32回電力・ガス基本政策
小委員会（2021年3月26日）
資料7より抜粋・一部編集

- 2021年度冬期の事象は、①需給が厳しく、LNG消費が進んだ2020年12月中旬、②需給は多少緩んだものの、燃料制約が生じ、市場玉切れが生じ始めた12月下旬～2021年1月初旬、③需給が逼迫し、市場価格が高騰した1月上旬、④需給は緩んだものの、価格高騰が継続した1月中旬以降の4つに整理されると考えられる。

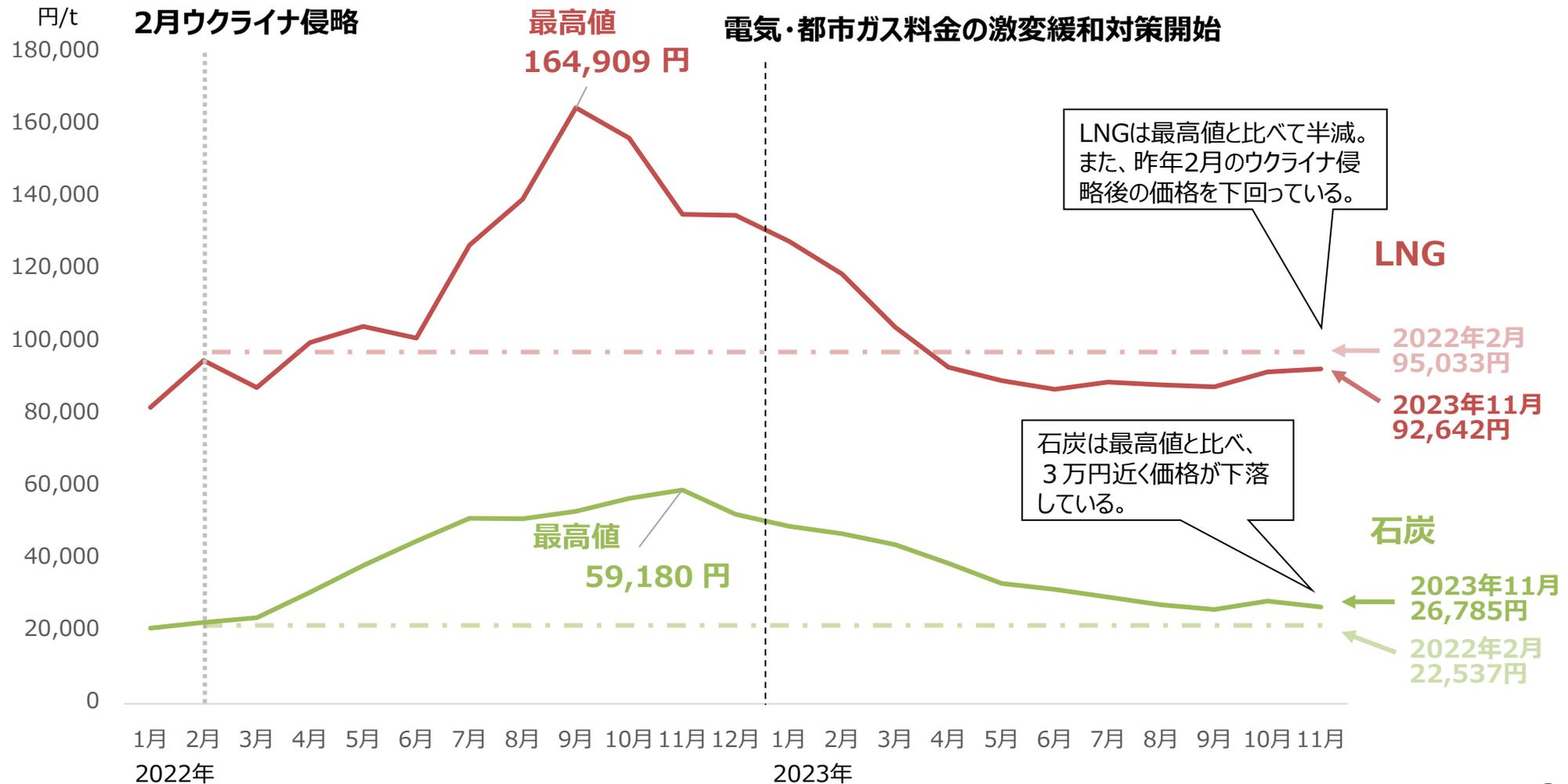
<2020年度冬期の需給逼迫・市場高騰を巡る時系列整理>

	①12月中旬	②12月下旬～1月初旬	③1月上旬	④1月中旬
概要	需給が厳しく、LNG消費進む 市場価格は落ち着いて推移	需要低下も、厳しい需給状況 燃料制約で売り切れ常態化	需給が最も厳しい時期 価格高騰	需給緩むものの、市場 売り切れ・価格高騰継続
需要	需要増 ※過去4年平均：4%増（12/11～12/25）	需要例年並み ※過去4年平均：2%増（12/26～1/5）	需要増加日が継続 ※全国にわたって厳しい日あり（1/8,12） ※過去4年平均：11%増（1/6～1/12）	需要落ち着く ※過去4年平均：1%減（1/13～1/25）
供給力	LNG消費進む 川内②稼働（12/24）	燃料制約実施 石炭火カトラブル停止	燃料制約継続 石炭火カトラブル停止 ※日によっては太陽光出力低下発生	燃料在庫量増加傾向 大飯④稼働（1/17）
市場	価格は比較的 落ち着いて推移 市場平均価格：13.3円（12/11～12/25） （2019年度：8.25円）	売り切れ状態常態化 市場平均価格：34.7円（12/26～1/5） （2019年度：6.8円）	価格高騰 市場平均価格：102.7円（1/6～1/12） （2019年度：7.9円）	売り切れ・価格高騰継続 市場平均価格：74.6円（1/13～1/25） （2019年度：8.1円） ※日平均・コマ別最高価格発生、週明けから沈静化
エネ庁・広域 機関対応	関西への融通実施 （12/15,16）	関西（12/27,28） ・東京（1/3,4）への 融通実施	全国的に電力融通指示 ※計162回実施	効率的な使用呼びかけ インバランス料金上限設定

※10月実施の冬期需給検証では、厳気象にも対応できる予備率確保を確認（※kW評価）

燃料輸入価格の推移

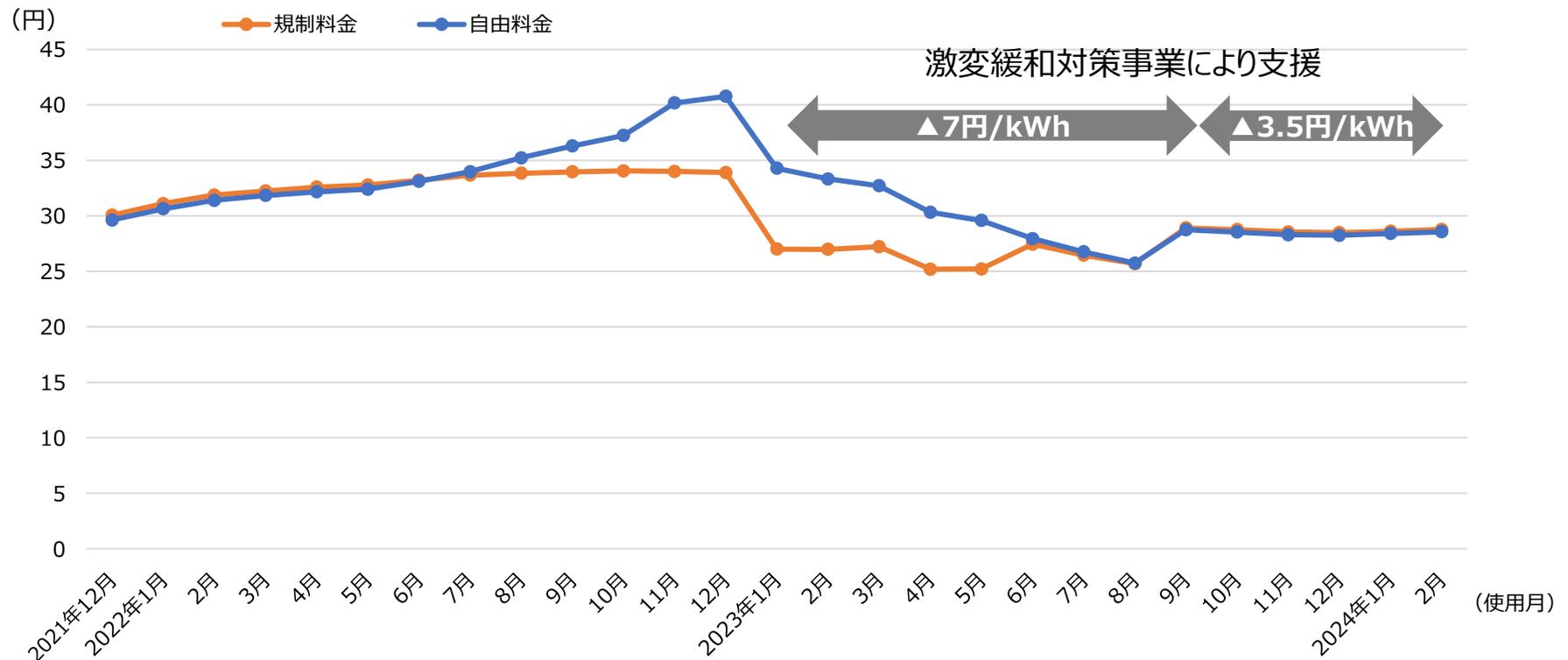
- 日本では、**LNGと石炭火力の比率が高いため、電気料金はその燃料価格に大きな影響**を受ける。
- **2022年の燃料輸入価格の高騰を踏まえ、2023年から激変緩和対策を開始**。



※財務省貿易統計より。2023年11月の価格は12月27日公表の確報値。

電気料金単価の推移 (2022年1月以降)

- 燃料費調整制度では、3～5か月前の輸入燃料価格が電気料金に反映される。
- 本制度の下、国際燃料価格の高騰に伴い、2022年には電気料金が高騰。大手電力各社の規制料金は、燃調上限に到達。
- 2023年1月以降、激変緩和対策事業により、電気料金の値引きを支援。



※旧一般電気事業者10社規制料金モデルケースとミラーメニューとなる自由料金の加重平均。2023年9月以降の使用量は電力取引報における過去5ヶ年平均を用いて算出。

※2023年4月の値下げは再エネ賦課金の見直し (3.45→1.40円/kWh) によるもの。

※2023年6月の値上げは10社中7社における規制料金値上げによるもの。

※2023年9月の値上げは激変緩和対策事業の支援単価変更 (7→3.5円/kWh) によるもの。

電気・ガス価格激変緩和対策事業①

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。
- 令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上。2023年1月～9月使用分まで措置されることとなっていたが、2023年8月、物価高に対応する経済対策を策定し、実行するまでの間、支援を継続することを決定。
- 2023年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小することとした。

現在の値引き単価

<電気>

低圧：3.5円/kWh

高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

(参考) 2023年1月～8月使用分の値引き単価

<電気> 低圧：7円/kWh 高圧：3.5円/kWh

<都市ガス> 30円/m³

電気・ガス価格激変緩和対策事業②

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（抜粋）（2022年10月28日閣議決定）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

I 物価高騰・賃上げへの取組 1. エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

その上で、来春以降の急激な電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減するため、来年度前半にかけて、小売電気事業者等を通じ、毎月の請求書に直接反映するような形で、前例のない、思い切った負担緩和対策を講ずる。家庭に対しては、**来年度初頭にも想定される電気料金の上昇による平均的な料金引上げ額を実質的に肩代わりする額を支援**し、企業より手厚い支援とする¹。脱炭素の流れに逆行しないよう、**来年9月は激変緩和の幅を縮小**するものとし、並行して、**省エネ、再エネ、原子力の推進等と併せて電力の構造改革をセットで進め、GXを加速**する。この事業は、来年春に先駆けて着手し1月以降の可及的速やかなタイミングでの開始を目指す。

都市ガスについては、値上がりの動向、事業構造などを踏まえ、電気とのバランスを勘案した適切な措置を講ずる。具体的には、**家庭及び企業に対して、都市ガス料金の上昇による負担の増加に対応する額を支援する**²。LPガスについては、価格上昇抑制に資する配送合理化等の措置を講ずる。

これらの**電気料金、都市ガス料金、燃料油価格の高騰の激変緩和措置**により、来年1月以降、来年度前半にかけて**標準的な世帯においては総額4万5千円の負担軽減**となる。

¹ 低圧契約の家庭等に対して1kWhあたり7円（家庭の現行の電気料金の2割程度に相当）、**高圧契約の企業等に対しては**、FIT賦課金の負担を実質的に肩代わりする金額（1kWhあたり3.5円）の支援を行う。

² **家庭及び都市ガスの年間契約量が1000万m³未満の企業等に対して1m³あたり30円の支援を行う。**

デフレ完全脱却のための総合経済対策（抜粋）（2023年11月2日閣議決定）

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る 1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

経済対策を実行するまでの間、継続している**電気・ガス料金の激変緩和措置**についても、2024年春まで継続する。具体的には、**国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小**する。

新電力の休廃止等の状況

- 電力市場価格が高騰した2022年1月以降、小売電気事業の休止・廃止・解散に至った新電力は83社 (2023年12月末時点)。

2022年1月～12月

①	トーセキ (廃止)
②	NECファシリティーズ (廃止)
③	トリニクス (廃止)
④	SORAシム (廃止)
⑤	宮城電力 (廃止)
⑥	広島電力 (廃止)
⑦	札幌電力 (廃止)
⑧	西日本電力 (廃止)
⑨	東海電力 (廃止)
⑩	東日本電力 (廃止)
⑪	福岡電力 (廃止)
⑫	情報ハイウェイ協同組合 (廃止)
⑬	ホープエナジー (廃止)
⑭	サン・ビーム (廃止)
⑮	ギフト (廃止)
⑯	エイワット (休止)
⑰	郡上エネルギー (廃止)
⑱	SankoIB (廃止)
⑲	アンビット・エナジー・ジャパン (廃止)
⑳	GYRO HOLDING (廃止)
㉑	つづくみらいエナジー (休止)
㉒	みの市民エネルギー (廃止)
㉓	プログレスエナジー (廃止)
㉔	エルピオ (休止)
㉕	はまエネ (廃止)

㉖	FTエナジー (解散)
㉗	フィット (休止)
㉘	ベーシックネットワーク (廃止)
㉙	TOKYO油電力 (休止)
㉚	弥富ガス (休止)
㉛	OVOエナジー・ジャパン (廃止)
㉜	Nature (休止)
㉝	フライングエステート (休止)
㉞	ウエスト電力 (休止)
㉟	石川電力 (廃止)
㊱	森の灯り (廃止)
㊲	ISEナジー (解散)
㊳	加賀市総合サービス (休止)
㊴	緑屋電気 (休止)
㊵	コープでんき東北 (休止)
㊶	日本電灯電力販売 (廃止)
㊷	エージーピー (休止)
㊸	登米電力 (休止)
㊹	F-power (廃止)
㊺	ワラビ (廃止)
㊻	サイホープロパティーズ (廃止)
㊼	寝屋川電力 (休止)
㊽	メディロム (廃止)
㊾	メディアクラウド (廃止)
㊿	ネクストワンインターナショナル (廃止)

2023年1月～12月

①	Peak8 (休止)
②	ケアネス (廃止)
③	フラットエナジー (休止)
④	エア・ウォーター (廃止)
⑤	トーヨーエネルギーファーム (廃止)
⑥	OptimizedEnergy (解散)
⑦	藤井産業 (廃止)
⑧	ビジョン (廃止)
⑨	TEPCOライフサービス (廃止)
⑩	TOSMO (廃止)
⑪	レックスイノベーション (廃止)
⑫	ブライト (廃止)
⑬	エイチティービー (休止)
⑭	eConsulting (休止)
⑮	ナンワエナジー (休止)
⑯	熊本電力 (解散)
⑰	富山電力 (休止)
⑱	九州スポーツ電力 (休止)
⑲	アスエネ (廃止)
⑳	岩手電力 (休止)
㉑	電力保全サービス (休止)
㉒	翠光トップライン (休止)
㉓	グリーンナ (休止)
㉔	ネクシィーズゼロ (休止)
㉕	JR西日本住宅サービス (廃止)

㉖	インフォシステム (廃止)
㉗	シナジアパワー (解散)
㉘	大和ライフエナジア (廃止)
㉙	Cross Border (休止)
㉚	大阪いずみ市民生活協同組合 (休止)
㉛	生活協同組合コープしが (休止)
㉜	地元電力 (解散)
㉝	宮交シティ (廃止)

(出所)
電気事業法に基づく届出 (令和5年12月31日時点)

（参考）託送料金等の未払いに伴う社会的な影響について

- 託送料金やインバランス料金の未払い額は、一般送配電事業者10社合計で約450億円にものぼることがわかった（※）。
- （※）2020年4月～2022年4月（5月で更新できる社は、5月時点まで）の期間において生じた託送料金とインバランス料金の未払い額の合計額を示している。
- 上記未払い総額のうち、その大部分が貸倒損として未だ計上されていないため、これから貸倒損の計上額は増加することが見込まれるが、2017年～2021年度に計上された貸倒損は10社合計で約110億円となる。
- また、撤退等を余儀なくされた小売電気事業者の中には、1社あたりの託送料金やインバランス料金の未払い額が大きく、スイッチング需要家数も多いなど、社会的な影響の大きい事業者も見受けられるところ。

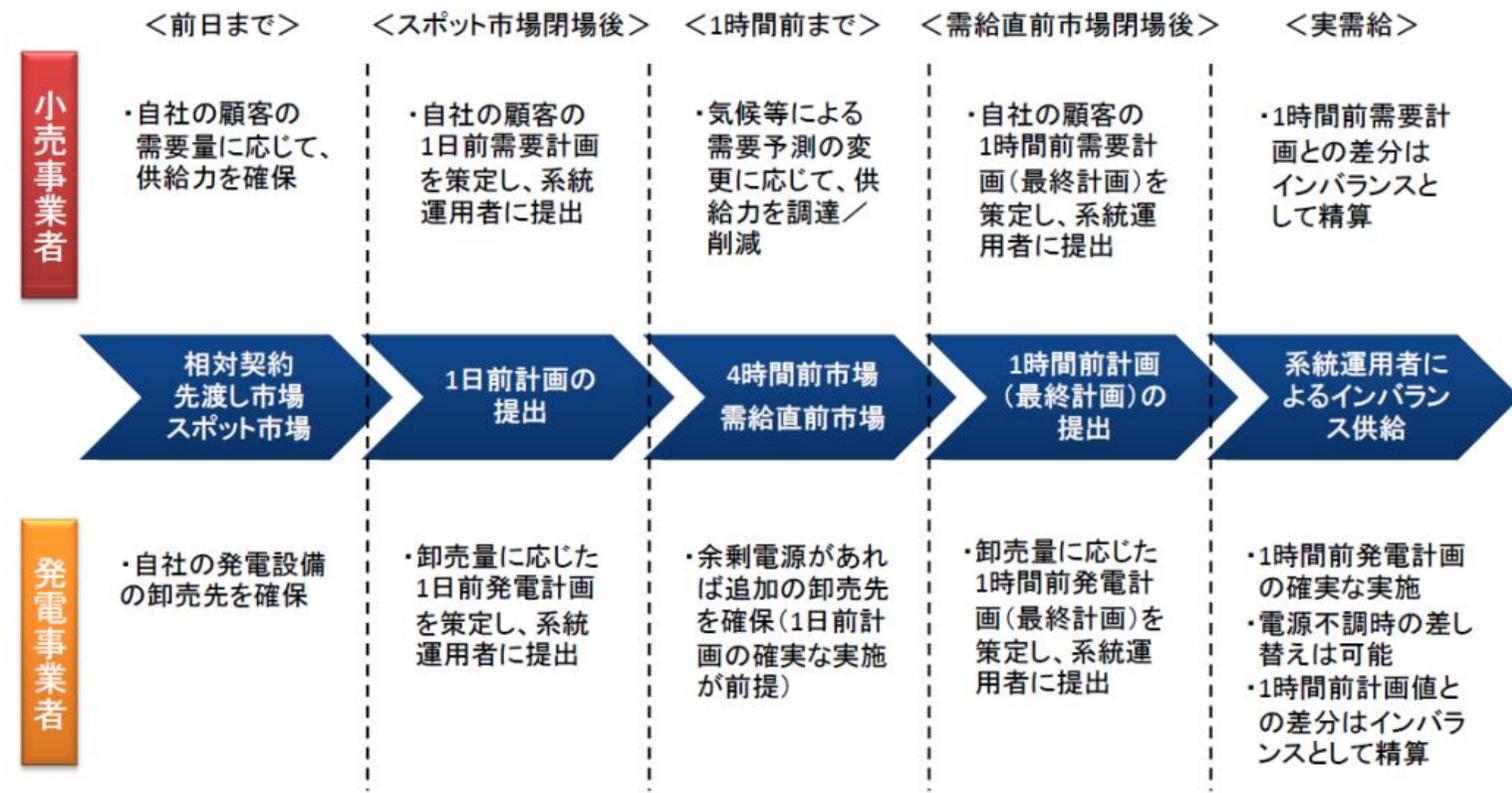
（出典）一般送配電事業者への聞き取り調査に基づく。

	託送料金	インバランス料金	スイッチング需要家数
A社	約16億円	約200億円	約5,000件
B社	約1000万円	約190億円	約35,000件
C社	約4億円	約23億円	約6,000件

(参考) 計画値同時同量制度の考え方

- 現行の計画値同時同量制度は、**需要BG（小売事業者等）は合理的に需要を予測し、その予測に応じて供給力を調達する、発電BG（発電事業者等）は販売した量を正確に発電することを通じ、需要に見合った電気が供給されるという考え方で設計された。**

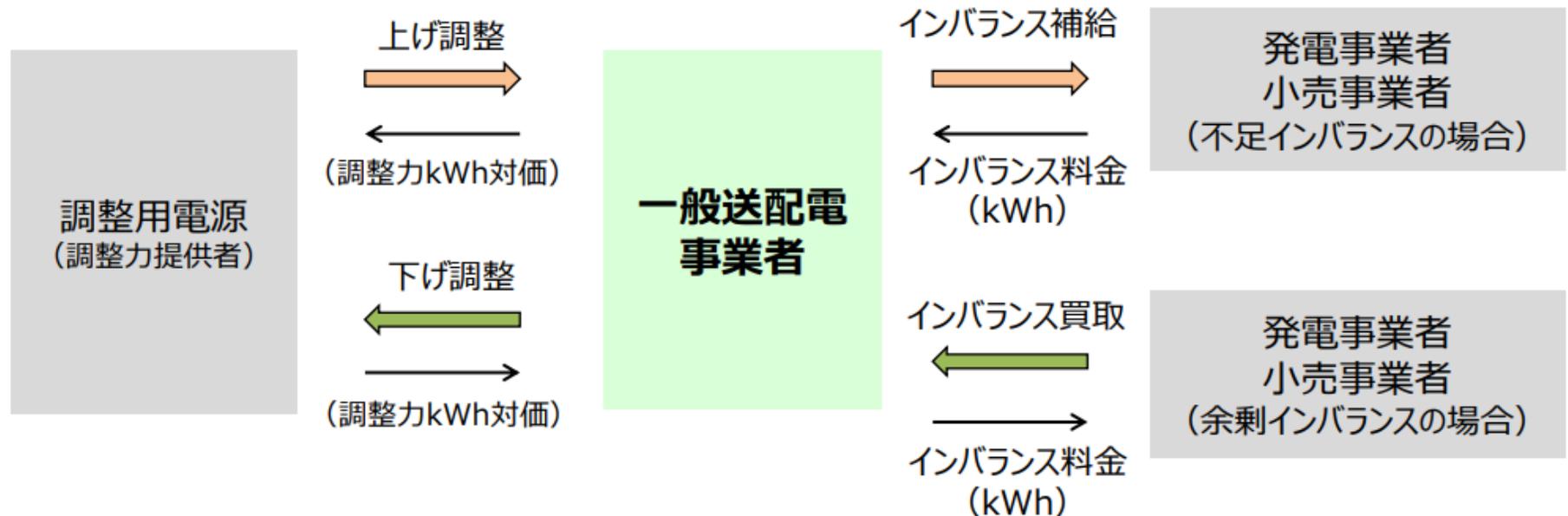
○計画値同時同量制度の業務フロー(イメージ)は以下のとおり。
○1時間前計画(最終計画)提出後の需給バランス調整は系統運用者が一手に担う。



(参考) インバランス料金の仕組み

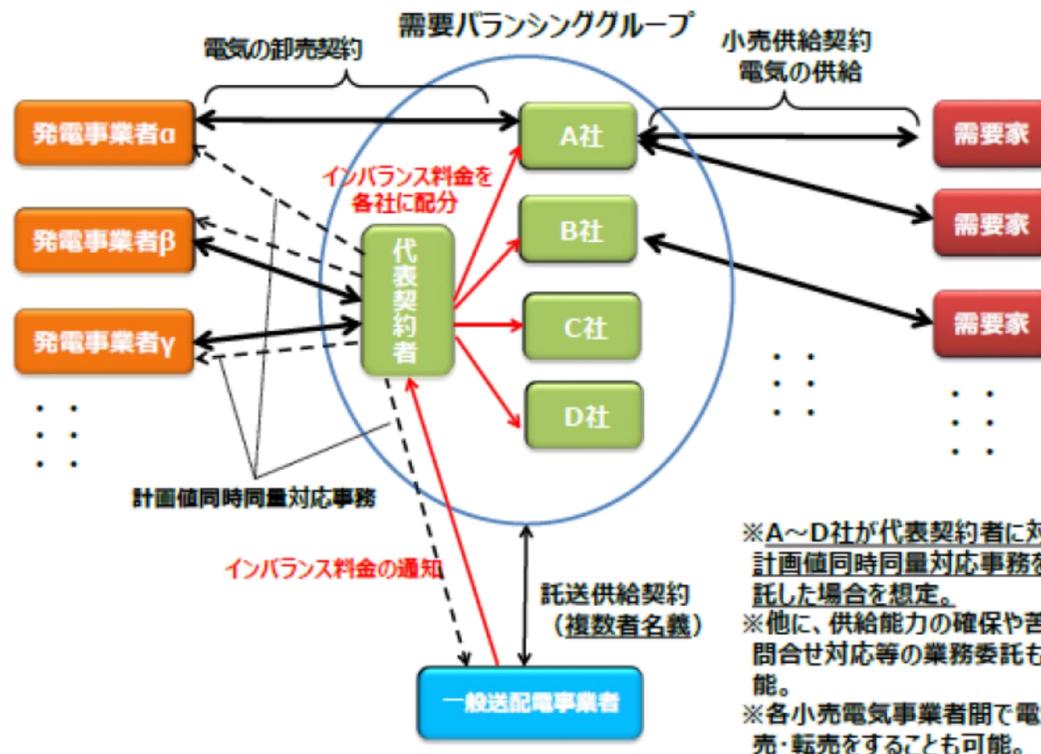
- インバランス (計画と実績の過不足) を発生させた発電事業者又は小売事業者 (バランシンググループ) は、インバランス分の電気について、一般送配電事業者との間で事後精算する。
- 個々の発電事業者又は小売事業者 (バランシンググループ) が発生させた不足インバランス量・余剰インバランス量は一部が相殺され、エリア全体のインバランス量が残る。これを調整するために、一般送配電事業者は、調整力を稼働させ、調整力提供者に対して対価を支払う。
- 不足インバランスのインバランス補給料金単価と、余剰インバランスのインバランス買取料金単価は同一であり、一般送配電事業者が用いる調整力のkWh単価を参照して決定される。

「インバランス料金制度等について」
(2022年1月28日)



(参考) 需要バランシンググループ (BG) について

- 需要バランシンググループ (代表契約者制度) とは、複数の小売電気事業者と一般送配電事業者が一つの接続供給契約を結び、小売電気事業者間で代表契約者を選定する仕組みのこと。
- ※ BGの代表契約者 (=BG親) 以外の者 (=BG子) は、需給管理の委託契約とあわせて、卸供給契約も締結している場合が多い。



(備考)

BG子はBG親に計画値同時同量対応事務を委託した場合であっても、以下の小売電気事業者としての義務を果たす必要がある。

- 供給能力確保義務 (電気事業法第2条の12)
- 需要家に対する説明義務 (法2条の13)
- 需要家に対する書面交付義務 (法第2条の14)
- 苦情の処理義務 (法第2条の15)

(参考) 過去のBG制度の見直しについて

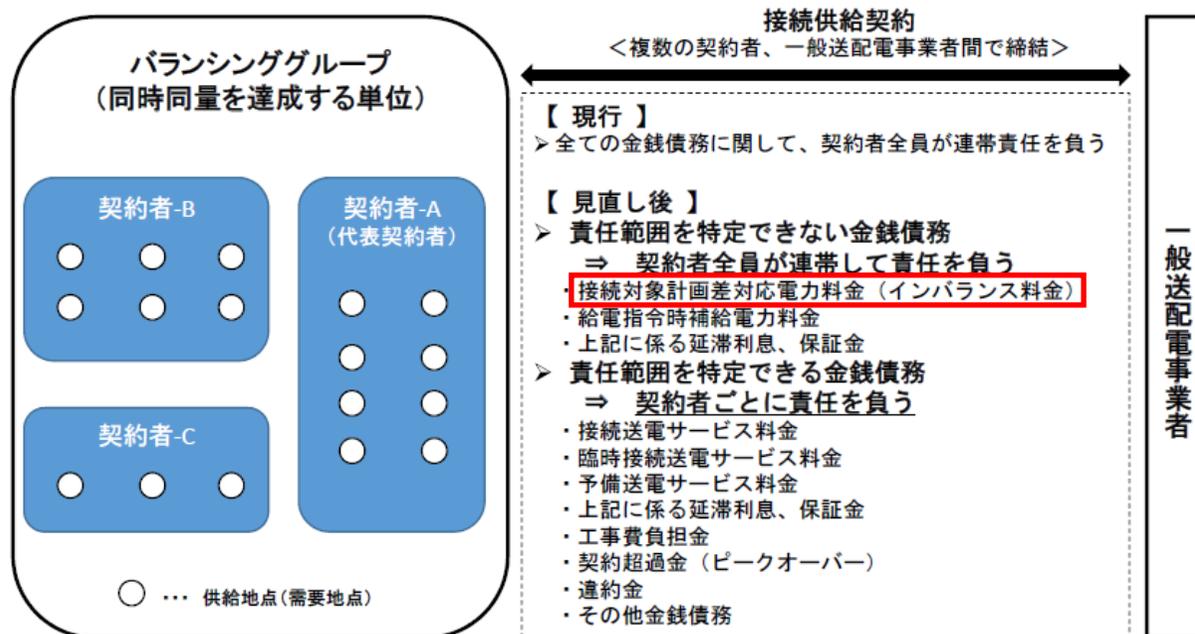
- バランシンググループ（代表契約者制度）では、グループを形成する小売電気事業者全体で同時同量を達成することとなり、インバランスが生ずるリスクが低減する。
- 代表契約者制度については、過去、契約者間における金銭債務の連帯責任の義務が課されていたことが、本制度が活用されない理由のひとつとされていたことから、託送供給等約款において、責任範囲を特定できる金銭債務については、連帯責任なしとすることとされた。

2. 代表契約者制度の見直しについて(連帯責任の範囲)

【連帯責任の範囲について】

- 責任範囲を特定できない金銭債務(供給地点ごとに設定できない料金等)は、連帯責任あり
- 責任範囲を特定できる金銭債務(供給地点ごとに設定される料金等)は、連帯責任なし

第10回 電力・ガス取引監視等委員会
電気料金審査専門会合
(平成27年11月20日)
資料6 代表契約者制度について (東京電力)
より抜粋



← インバランス料金は連帯債務

(参考) 無契約状態に至った事例

- 2022年9月に実施した小売電気事業者に関するフォローアップ調査によれば、**回答者344社のうち60社（17%）**の事業者において、**中途解約を通知**。高圧分野においては5千件以上、低圧分野においては10万件以上の中途解約を実施した事例も発生。
- **回答者60社のうち約30%**の小売電気事業者において、**無契約状態となった需要家が発生**。

第56回電力・ガス基本政策小委員会
(2022年11月24日) 資料3より抜粋

	特別高圧・高圧・低圧の別	無契約状態に至った件数
A社	高圧	5000件以上（約9000件）
B社	高圧	1件～100件未満
	低圧	5000件～10,000件未満（約6000件）
C社	低圧	1000件～5000件未満（約3000件）
D社	特別高圧	1件～100件未満
	高圧	1件～100件未満
	低圧	1件～100件未満

※「小売電気事業に関するフォローアップ調査結果」及び小売電気事業者への個別の聞き取り調査を踏まえて作成（括弧内の数字は聞き取り調査の結果、確認した件数を記載）

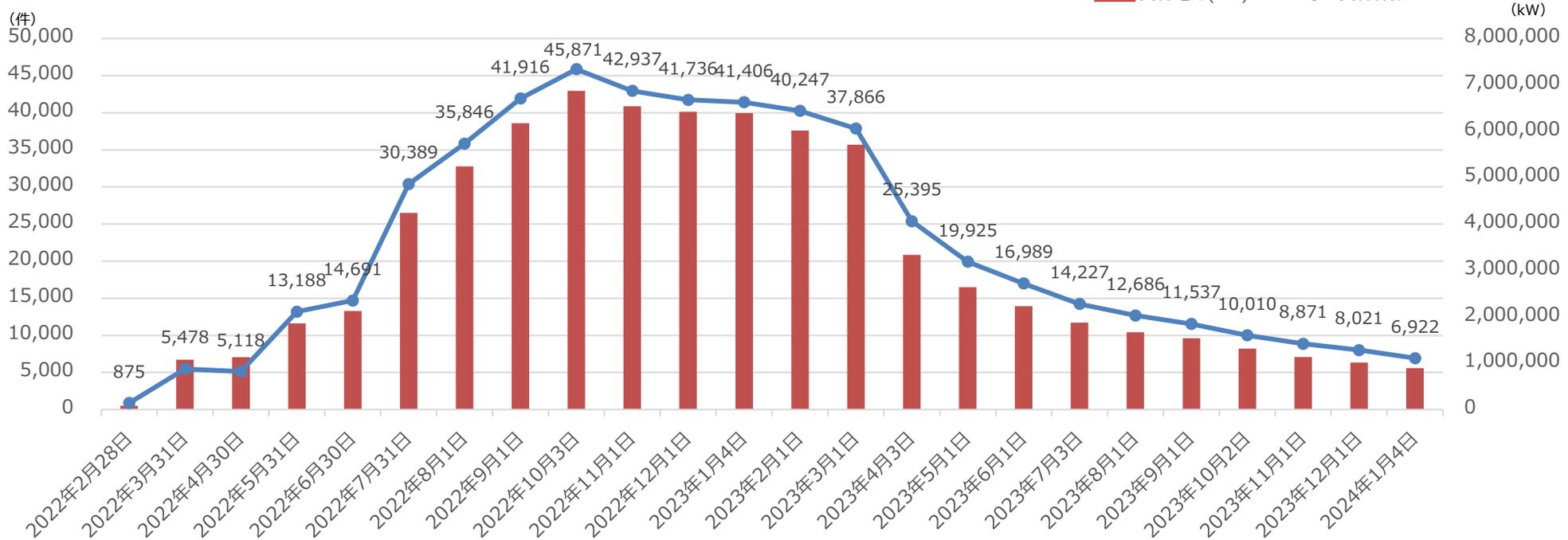
最終保障供給の契約電力及び件数の推移

- **国際燃料価格やスポット市場価格が高騰した2022年春以降、多くの新電力が撤退や事業を縮小。他の大手電力や新電力への切り替えができず最終保障供給※を受ける需要家が増加。**

※ 一般送配電事業者が行う最終保障供給は、すべての需要家が電気の供給を受けられることを制度的に担保するためのセーフティネットとの位置付け。

- 大手電力が標準メニューでの受付を再開（2023年4月供給開始）したことにより、最終保障供給を受ける需要家は減少。

最終保障供給の契約電力及び件数（2022年2月28日～2024年1月4日）



(参考) 最終保障供給料金への卸市場価格の反映

- 最終保障供給料金への卸市場価格の反映については、制度設計専門会合及び資源エネルギー庁の審議会で議論・整理がなされた後、沖縄電力を除く一般送配電事業者9社から最終保障供給約款変更の届出があり、2022年9月1日から導入された。

卸市場価格の反映方法について

- 現行の最終保障供給料金の料金体系をベースに、卸市場価格（エリアプライス。ロス率、消費税込み） + 託送従量料金単価（注1）と最終保障供給の従量料金単価（燃調込み）（注2）との差額を補正項として反映することとしてはどうか。
- なお、基本料金は現行の最終保障供給料金の水準を維持することとしてはどうか。

<イメージ>



※従量料金は調整する一方で、基本料金については現行の最終保障供給料金の水準を維持することとすると、卸市場価格に託送料金を足したものと割高になっているとも考えられるが、他方で、最終保障供給料金の基本料金を現状よりも安くしてしまうと、低負荷率の需要家が最終保障供給に流入してしまうおそれがある。また、実際の自由料金には卸市場価格に託送料金を足したものに加え、事務費なども加わっていることも考えると、卸市場価格に託送料金を足したものと割高になっていること自体は不合理なものではないと考えられる。

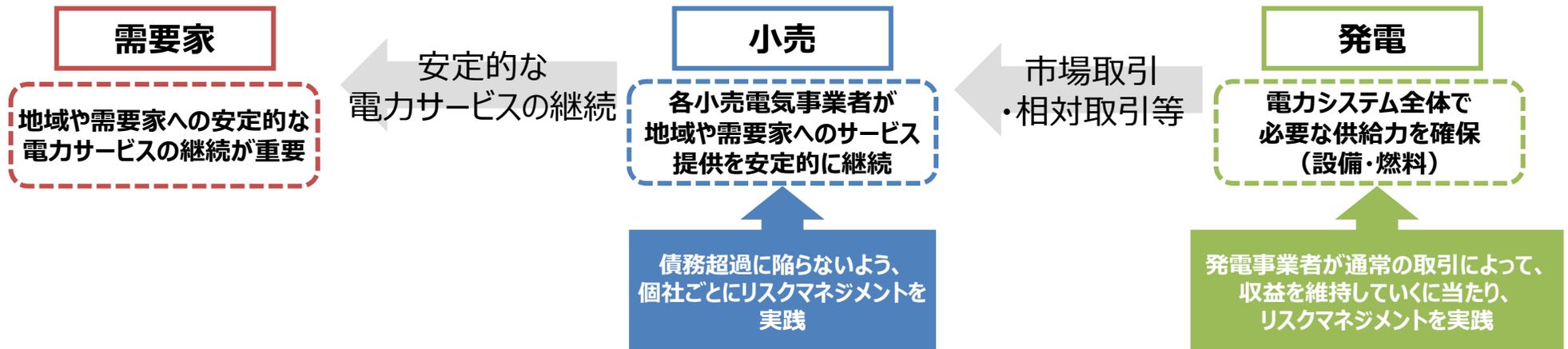
(注1) 離島ユニバーサルサービス調整を実施する一般送配電事業者については、離島ユニバーサル調整込み。以降についても同様。

(注2) 離島ユニバーサルサービス調整を実施し、かつ、離島ユニバーサルサービス調整が反映された旧一般電気事業者の標準料金メニューをもとに最終保障供給料金を設定している一般送配電事業者については、離島ユニバーサルサービス調整込み。以降についても同様。

リスクマネジメント指針及び参考事例集の制定（2021年11月）

- 2020年度冬期のスポット市場価格の高騰等、スポット市場における取引には大きな価格変動リスクが伴う。地域や需要家に対し、安定的な電力サービスを実現するために、電気事業者は、スポット市場が大きな価格変動リスクを伴う市場であることを改めて認識し、適切にリスクマネジメントを実施していく必要がある。
- 電気事業者におけるリスクマネジメントの一助となるよう、電気事業者において実施が望ましいと考えられる行為を「地域や需要家への安定的な電力サービス実現に向けた市場リスクマネジメントに関する指針」に規定するとともに、本指針の策定のために行ったヒアリング（2021年6月～9月に資源エネルギー庁にて実施）をベースに、電気事業者のリスクマネジメントの参考となるよう、参考事例集を作成。

<本指針作成の目的及び対象リスクの全体像>



小売電気事業者の地位の承継手続の明確化（2022年7月）

- 電気事業法上、小売電気事業の全部の譲渡や、小売電気事業者の相続、合併又は分割があった場合は、小売電気事業を承継した者が、別途の登録申請を要することなく、小売電気事業者の地位を承継するものとされ、承継者は遅滞なく承継の届出をすることとされている。事業の全部とは、小売電気事業に係る権利関係（債権・債務）を含むものであり、託送料金やインバランス料金等の債務も対象となる。

※ 小売電気事業の一部を承継する場合には、承継先が新規登録（第2条の2）を受けることが必要。

電気事業法

（承継）

第二条の七 小売電気事業の全部の譲渡しがあり、又は小売電気事業者について相続、合併若しくは分割（小売電気事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人は、小売電気事業者の地位を承継する。ただし、当該小売電気事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小売電気事業の全部を承継した法人が第二条の五第一項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により小売電気事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

電気事業法第2の7の規定による全部承継の届出等について（周知）（2022年7月1日）

- ① 託送料金やインバランス料金等を含む全ての債権・債務の承継が小売電気事業者の地位を承継するために必要です。
- ② 全ての債権・債務が承継されていないれば、法第2条の7の届出の要件を満たさないため、小売電気事業者としての営業を続けることは無登録営業となり、電気事業法上の問題となります。
- ③ 電気事業法上の「承継」に該当するか疑義がある場合には、資源エネルギー庁に相談してください。

小売登録審査の厳格化（2023年4月）

- 従来から小売登録申請の書類として提出が義務付けられている直近の貸借対照表及び損益計算書から財務状況を確認し、必要に応じて、収支計画等を確認。
- さらに、中期的な事業継続性についても確認する趣旨から、電気事業法施行規則において、小売登録申請に必要な書類として「事業計画書」を追加（2023年4月1日）。
「小売電気事業に係るリスク管理の取組」と「事業開始後3年間の事業計画」の記載を求めている。

電気事業法施行規則

（小売電気事業の登録申請）

第三条の五 法第二条の三第一項の申請書は、様式第一によるものとする。

2 法第二条の三第一項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 その行う小売電気事業以外の事業の概要

3 法第二条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二条の五第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

二 様式第一の二の小売電気事業遂行体制説明書

三 様式第一の三の苦情等処理体制説明書

三の二 **様式第一の三の二の事業計画書**

四 申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の定款、登記事項証明書、**最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書**並びに役員の履歴書

五 申請者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

六 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が小売電気事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

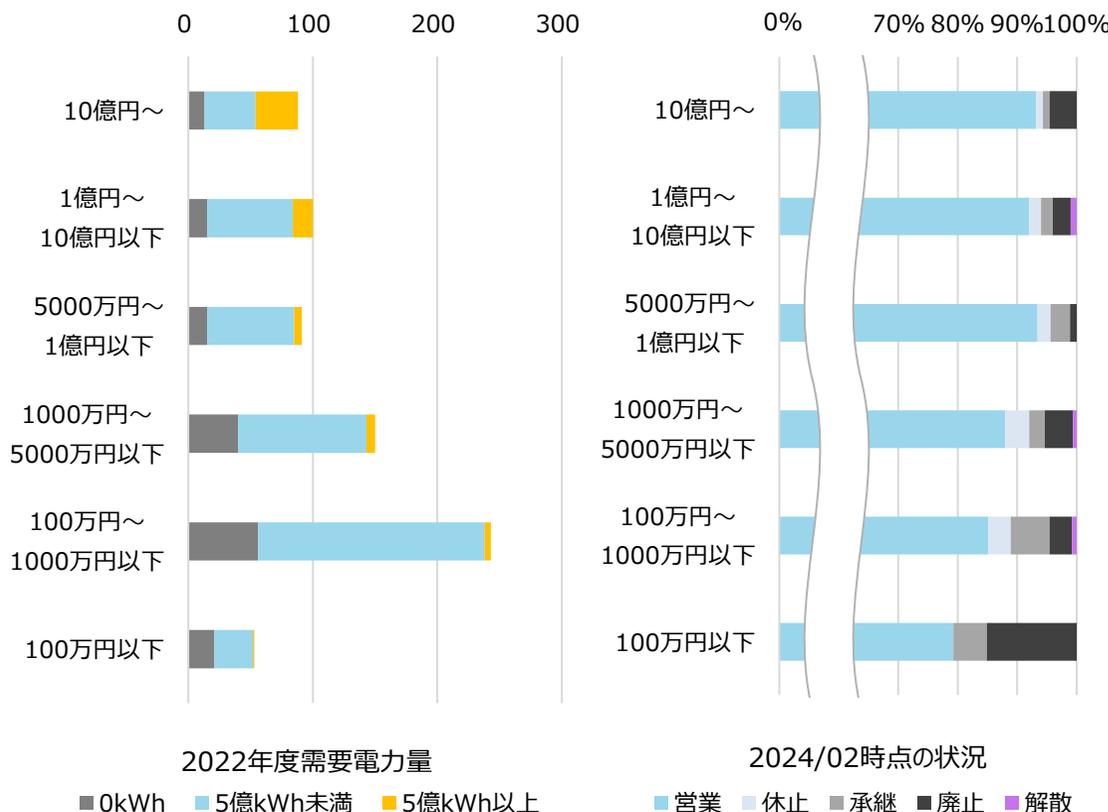
七 申請者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

4 経済産業大臣は、法第二条の三第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、他の者からその小売電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写し**その他の必要と認める書類の提出を求めることができる。**

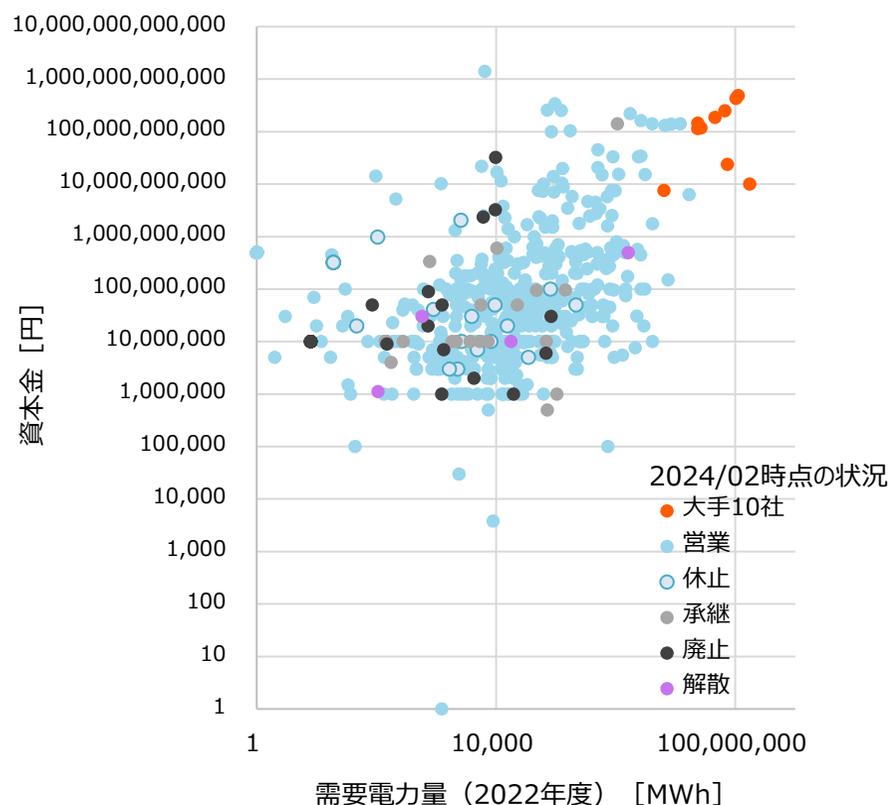
(参考) 小売電気事業者の登録時資本金

- 小売電気事業者の約6割は登録時資本金5000万円以下の中小企業。
- 登録時資本金1000万円以下の事業者は、約2割が2022年度以降に休止・承継・廃止・解散に至っている。

小売登録時の資本金規模別の事業者数・2024/02時点の小売電気事業状況の割合



2022年度需要電力量と小売登録時の資本金



(参考) 小売電気事業者の登録要件

- 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者等電気事業法の定める登録拒否事由に該当しない限り、登録を受けることが可能。
- 供給能力の確保の見込みについては、自社電源、相対契約による調達のみならず、JEPXからの調達も認められている。

電気事業法

(登録の申請)

第二条の三 前条の登録を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保に関する事項

四・五 (略)

2 (略)

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第1 審査基準

(1) 第2条の2の小売電気事業の登録

第2条の2の小売電気事業の登録に係る審査基準については、第2条の5第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

① 当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値（以下「最大需要電力」という。）を適切に見込んでいないこと、その出力変動を考慮せずに太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいること、卸電力取引市場における過去の約定量等に照らして当該卸電力取引市場からの調達量を供給能力として過大に見込んでいることその他の理由により、最大需要電力に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者

② (略)

(参考) 小売電気事業者の主な義務

- 小売電気事業：小売供給（一般の需要に応じ電気を供給すること）を行う事業
- 需要に応じた供給能力を確保することにより一般家庭等を含む需要家の利益を保護する観点から、小売電気事業者は経済産業大臣の登録制としている。

主な義務・規制（電気事業法）

- 小売電気事業を休止し、又は廃止しようとする場合の小売供給の相手方に対する周知義務【法第2条の8第2項】
- 小売供給に必要な供給能力の確保義務【法第2条の12第1項】
- 小売供給契約の締結前に行う契約の相手方への供給条件の説明及び書面の交付義務【法第2条の13第1項・第2項】
- 小売供給契約の締結後に行う契約の相手方への書面の交付義務【法第2条の14第1項】
- 苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理義務【法第2条の15】
- 小売電気事業者の名義貸し及び事業の貸渡し等の禁止【第2条の16第1項・第2項】
- 電気事業者間の広域的運営による相互協調義務【法第28条】
- 供給計画の届出義務【法第29条第1項】

(参考) 小売電気事業者に対する他法令の規制

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律関係

- 経済産業大臣が定める基本方針（令和12年度における非化石電源比率を44%以上とすることを目標とする等）に留意して、エネルギー源の環境適合利用（電気のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用すること等）の促進に努める義務【法第4条】
- エネルギー源の環境適合利用の目標に関し、達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出する義務（年間販売電力量が5億kWh以上の小売電気事業者等が対象）【法第7条第1項】

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律関係

- 電気の使用者からの求めに応じ、当該使用者の一定の時間ごとの電気の使用量を開示する義務【法第158条】
- 経済産業大臣が定める基本方針に留意して、電気の使用者による電気の需要の最適化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備等の実施に関する計画を作成・公表する義務【法第159条】
- 使用者が行うエネルギーの使用の合理化等に資する情報を提供するように努める義務【法第165条】

休廃止時・中途解約時における規律の強化（2023年4月）

- 休廃止時・中途解約時における需要家への周知・告知期間、周知・告知事項について、省令及びガイドラインを改定（2023年4月1日）。

休廃止時	中途解約時
周知期間 【電気事業法施行規則】 低圧：60日 （需要家1万以上の場合は90日） 特別高圧・高圧：90日	告知期間 【電力の小売営業に関する指針】 低圧：60日 特別高圧・高圧：90日
周知事項 【電力の小売営業に関する指針】 ①小売供給の停止の年月日 ②休止の場合はその期間 ③休廃止をする理由 ④苦情や問合せの連絡先 ⑤無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給等を申し込む方法があること	告知事項 【電力の小売営業に関する指針】 ①小売供給の停止の年月日 ②契約解約等をする理由 ③苦情や問合せの連絡先 ④無契約となった場合には電気の供給が止まることや、最終保障供給等を申し込む方法があること

※ 大規模休廃止・中途解約については、事前に国への報告が必要 【電気関係報告規則】

※ 小売電気事業者側の事由による解約及び自動更新の拒否に関する事項は、該当がある場合、小売供給契約の締結時において小売電気事業者から需要家に対し説明することを義務付け 【電気事業法施行規則】

(参考) 小売電気事業者撤退時に需要家に求められる対応

- 小売電気事業者が撤退する場合など、小売電気事業者が小売契約を中途解約した場合であっても、需要家は、新たな小売電気事業者から供給を受けるためには、自らスイッチングの手続をとる必要がある。

小売電気事業者（低圧）の契約切替え手続

- スwitchングの手続（他の小売電気事業者と電気の供給のための契約を結ぶ手続）では、今後契約を行いたい小売電気事業者と手続をすれば足り、必ずしも現在契約中の小売電気事業者に連絡をする必要はない
- 通常の手続では、①氏名、②住所、③現在契約している小売電気事業者の顧客番号、④供給地点特定番号が必要 ※③、④の情報がなくとも手続が可能な場合もある
- ただちに停電とはならないものの、小売電気事業者との契約のないまま電気の供給を受け
る状態が続けば、最終的には、電気の供給が停止され、停電となるおそれがある

需要家に対する説明・事前書面交付の規律の強化（2024年4月施行予定）

- 2020年度冬期のスポット市場価格の高騰に伴う電気料金の高騰について、需要家からの相談が多くあったことから、「電力の小売営業に関する指針」に、市場連動型料金メニューの一般的な情報提供や契約前の説明に関する望ましい行為等を追加（2021年11月15日改定）。
- 2022年の燃料価格高騰を踏まえ、同指針に燃料費調整等の仕組みを伴う料金メニューによる小売供給を行う際の一般的な情報提供や契約前の説明に関する望ましい行為等を追加（2022年9月16日改定）。
- さらに、一部の小売電気事業者において市場価格の変動リスクを需要家に転嫁する市場連動型の料金メニュー等を導入する動きがある中で、電気料金の水準は、必ずしも画一的かつ安定的ではなく、電気を供給する事業者やその事業環境により変動性が大きくなりつつあることから、その変動性について、適切な説明や分かりやすい情報提供がなされる必要があることを鑑み、2024年4月1日の施行を目指し、電気事業法施行規則及び同指針を改定する作業を実施中。

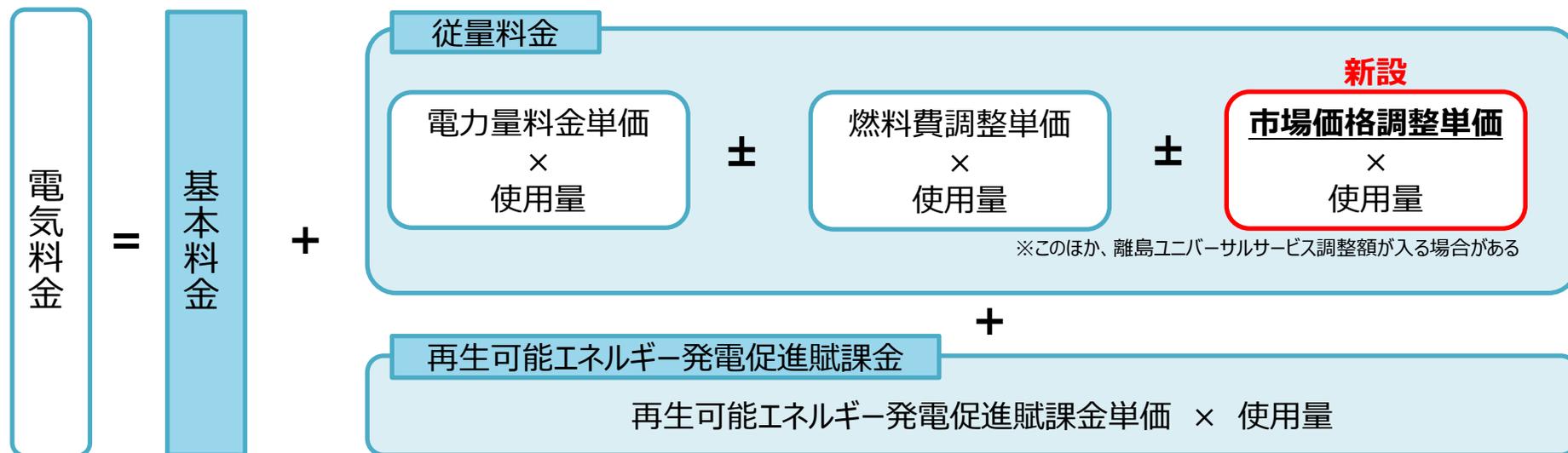
【電気事業法施行規則改正内容】

- ① 燃料又は電力の取引価格の変動により小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無を説明しなければならないこと。
- ② 説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならないこと。
- ③ 事前交付書面には、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い、小売供給を受けようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な事項にあっては、枠の中に12ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、明瞭かつ正確に記載しなければならないこと。

高圧・特別高圧 標準メニューへの市場価格調整項の導入

- 北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、中国電力は2023年4月1日以降、関西電力、九州電力は2024年4月1日以降、高圧・特別高圧の標準メニューへ市場価格調整項を導入。

【電気料金の構成（イメージ）】



※各社公表資料より資源エネルギー庁調べ

九州電力は、2023年10月1日以降に受給開始した需要家から「市場価格調整」を導入した標準メニューを適用。

東京電力エナジーパートナーは、2024年4月1日からベーシックプラン（燃料費調整と市場価格調整両方）、市場調整ゼロプラン（燃料費調整のみ）、市場価格連動プラン（市場価格調整のみ）の3種類の新たな標準メニューを提供。

1. 小売電気事業の現状
2. 小売電気事業の多様化
3. 市場価格、燃料価格高騰への対応
- 4. 小売電気事業者の供給能力確保**
5. 経過措置料金
6. 海外事例

小売電気事業者の供給能力確保義務

- 現行の電気事業法第2条の12第1項では、小売電気事業者に対して、自らの小売需要に応じた供給能力の確保を義務付けている。これは、各小売電気事業者が自らの小売需要に応じた供給能力を確保することにより、需要家の利益を保護しようとするもの。
- 小売電気事業者が実需給断面において供給能力確保義務に対応するためには、通常想定される需要に対応する供給能力に加え、需要の上振れ等の可能性に対応するための一定の供給予備力を確保することが求められる。

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

平成26年4月25日 第186回国会 衆議院 経済産業委員会

○上田資源エネルギー庁長官 この法律の第二条の十二の「必要な供給能力を確保しなければならない。」の「供給能力」の中に供給予備力というものも当然含まれるものと考えております。

(参考) 電力システム改革専門委員会報告書 (2013年2月)

V. 安定供給のための供給力確保策

1. 新たな供給力確保の仕組み

(略)

(1) 供給予備力の確保義務

安定的な電力供給を実現するためには、一定の精度の需要見通しの下で計画的に供給力を確保するとともに、気象条件の急変や電源トラブル等に備えて一定の供給予備力を持つことが必要である。必要な供給予備力の確保については、そのすべてを系統運用者が調達するのではなく、少なくとも一部については競争環境の中で小売事業者が調達することで、安定供給を確保しつつ、競争による効率化のメリットを引き出す制度設計とすることが望ましい。そのため、系統運用者に対して周波数維持義務という形で安定供給を義務付けるとともに、需要家に対して直接的な責任を負う小売事業者に対しても、その需要に対して必要な供給予備力の確保を義務付けることとする。

(略)

(2) 中長期的な供給予備力の確保

上述のとおり、供給予備力の確保を小売事業者に義務付けることにより、需給直前においては、需要を見通した供給予備力が確保されることが期待できる。しかしながら、実需給が数ヶ月～数年先となる中長期の供給予備力については、小売事業者が正確な需要見通しを行うことは困難であるため、我が国全体の需給を俯瞰する視点から、全国で必要となる供給予備力を見通す仕組みが必要である。

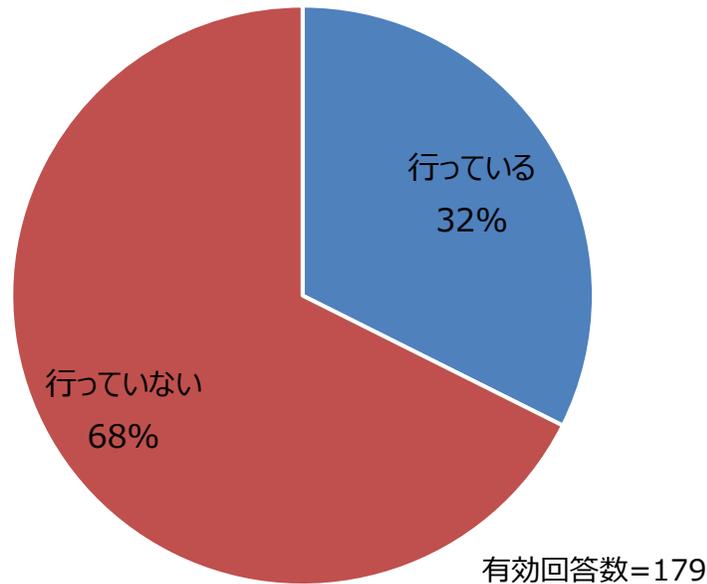
そこで、中長期的な供給予備力の見通し作成を広域系統運用機関の業務と位置付け、この見通しにしたがって、後述する容量市場の活用や、広域系統運用機関による最終的な電源入札制度等により、将来必要となる供給力が確保できる仕組みを講じることが適当である。

小売電気事業者の電源調達環境

- 小売電気事業者の現在の電源調達方法としては、発電設備の所有、発電事業者等との相対契約（内外無差別卸、常時BU等）、ベースロード市場、スポット市場・時間前市場がある。

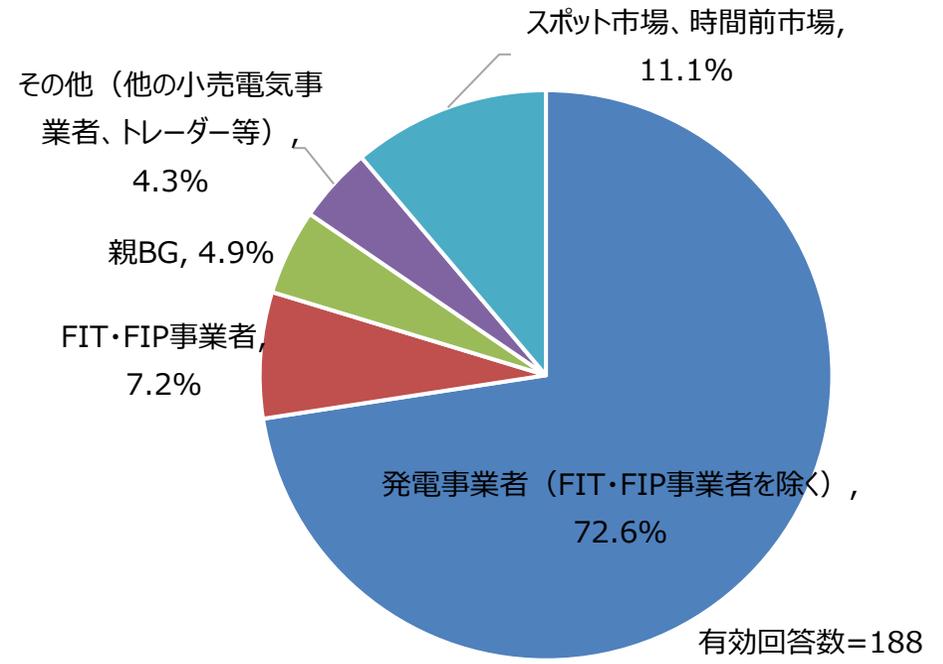
自社電源の保有等※を行っている事業者の割合

※ 自社電源を単独で保有するだけでなく、特別目的会社（SPC）を設立し、出資を行ったり、発電事業者と長期的なオフテイク契約を締結することにより、発電事業の投資回収のリスクを一部負う契約についても含む。



2021年度調達先別契約実績（kWhベース）

（各社の2021年度の需要実績で加重平均）

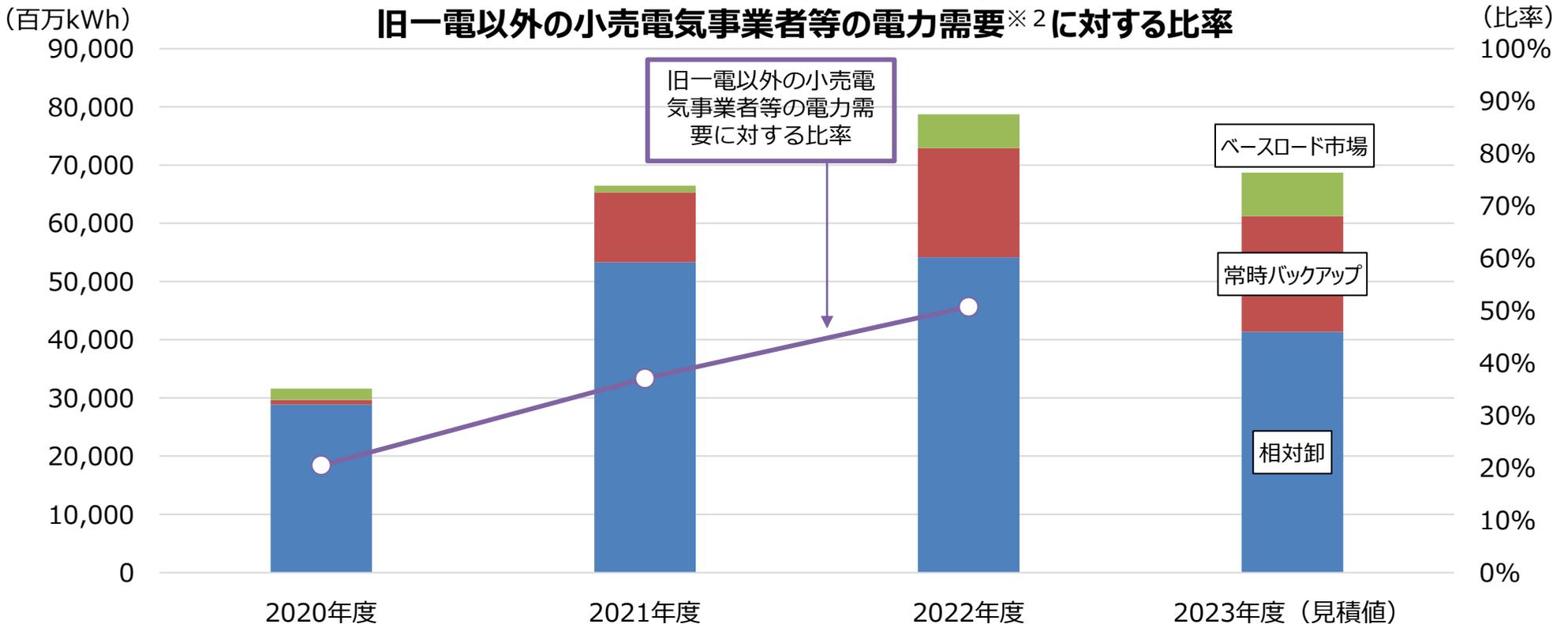


旧一電の社外・グループ外向けの電力卸売

- **旧一電の社外・グループ外向けの電力卸売量**（相対卸、常時バックアップ、ベースロード市場）は、内外無差別卸の取組も進展しており、**2020年度に比較し、近年大幅に増加**。

(※) そのほか、スポット市場等での受け渡しも存在することに注意。

旧一電の社外・グループ外向けの電力卸売量^{※1} 及び
 旧一電以外の小売電気事業者等の電力需要^{※2} に対する比率



※1 第86回制度設計専門会合（2023年6月27日）資料5のP.7の表から引用。

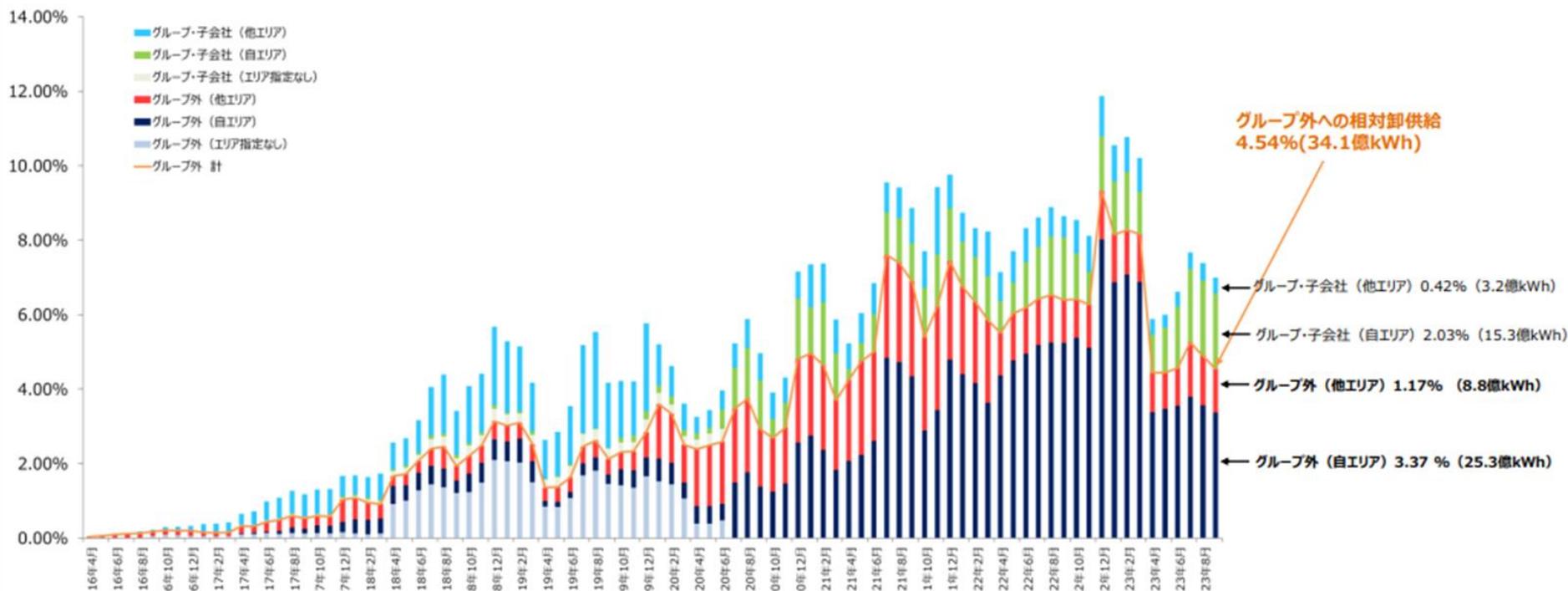
※2 電力調査統計における年間の電力需要実績の「みなし小売電気事業者以外」の欄に記載の需要の合計。2023年度については、電力需要が確定していないため、図には記載していない。

2023年7月
～9月期

旧一般電気事業者の相対取引の状況

- 2023年9月時点における総需要に占める旧一般電気事業者からの相対取引による供給量の割合は、6.99%であった。(52.54億kWh (前年同時期比0.9倍))
- グループ外への相対卸供給4.54% (34.1億kWh) は、新電力需要 (129.1億kWh) の26.4%を占める。

総需要に占める相対取引による供給量の割合推移



出所：旧一般電気事業者（JERAを含む）等からの提供情報

※ グループ会社の基準については、資本関係が20%以上の会社とする。

※ 「エリア」について、2020年6月以前の各社回答において、「①受電エリア」と、「②利用エリア」による回答が混在しており、「②利用エリア」による回答の大半が「エリア指定なし」との回答となっていた。2020年7-9月期以降は、実態把握のため、「①受電エリア」に統一して回答を行うよう改めて事業者へ通知を行い、結果を算定している（これに伴い「エリア指定なし」の分類が無くなっている）。

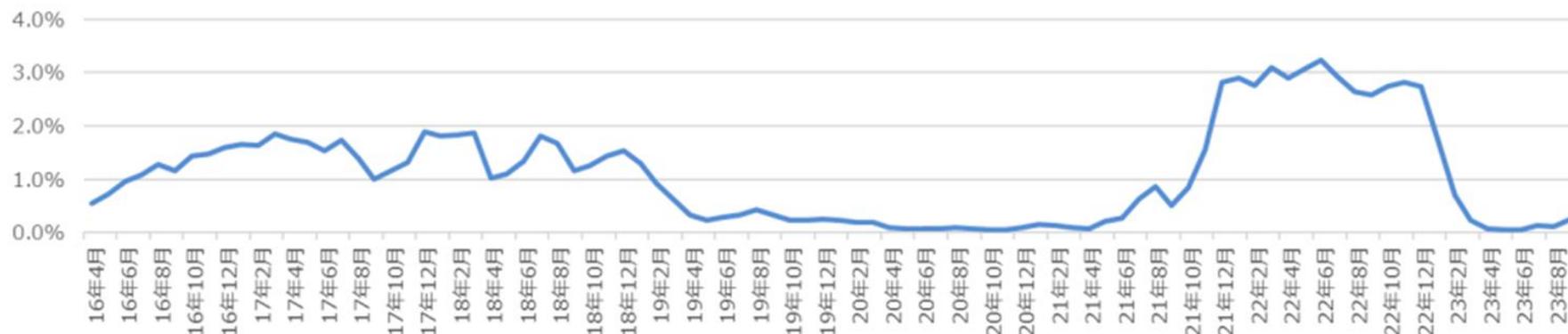
※ JERAについては、東京電力エナジーパートナーおよび中部電力ミライズの卸分を除き算出。

2023年7月
～9月期

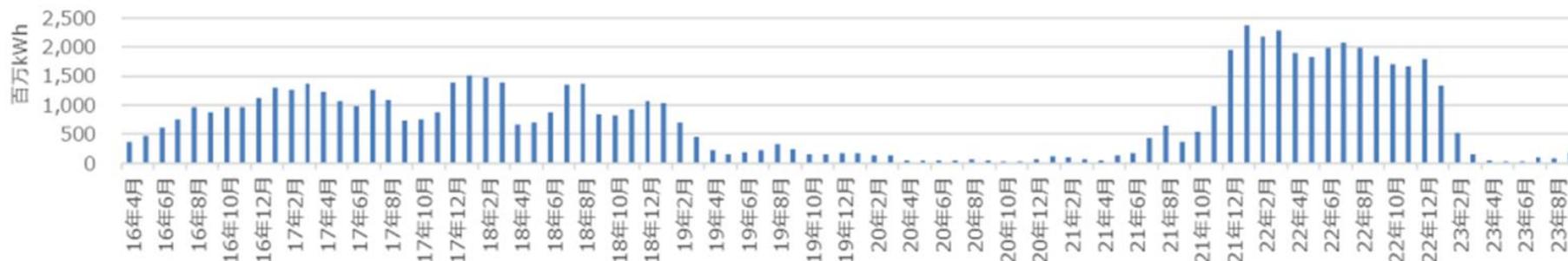
常時BU販売電力量の推移

○ 2023年9月時点における総需要に占める常時BU販売電力量の割合は、0.3%（1.9億kWh）となっている。

総需要に占める常時BU販売電力量10社合計割合 (%)



常時BU販売電力量10社合計 (kWh)



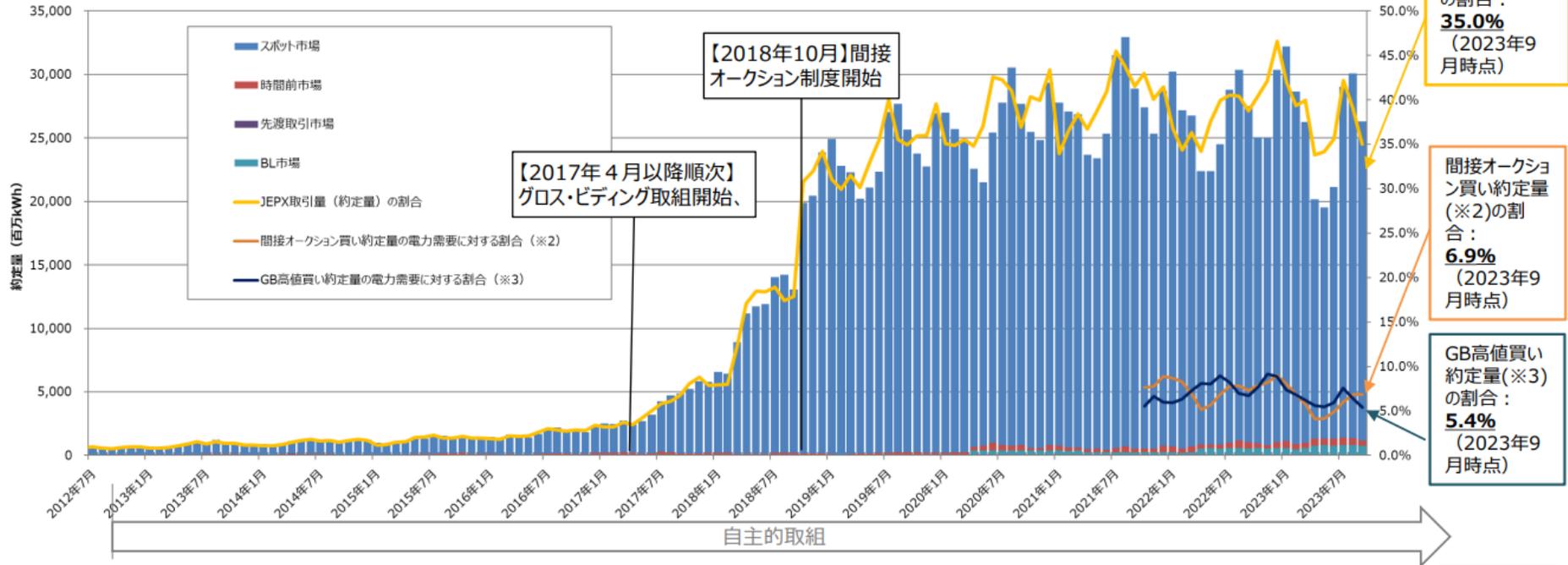
出所：旧一般電気事業者（JERAを含む）等からの提供情報

中長期推移

電力需要に対するJEPX取引量（約定量）の比率の推移

- 2023年9月時点における、日本の電力需要に対するJEPX取引量（約定量※1）の比率は35.0%であった。
- 間接オークション買い約定量（※2）、GB高値買い約定量（※3）の電力需要に対する比率は、それぞれ6.9%、5.4%であった。

電力需要に対するJEPX取引量（約定量）の比率
(2012年4月～2023年9月)



	2012年4月	2013年4月	2014年4月	2015年4月	2016年4月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月	2022年4月	2023年9月
JEPX取引量の割合	0.7%	1.1%	1.5%	1.6%	2.1%	3.5%	17.1%	30.1%	34.8%	36.7%	33.8%	35.0%
(うちスポット市場の割合)	0.7%	1.0%	1.4%	1.5%	2.1%	3.2%	16.9%	29.9%	33.8%	36.0%	31.6%	33.4%
(うち時間前市場の割合)	0.001%	0.1%	0.1%	0.1%	0.004%	0.3%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.9%	0.6%
(うちBL市場の割合)	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6%	0.4%	1.3%	1.0%

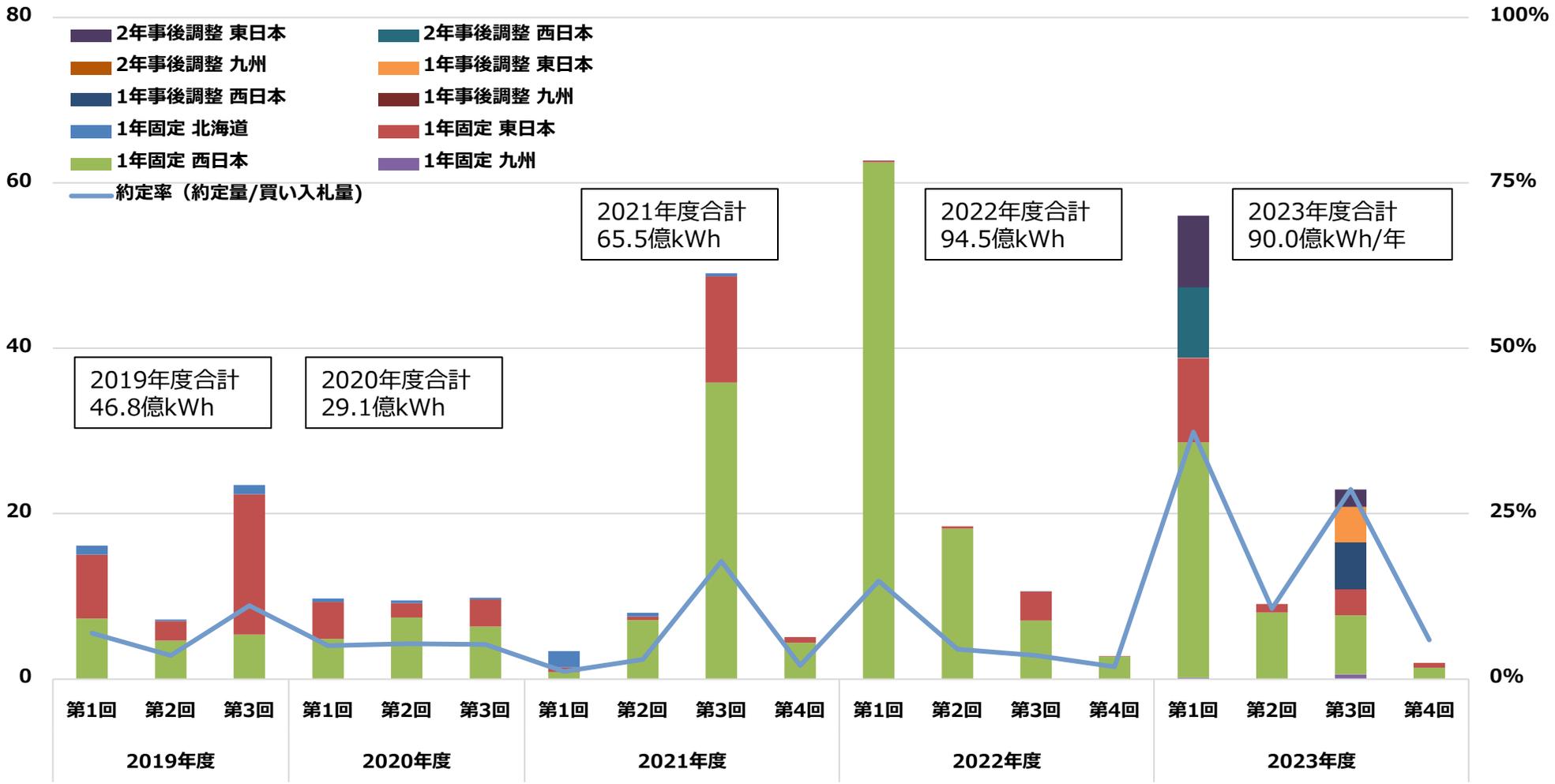
※1 各事業者、各コマにおける買い約定量を合計（自社による間接オークション等、同一事業者が同一コマにおいて売買共に約定した場合における、買い約定量が含まれる）。

※2 間接オークション買い約定量は、JEPXのユーザーアカウントデータの属性で間接オークションに該当するアカウントの約定量を集計したもの。

※3 GB絶対買い約定量は、旧一電各社のうち、関西電力、北陸電力を除く事業者の通常アカウントは買い入札価格999円/kWhの札の約定量、北陸電力は200円/kWh、関西電力は210円/kWh以上の買い入札価格分での約定量を集計。

ベースロード市場の約定量・約定率の推移 (2019年度～2023年度)

● 売応札量は減少傾向にあり、また買応札量も減少傾向と、売り手買い手双方の量が減っているなか、約定率は増加傾向となっており、一定量の取引があることや、商品の増加により、市場としては流動性が出てきたところ。

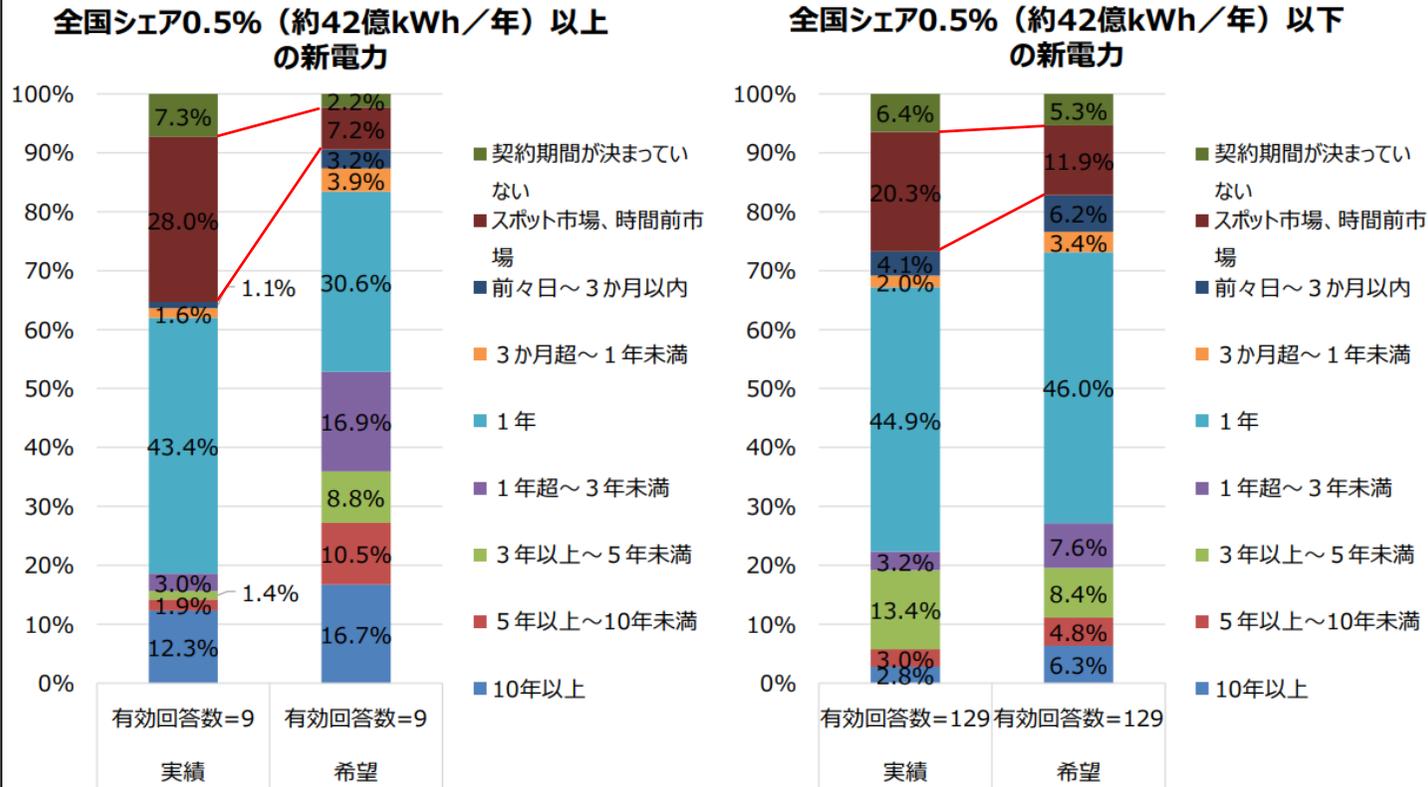


スポット市場や時間前市場での実質的な電気の販売・調達割合（新電力）

- 新電力は、調達量の2割以上をスポット市場や時間前市場での調達に依存。
 一方、特に大手の新電力においては、スポット市場等からの調達を減少させたい意向が見受けられる。

新電力：全国シェア0.5%（約42億kWh／年）で区分け

第63回電力・ガス基本政策小委員会（2023年6月27日）資料8より抜粋



- 容量市場は、小売電気事業者に課せられている**供給能力確保義務を達成するための手段**として位置づけることとされた。
- このため、容量市場を運営する広域機関は、小売電気事業者等から容量拠出金として、供給力確保に必要な費用を徴収することとされた。

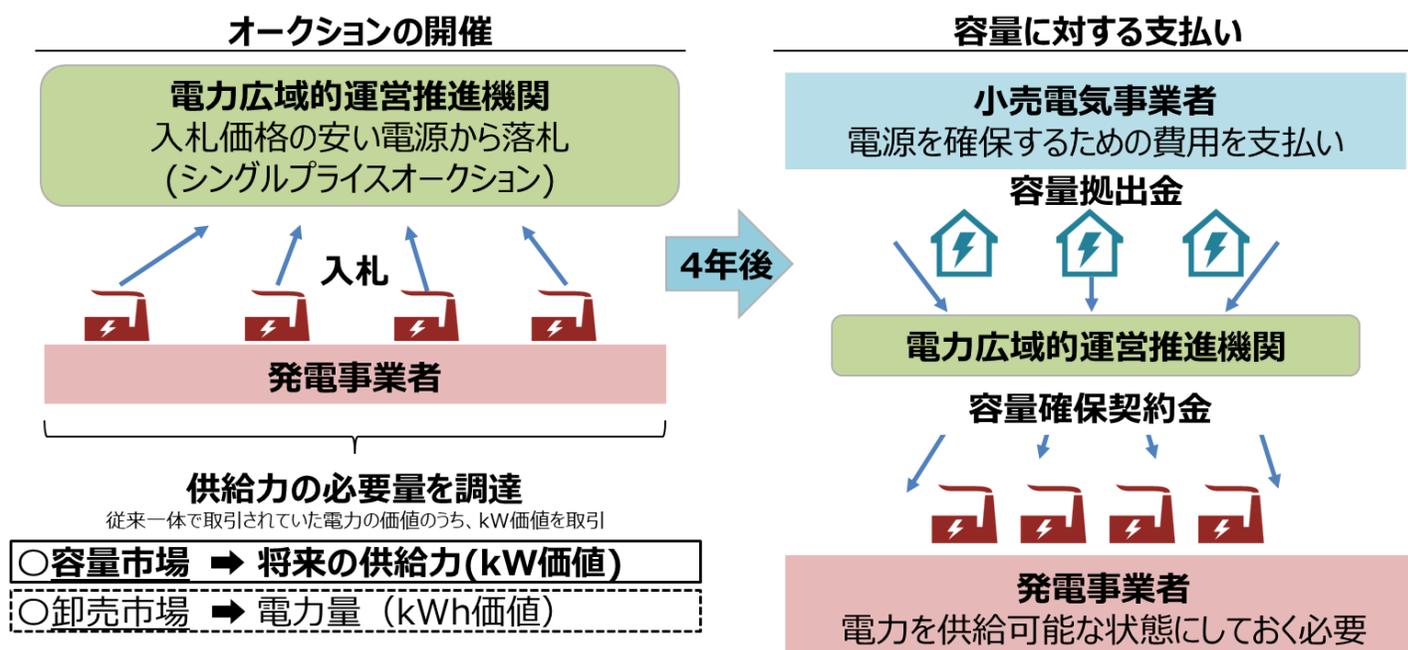
論点13：費用精算の考え方（小売電気事業者と市場管理者との関係）

第16回制度検討作業部会
(2017年12月12日) 資料

- 従来から電気事業法は、小売電気事業者に対して、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務を課していると考えられる。
※小売電気事業の登録申請者は、小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力（kWで表示したもの）の確保に関する事項を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。また、小売電気事業者は、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。「容量を確保する」という用語は電気事業法に登場しないが、容量確保義務とは「kW価値を中長期的に確保する義務」であり、「中長期的に供給能力（kWで表したものを）確保する義務」と同義のため、供給能力確保義務には「容量確保義務が含まれる」と考えられる。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、容量市場は電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけることができる。このことから、市場管理者である広域機関は、小売電気事業者に対し、費用負担を求めることが可能と考えられる。
- こうした前提の下、具体的には、市場管理者である広域機関が、「電源入札拠出金」と同様の位置づけ（経済産業大臣の認可を必要とする広域機関の定款で規定）で「容量拠出金（仮称）」として、会員である小売電気事業者等から費用を徴収することとしてはどうか。
- なお、託送料金に算入されている費用については一般送配電事業者から徴収することになるが、託送料金を通じて小売電気事業者が負担することには変わりはない。
※市場管理者である広域機関は電気事業法第28条の40第5号に定める業務の一環として行うものと考えられる。
※上記の考え方を前提とし、容量市場に係る広域機関と事業者間の取引に関する税、会計制度についても所用の措置を検討する。その際、必要が生じた場合には、上記の整理を変更することもあり得る。

(参考) 容量市場の仕組み

- 電力広域的運営推進機関は、実需給年度の4年前に容量市場のオークションを開催し、**発電事業者等から全国で必要な供給力を募集**。オークションに応札があった電源等のうち、金額が安いものから順に落札され、約定価格が決定。
- 発電事業者等は、容量確保契約で定められた義務を履行することで、**約定価格に応じて決められた「容量確保契約金」を受け取る**。その原資は、**小売電気事業者や一般送配電事業者等が支払う「容量拠出金」**によって賄われる。



実需給年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
容量拠出金算定の基となる約定総額 (億円)	15,987	5,140	8,504	13,140

(出典) 約定総額は電力広域的運営推進機関が公表している各オークションの約定結果

(参考) カリフォルニア州の小売供給力確保義務

4. カリフォルニア州(供給力確保義務+容量支払)(1)制度の概要

カリフォルニア州では複数の容量調達メカニズムが併存している。州政府の規制によるLTPPとRAR、そしてCalifornia ISOのCPM (Capacity Procurement Mechanism)と呼ばれるバックアップ型容量市場である。California ISOでは容量市場が運営されているが、供給力確保義務は州の規制に基づいており、California ISOのバックアップ型容量市場と併せて全体のアデカシー確保を担っている。州のプロセスが通常の供給力確保に該当するもので、California ISOは稀頻度リスクに対応する供給力の調達を担っている。

	名称	内容
州の規制	LTPP (Utility Long-Term Procurement Plans)	州法Senate Bill (SB) 350の統合的供給力計画策定 (integrated resource planning) に基づきカリフォルニア州公益事業委員会 (CPUC: California Public Utilities Commission) が電力調達方針に基づき、小売事業者であるLSE (Load Service Entity) の10年間の長期需給計画が州の経済的かつ温室効果ガス削減目標に貢献する目標を設定するかを審査するもの。LTPPに基づく新規供給力との10ヵ年長期契約に対しては\$150～\$ 300/kW-年と評価されている。
	RAR (Resource Adequacy Requirements)	カリフォルニア州公益事業委員会が2004年に導入したもので供給力アデカシー確保を目的としている。①系統大RA要件 (2006年6月発効)、②地域RA要件 (2007年1月発効) 及び③弾力的RA要件 (2015年1月発効) である。①の系統大RA要件は系統大の電力需要予測に15%の予備力マージンを加えた水準に対する十分性である。②の地域RA要件は10年に1年の気象条件とN-1-1事故を用いて需給の十分性を地域別に確認する。③の弾力的RA要件は電源構成の状態に基づきCalifornia ISOの分析を通じて系統信頼度確保のために3時間変動の追従能力に必要な弾力的供給力の確保を求めるものである。RARに基づく契約は既設設備であるため\$8～\$16/kW-年とされている。
CAISO	CPM (Capacity Procurement Mechanism)	ISOが供給力の不足・余剰の取引を行うもの。CPMはRARで予見していない偶発的事象に対応するための供給力調達する。California ISOの容量メカニズムは供給力の質にも関係するため、” CSP (Competitive solicitation process) ”を通じて、各供給力の登録・精査が行われる。年間・月間・月内のプロセスが用意されており、それぞれアデカシー供給力の登録を行いつつ容量確保メカニズムであるISO調達の入札が実施される。

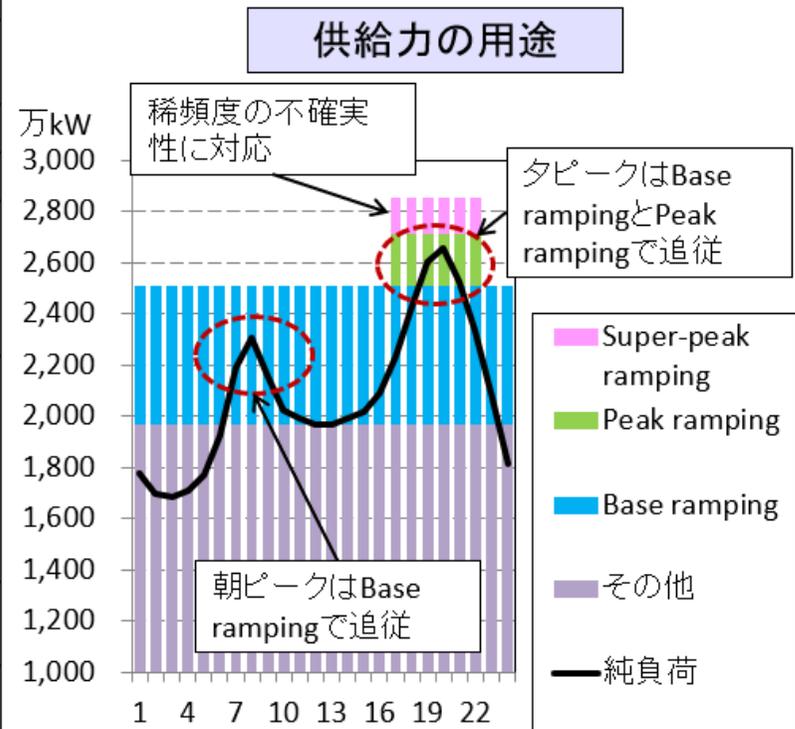
(参考) カリフォルニア州の小売供給力確保義務

4. カリフォルニア州(供給力確保義務+容量支払)(2)弾力的供給力確保

カリフォルニア州では再生可能エネルギー発電の導入拡大で、負荷追従の対象となる純負荷(電力需要から再生可能エネルギー発電を差し引いたもの)が朝と夕方の二度ピークとなるダックカーブ化への対応が課題となっている。州の規制に基づく小売事業者への供給力確保義務の中で、弾力的供給力(弾力的RA要件)の調達を求めており、これら供給力を用いて負荷追従を実施している。

弾力的供給力 (Flexible Capacity)

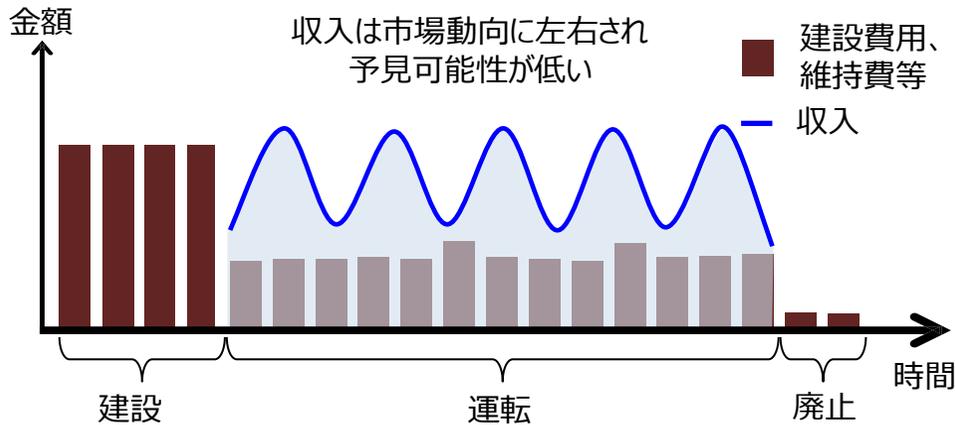
	Base ramping	Peak ramping	Super-peak ramping
提供開始義務時間帯	5:00~10:00	5時間ブロック(季節毎に決定)	5時間ブロック(季節毎に決定)
持続要件	指示後6時間以上	指示後3時間持続	指示後3時間持続
提供対象日	1週間単位全日	1週間単位全日	平日
最小容量設定値	月間最大3時間二次変化量	月間最大3時間変化量の95%と月間最大3時間二次変化量の差	月間最大3時間変化量の5%
日々スタートアップ能力	日々の2度スタート又は最小上げ・下げ時間で決定される運用限度から許容されるスタート	少なくとも一日に一度スタート	少なくとも一日に一度スタート
その他制限	無し	無し	少なくとも月に5度給電に従う必要
対象供給力の例	在来型ガス火力、風力、水力、長時間応答型電気貯蔵	制限付き在来型ガス火力、太陽光	周波数制御用短時間応答型蓄電池及びデマンドレスポンス



(参考) 長期脱炭素電源オークションの概要

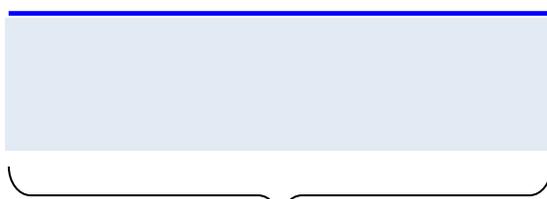
- 近年、既存電源の退出・新規投資の停滞により供給力が低下し、電力需給のひっ迫や卸市場価格の高騰が発生。
- このため、脱炭素電源への新規投資を促進するべく、**脱炭素電源への新規投資を対象とした入札制度（名称「長期脱炭素電源オークション」）を、2023年度から開始（初回の応札を2024年1月に実施）**。
- 具体的には、脱炭素電源を対象に電源種混合の入札を実施し、落札電源には、**固定費水準の容量収入を原則20年間得られる**こととすることで、巨額の初期投資の回収に対し、長期的な収入の予見可能性を付与する。

〈電源投資の課題〉



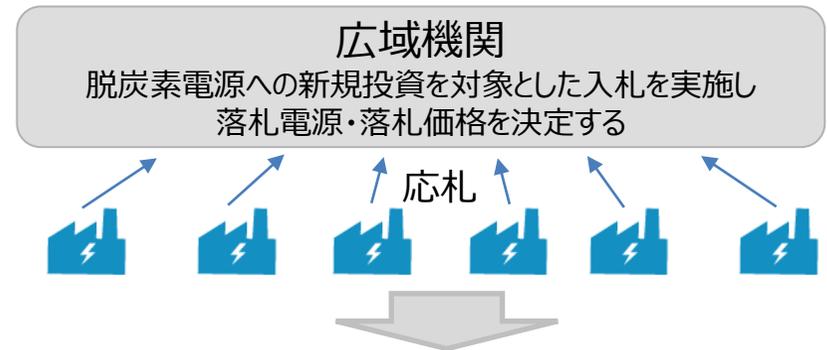
〈投資判断に必要な要素〉

①投資判断時に
収入の水準を
確定させたい

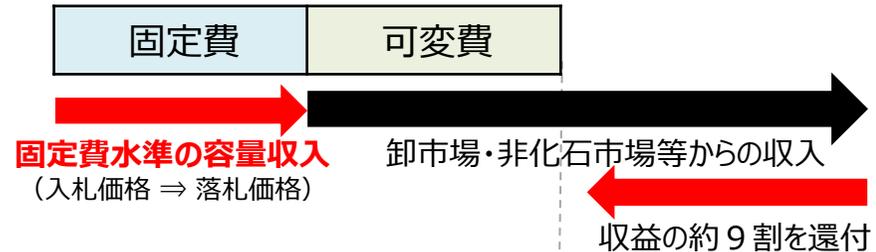


②投資判断時に
長期間の収入を
確定させたい

〈新制度のイメージ〉

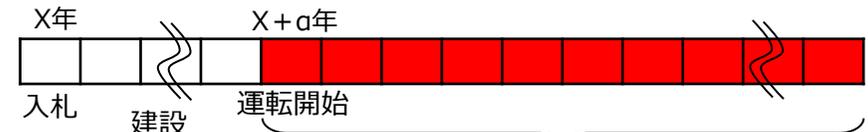


①収入の水準



(※) 本制度での収入 = 落札価格 - 還付する収益

②収入の期間

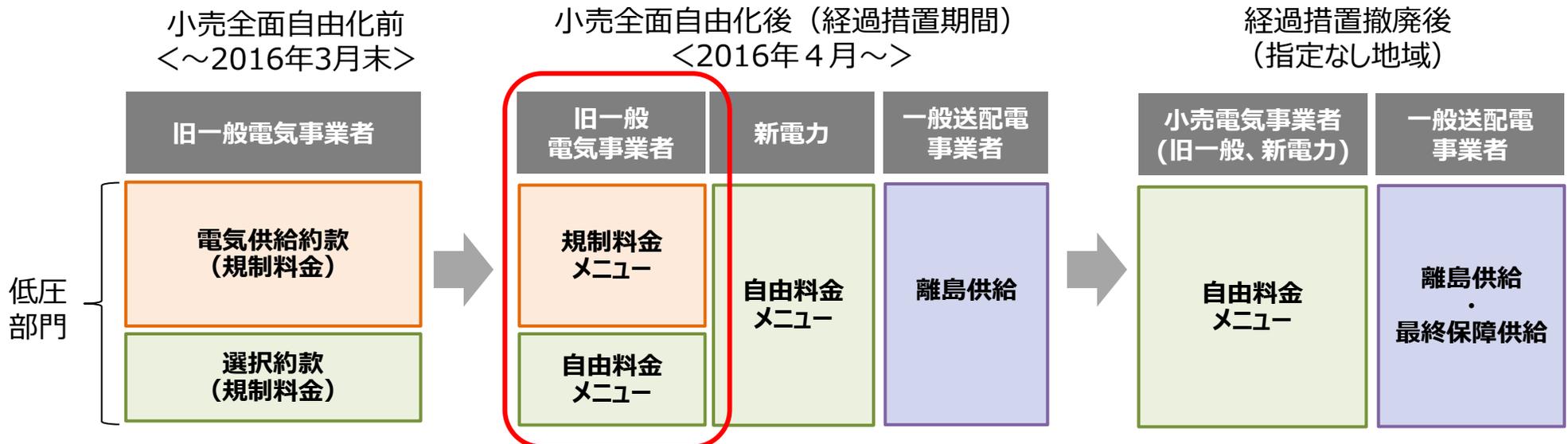


1. 小売電気事業の現状
2. 小売電気事業の多様化
3. 市場価格、燃料価格高騰への対応
4. 小売電気事業者の供給能力確保
- 5. 経過措置料金**
6. 海外事例

経過措置の概要（料金規制の段階的撤廃）

- 2016年4月の電力小売全面自由化に際しては、大手電力会社による「規制なき独占」に陥る事態を防ぐため、低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じることとされた。
- 当該経過措置は、2020年3月末をもって撤廃されたものの、同年4月以降は、「電気の利用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるもの」として経済産業大臣が指定した大手電力会社の供給区域において、引き続き、規制料金（特定小売供給約款料金）が存続されている。
- 経済産業大臣の指定が解除されると、その供給区域の大手電力は、自由料金メニューのみを提供することとなり、当該地域における低圧需要の最終保障供給は、地域の一般送配電事業者が担うこととなる。

第5回電力・ガス基本政策小委員会（2017年10月24日）資料5より抜粋



(参考) 自由化前後における電気料金制度の概要

第68回制度検討作業部会（2022年7月14日）資料4より抜粋・一部編集

※現在、全国すべての地域において経過措置料金を存続

電力自由化前

総原価 = 電気料金収入

営業費

- ・燃料費
- ・購入電力費
- ・原価償却費
- ・人件費など

+

事業報酬

※1

-

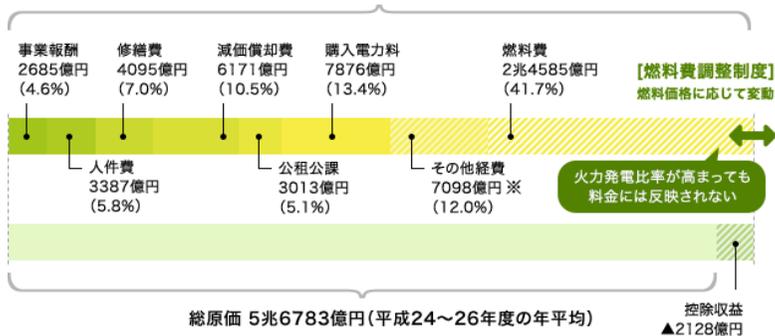
控除収益

※2

- ※1 発電所や送電線等の運用のための資金調達によって発生する支払利息や配当など
- ※2 電気料金以外で得られる収入（他社販売電力料など）

<電気料金の総原価等>（東京電力平成24年料金改定ベース）

適正費用（営業費）5兆6226億円 + 公正報酬（事業報酬）2685億円

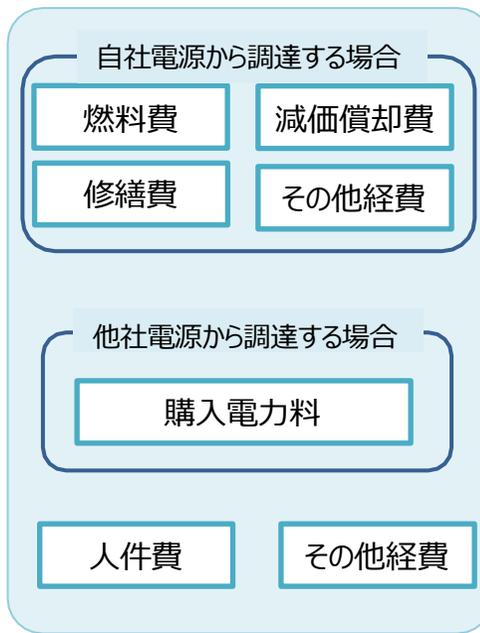


(※) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき支払う一般負担金567億円が含まれます。

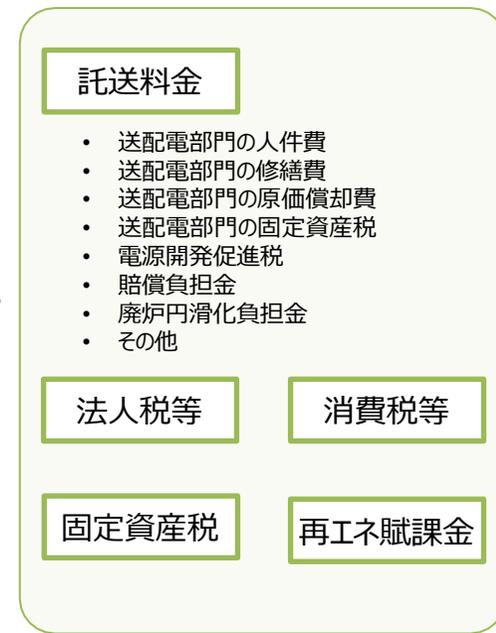


電力自由化後

事業者の裁量で算定される費目

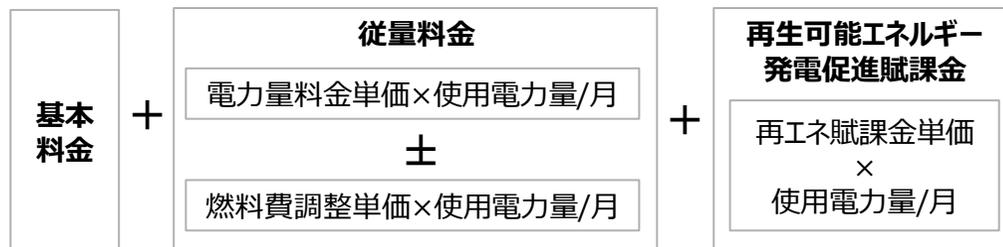


法令等により算定される費目



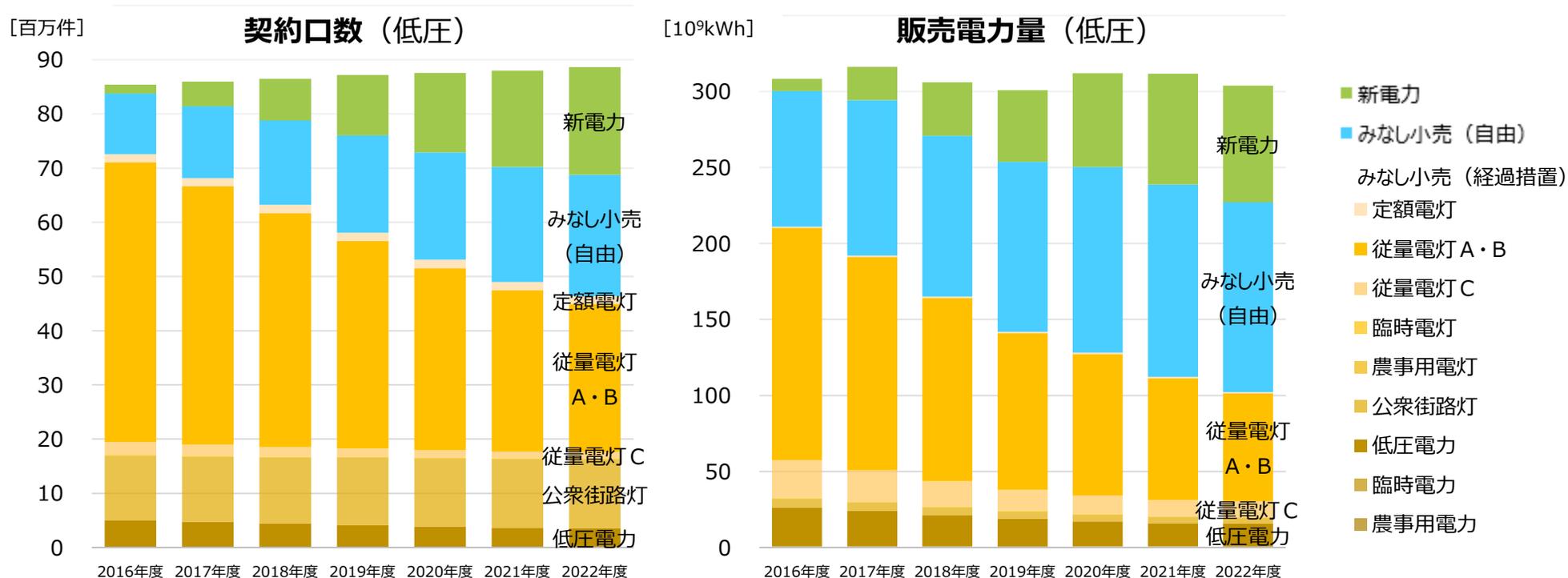
+

<電気料金の内訳（一般的な例）>



経過措置料金の割合

- **経過措置料金**により供給を受ける需要家の割合は減少傾向にあり、**契約口数ベースでは2023年10月時点で52%**となっている。
- 低圧販売電力量に占める経過措置料金の**販売電力量の割合は2023年10月時点で37%**となっている。



(出所) 電力取引報、発受電月報より資源エネルギー庁作成

※契約口数は、毎月の契約口数を1年分足し合わせ、12カ月で割り戻した1カ月あたりの平均的な口数。

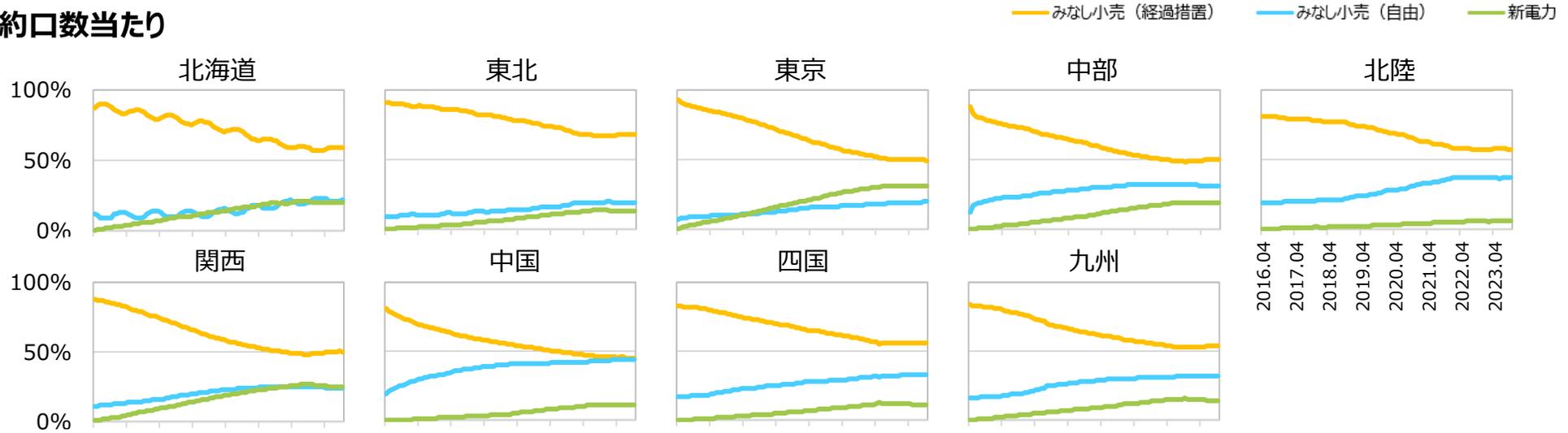
※「みなし小売（自由）」には、みなし小売の旧供給区域以外の販売実績を含む。

※「みなし小売（経過措置）」には、沖縄の「臨時電力」、「農事用電力」の高圧供給分を含む。

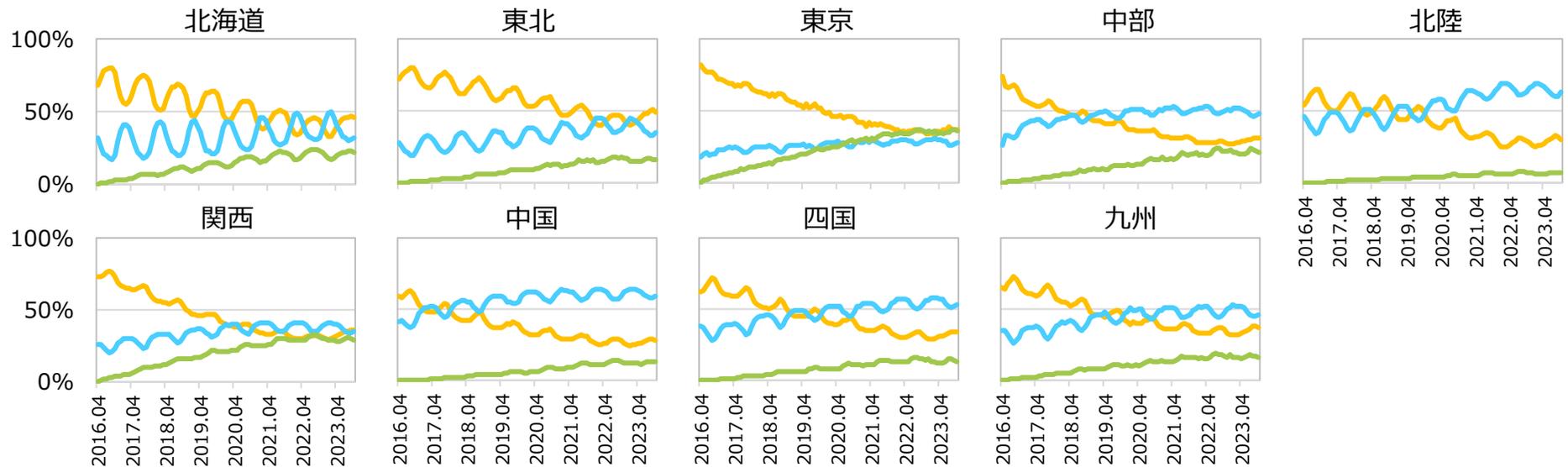
※「新電力」には、供給区域外のみなし小売を含まず、みなし小売の子会社を含む。

(参考) 低圧のみなし小売・新電力シェア

契約口数当たり



販売電力量当たり



(出所) 電力取引報、発受電月報より資源エネルギー庁作成

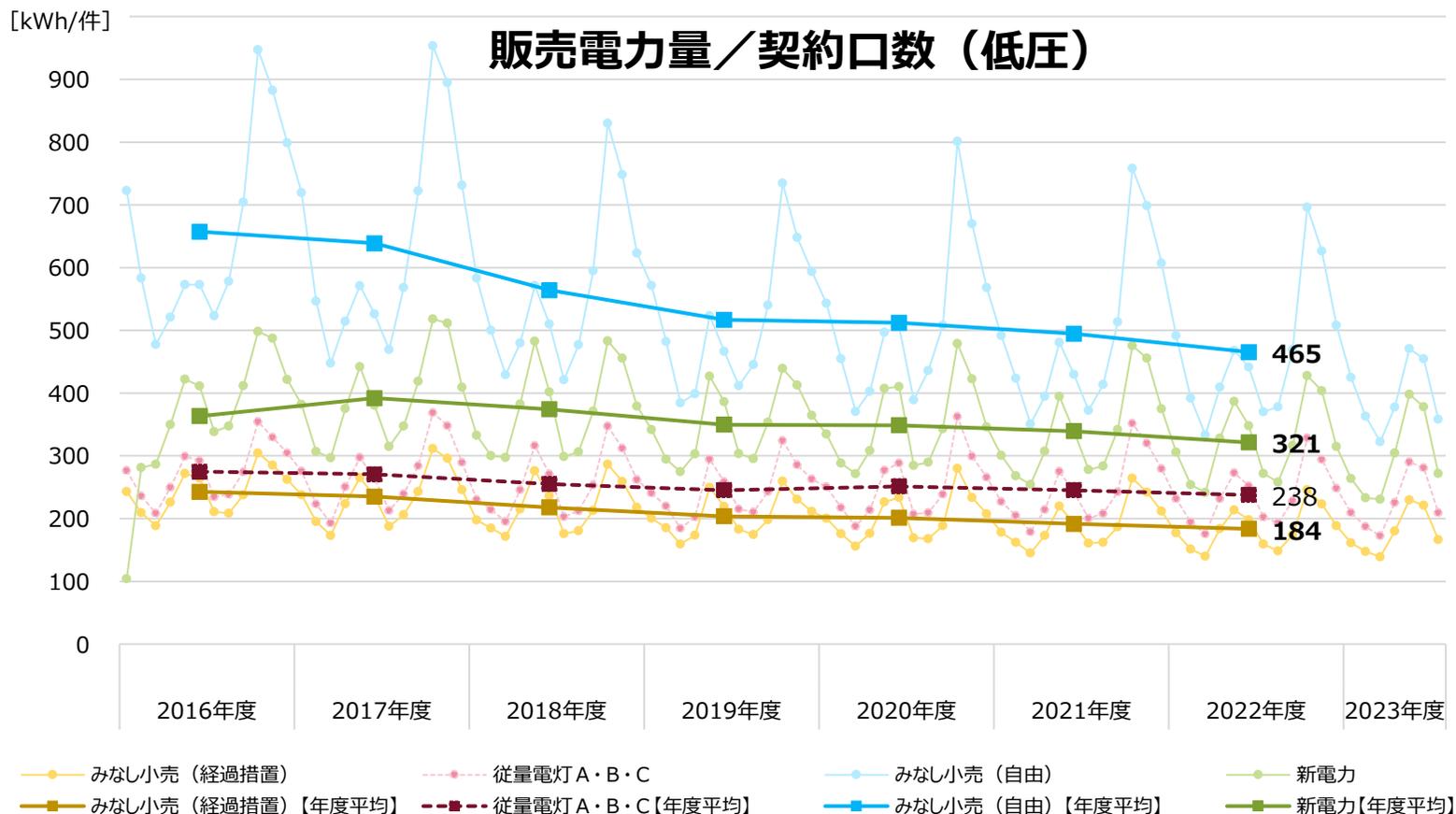
※「みなし小売 (自由)」には、みなし小売の旧供給区域以外の販売実績を含む。

※沖縄は「みなし小売 (経過措置)」に高圧供給分が含まれるため除く。

※「新電力」には、供給区域外のみなし小売を含まず、みなし小売の子会社を含む。

低圧契約1件当たりの販売電力量の平均

- 2022年度は、1か月当たり、経過措置料金は平均184kWh/件（うち、従量電灯A・B・Cは平均238kWh/件）、みなし小売の自由料金は平均465kWh/件、新電力は平均321kWh/件となっている。



(出所) 電力取引報、発受電月報より資源エネルギー庁作成

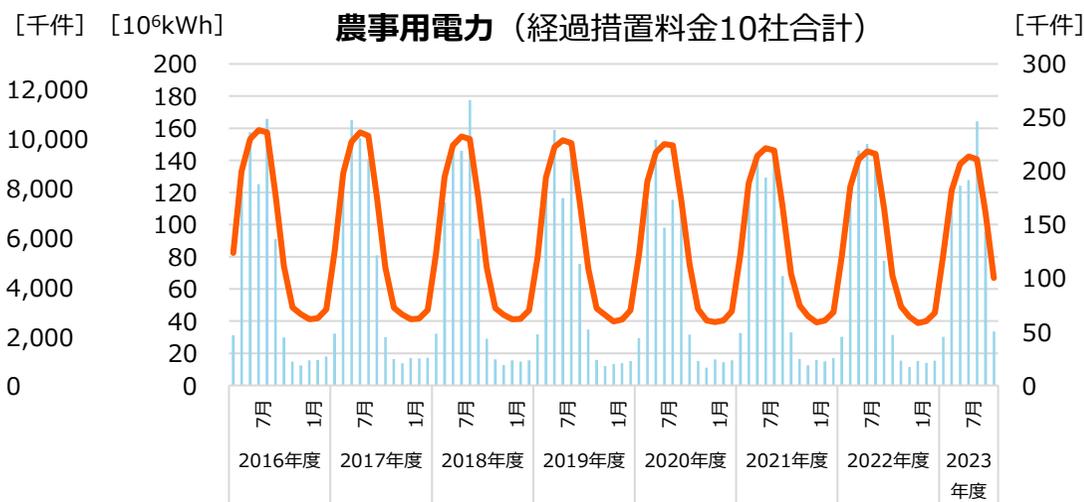
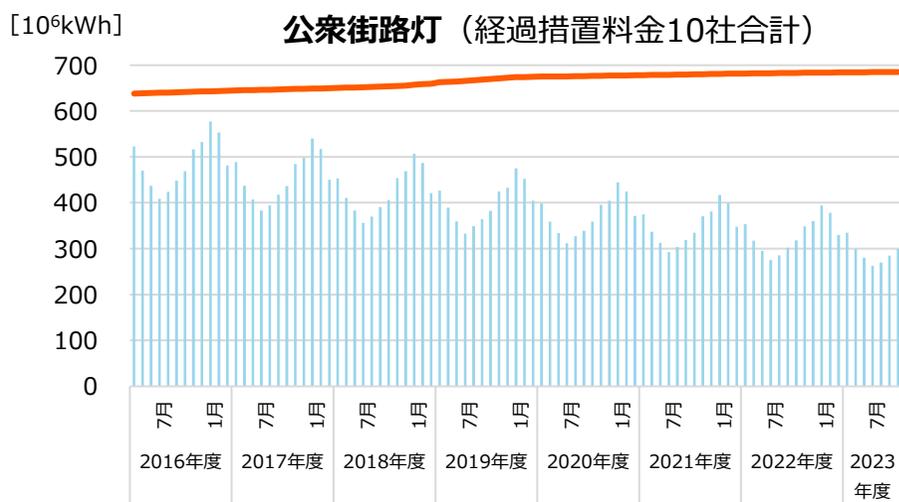
※「みなし小売 (自由)」には、みなし小売の旧供給区域以外の販売実績を含む。
 ※「みなし小売 (経過措置)」には、沖縄の「臨時電力」、「農事用電力」の高圧供給分を含む。

※「新電力」には、供給区域外のみなし小売を含まず、みなし小売の子会社を含む。

(参考) 公衆街路灯向け・農事用電力向け料金

第8回電力・ガス基本政策小委員会
(2018年3月12日) 資料7より抜粋・一部編集

- **公衆街路灯向けの料金メニュー**は、一般道路、橋、公園等に**照明用として設置された電灯や交通信号灯の電灯需要**に適用され、1973年に初めて独立の契約種別として扱われるようになった。近年、公衆街路灯の契約口数は緩やかに増加している一方、エネルギー効率の高いLEDの普及等の影響により販売電力量は減少している。
- **農事用電力向けの料金メニュー**は、農事用のかんがい排水・脱穀調整・育苗栽培に用途を限定して動力を使用する需要に対して適用され、需要の季節性を反映し、**毎年需要期を限ってその使用が反復される**との特徴を有している。元となる料金メニューは戦前から存在しており、当時の水主火従・冬ピークの需給構造の中で、農事用かんがい排水等の需要期が主として豊水期の昼間オフピーク時に当たることから、余剰電力を有効利用できる新規需要として**比較的安価な料金設定**がなされた。その後、電源構成が水主火従から火主水従へと転換してからも、需要家への影響を考慮し、**料金は割安な水準**（低圧電力に対して、基本料金単価は約3～6割、従量料金単価は約1.5～4.5割程度割安）**にとどめおかれた**。



経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認

- 電力・ガス取引監視等委員会において定期的に競争状況の確認が行われているが、経過措置料金の指定解除の基準を満たす供給区域は出ていない。

経過措置料金の解除基準

第86回 制度設計専門会合（2023年6月27日）資料6より抜粋・一部編集

- 競争状態が不十分なままに「規制なき独占」に陥ることを防ぐために、以下の3点から総合的に判断することとされた。
 - ① 電力自由化の認知度やスイッチング（小売電気事業者の切替え）の動向など、消費者の状況
 - ② シェア5%以上の有力で独立した競争者が区域内に2者以上存在するかなど、競争圧力
 - ③ 電力調達条件が大手電力小売部門と新電力との間で公平かなど、競争的環境の持続性

経過措置料金の指定解除に係る競争状況の確認結果

- ① 消費者の状況については、自由化に関する認知度は全国で高い水準となっており、すべての区域においてスイッチングも進展していることから、いずれの区域においても一定の充足が認められるのではないか。
- ② 競争圧力については、有力で独立した競争者が1者存在する区域は複数あるものの、2者以上存在する区域はないことから、いずれの区域においても十分とは認められないのではないか。
- ③ 競争的環境の持続性については、旧一般電気事業者による内外無差別な卸売の取組について、内外無差別が担保されていると評価される区域があれば、当該区域については一定の充足が認められる一方、担保されているとは評価されない区域については十分とは認められないのではないか。

→ こうした状況に鑑みて総合的に判断すると、現時点においては、いずれの区域においても、経過措置料金を存続することが適当と考えられるのではないか。

(参考) 解除基準にかかる状況について (競争圧力)

- 2023年3月時点で、シェア5%以上の競争者が存在する区域は北海道・東京・中部・関西・沖縄の5区域となっている（前年同期比で2区域増加（中部、沖縄））ものの、シェア5%以上の競争者が2者以上存在する区域はまだ無い。

エリア別シェアランキング (低圧：契約口数ベース) 2023年3月時点

(北海道エリア)

北海道電力株式会社	80.1%
北海道瓦斯株式会社	5.8%
auエネルギー&ライフ株式会社	2.4%
SBパワー株式会社	2.3%

(中部エリア)

中部電力ミライズ株式会社	80.5%
東邦ガス株式会社	5.2%
SBパワー株式会社	3.1%
auエネルギー&ライフ株式会社	1.3%

(中国エリア)

中国電力株式会社	89.0%
SBパワー株式会社	2.5%
ENEOS株式会社	0.9%
大和ハウス工業株式会社	0.8%

(沖縄エリア)

沖縄電力株式会社	88.6%
株式会社沖縄ガスニューパワー	6.3%
SBパワー株式会社	3.1%
株式会社ハルエネ	1.1%

(東北エリア)

東北電力株式会社	86.5%
auエネルギー&ライフ株式会社	3.1%
SBパワー株式会社	2.1%
株式会社PinT	0.8%

(北陸エリア)

北陸電力株式会社	94.3%
株式会社PinT	0.9%
auエネルギー&ライフ株式会社	0.7%
NTTアノードエナジー株式会社	0.5%

(四国エリア)

四国電力	88.0%
auエネルギー&ライフ株式会社	3.0%
SBパワー株式会社	1.6%
株式会社PinT	0.8%

(東京エリア)

東京電力エナジーパートナー株式会社	68.4%
東京ガス株式会社	10.7%
SBパワー株式会社	2.6%
ENEOS株式会社	2.1%

(関西エリア)

関西電力株式会社	73.4%
大阪瓦斯株式会社	11.8%
SBパワー株式会社	2.5%
株式会社ジェイコムウエスト	1.9%

(九州エリア)

九州電力株式会社	84.9%
auエネルギー&ライフ株式会社	3.6%
西部瓦斯株式会社	1.7%
株式会社ジェイコム九州	0.9%

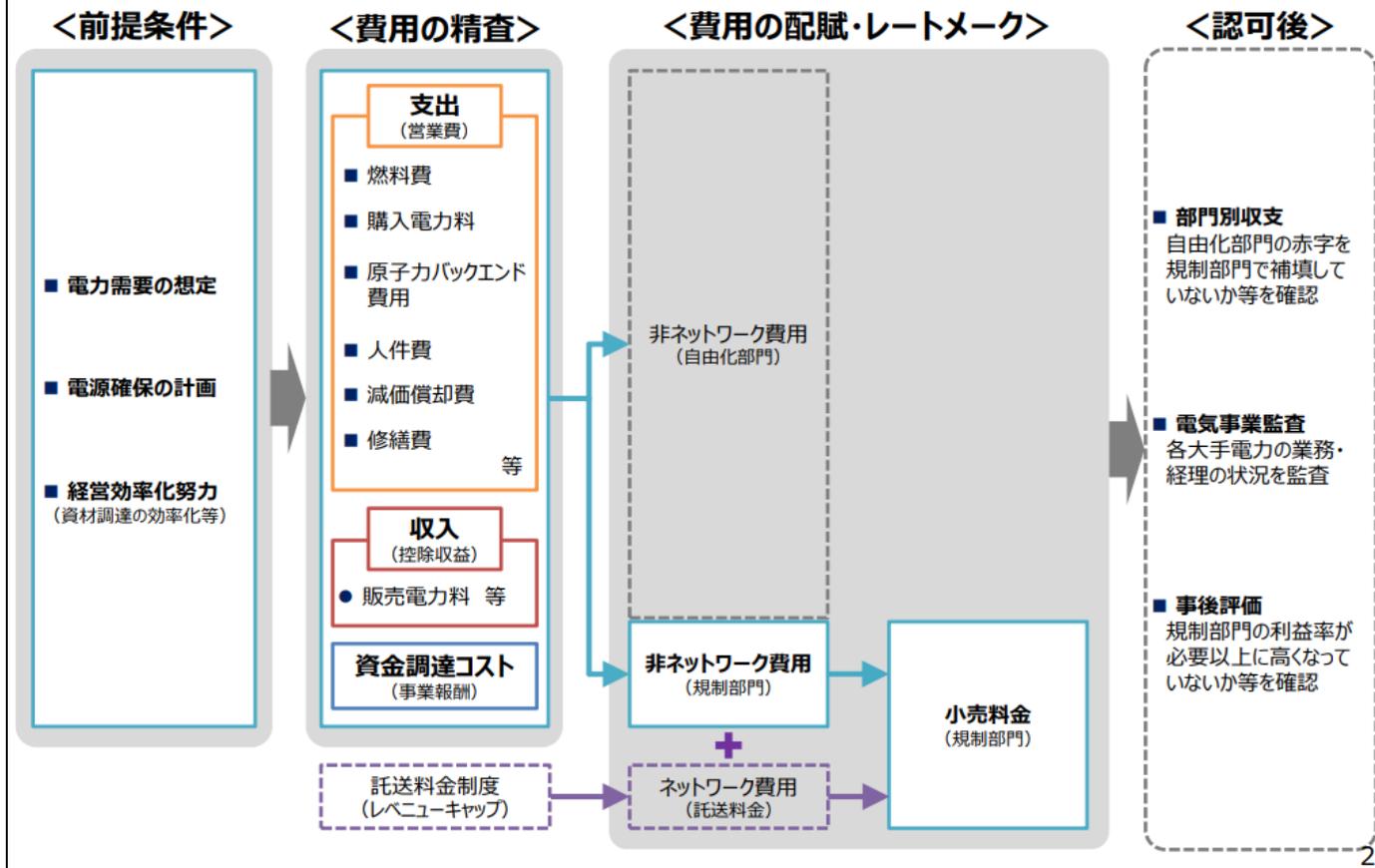
(出所) 電力取引報

経過措置料金の認可

- 大手電力会社は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則に基づいて特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときは、認可等が必要。

第43回料金制度専門会合
(2023年4月26日) 資料6より抜粋

【参考】特定小売供給約款料金（規制料金）の算定・審査フロー



経過措置料金の変更認可（2023年5月）

特定小売供給約款の変更認可申請に係る査定方針
【概要版】（2023年5月16日）より抜粋・一部修正

- ウクライナ侵攻に伴う**燃料価格の高騰**などを背景として、**電気の規制料金**（特定小売供給約款料金）を改定するため、2022年11月及び2023年1月に、**大手電力会社（みなし小売電気事業者）7社**が、**特定小売供給約款の変更認可申請**（以下「本申請」という。）を行った。
- 本申請については、電力・ガス取引監視等委員会の料金制度専門会合で、**中立的・客観的かつ専門的な観点**から、**厳格かつ丁寧に審査**した（料金制度専門会合は計16回開催）。

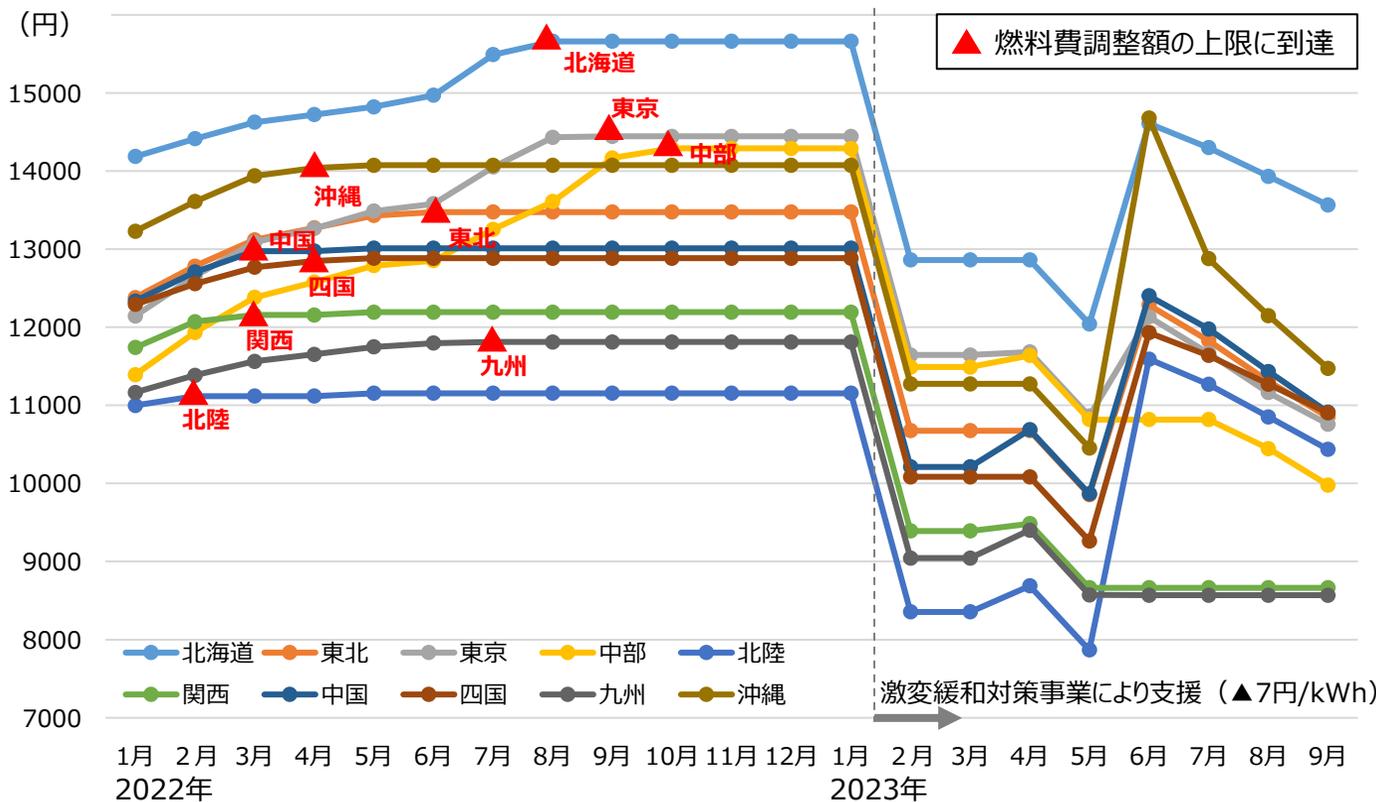
本申請に係る主な経緯

2022年11月末	● 大手電力会社5社（東北・北陸・中国・四国・沖縄）が変更認可申請
2022年12月～	● 料金制度専門会合における審査（計16回） ● 公聴会・パブリックコメント（国民の声）・関係省庁等の意見を踏まえて検討
2023年1月末	● 大手電力会社2社（北海道・東京）が変更認可申請
2023年3月中旬	● 大手電力会社7社に対し、直近の燃料価格などを踏まえて原価等を再算定するよう指示
2023年3月末	● 大手電力会社7社が、原価等の再算定を行い、補正を提出
2023年4月27日	● 本申請に係る査定方針案の取りまとめ ● 経済産業省から消費者庁への協議開始
2023年5月15日	● 消費者庁と経済産業省との協議終了
2023年5月16日	● 物価問題に関する関係閣僚会議にて査定方針了承 ● 大手電力会社7社が、変更認可申請に係る補正書を提出
2023年5月19日	● 経済産業大臣が大手電力会社7社の変更認可申請を認可

経過措置料金の推移（燃料価格高騰～料金改定）

- 輸入燃料価格の高騰により、2022年2月以降、**大手電力10社全社の燃料費調整額が上限に到達**。上限を上回った調達コストは電力会社が負担することになり、**各電力会社の赤字の原因**となった。

※ 北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中国電力、四国電力、沖縄電力の経過措置料金は、料金改定により令和5年6月分に解消。中部電力は、輸入燃料価格の下落に伴い、令和5年8月に解消。



料金改定をした大手電力7社の連結決算概要（2022年度）

	売上高	経常損益
北海道	8,888	▲292
東北	30,072	▲1,992
東京	77,986	▲2,853
北陸	8,176	▲937
中国	16,946	▲1,067
四国	8,332	▲225
沖縄	2,235	▲487

単位：億円

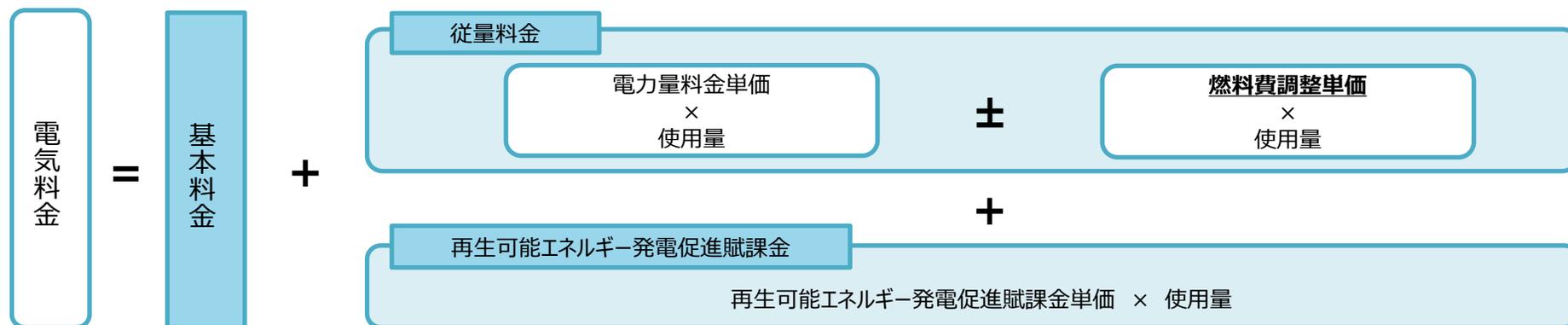
※一般家庭（400kWh/月）を想定し、貿易統計等より試算。
 ※2023年4月の東京、中部、北陸、関西、中国、九州の値上がりは、託送料金の値上げによるもの。
 ※2023年5月の値下げは再エネ賦課金の見直し（3.45→1.40円/kWh）によるもの。

出所：各社決算発表資料より資源エネルギー庁作成

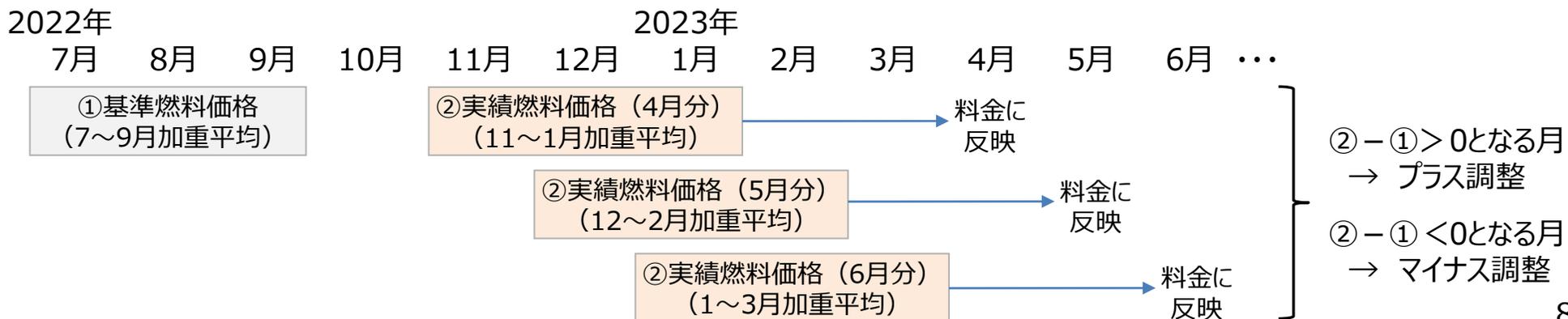
(参考) 燃料費調整制度の概要

- 燃料費調整制度は、原油・LNG・石炭の燃料価格（為替を反映した円建ての日本着ベースの価格）の変動を、毎月の電気料金に反映する仕組み。
- ①料金申請の直前3か月の貿易統計価格に基づいて算定した「基準燃料価格」と、②各月の3～5か月前の貿易統計価格に基づいて算定した「実績燃料価格」の差を、燃料費調整単価に換算し、月々の電気料金に反映（※ただし、規制料金では、反映可能な範囲に上限有り）。

【電気料金の構成】



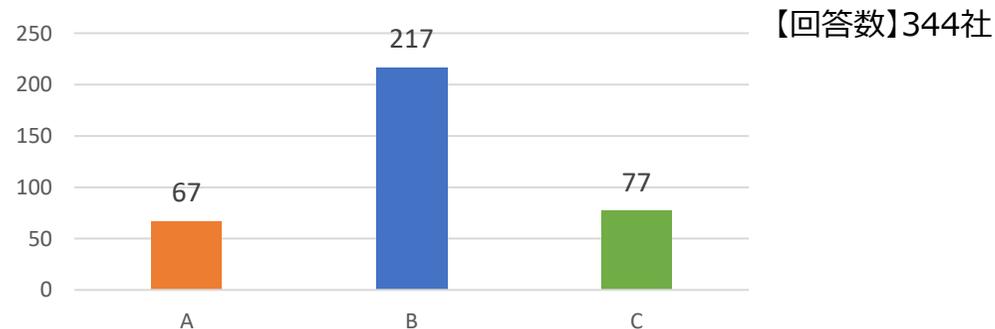
【燃料費調整の考え方】（※「2022年11月申請、2023年4月料金改定」の場合）



(参考) 経過措置規制料金による競争歪曲効果

- 経過措置規制料金の燃料費調整の上限制度により、上限に到達したまま燃料価格や卸市場価格が上昇を続ける局面においては、小売電気事業者が赤字供給となるとともに、自由料金の価格水準が規制料金を上回る状況となる。
- この上限設定は、地域独占を前提に需要家保護の目的で導入された制度であるが、自由料金と併存する中では、競争を歪め、競争の継続を困難にさせる面がある。
- 経過措置規制料金に代わる、需要家保護と競争のバランスが取れる規制的メニューに必要な要素はどういったものが考えられるか。

【Q6-1】経過措置料金（規制料金）についてご回答ください。（複数回答可）



<回答>

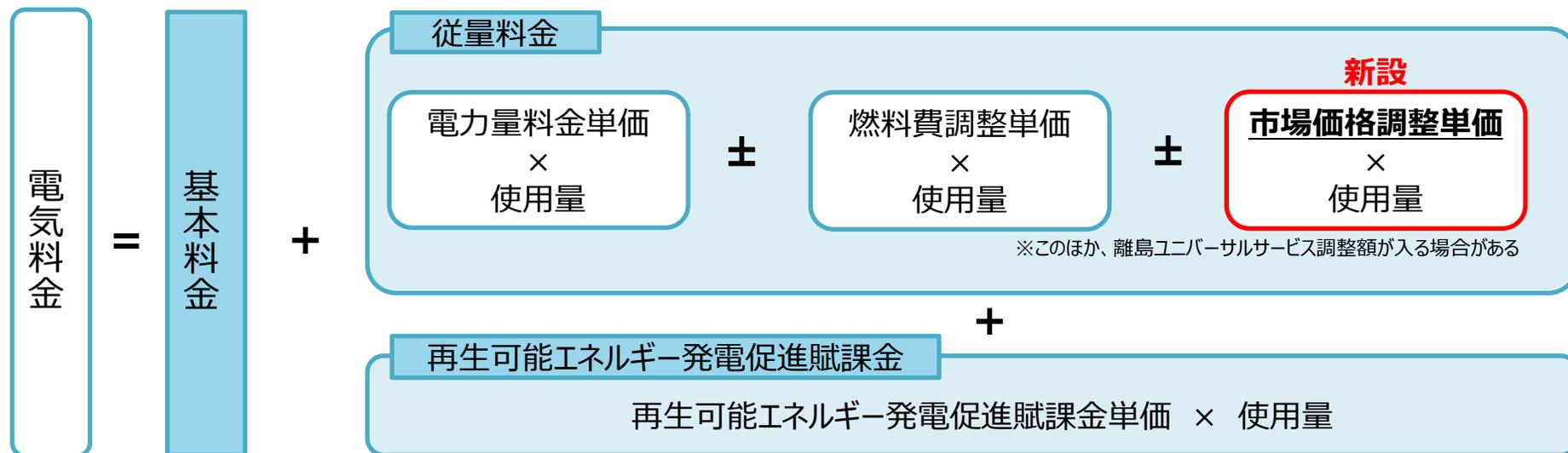
- A. 消費者保護のために経過措置料金（規制料金）を継続することが必要である。
- B. 燃料価格の情勢によっては、経過措置料金（規制料金）が自由料金を下回ることになるため、経過措置の解除基準を改正して、経過措置料金（規制料金）を廃止することが必要である。
- C. その他

高圧・特別高圧 標準メニューへの市場価格調整項の導入

再掲

- 北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、中部電力ミライズ、北陸電力、中国電力は2023年4月1日以降、関西電力、九州電力は2024年4月1日以降、高圧・特別高圧の標準メニューへ市場価格調整項を導入。

【電気料金の構成（イメージ）】



※各社公表資料より資源エネルギー庁調べ

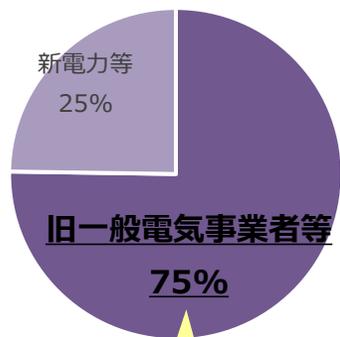
九州電力は、2023年10月1日以降に受給開始した需要家から「市場価格調整」を導入した標準メニューを適用。

東京電力エナジーパートナーは、2024年4月1日からベーシックプラン（燃料費調整と市場価格調整両方）、市場調整ゼロプラン（燃料費調整のみ）、市場価格連動プラン（市場価格調整のみ）の3種類の新たな標準メニューを提供。

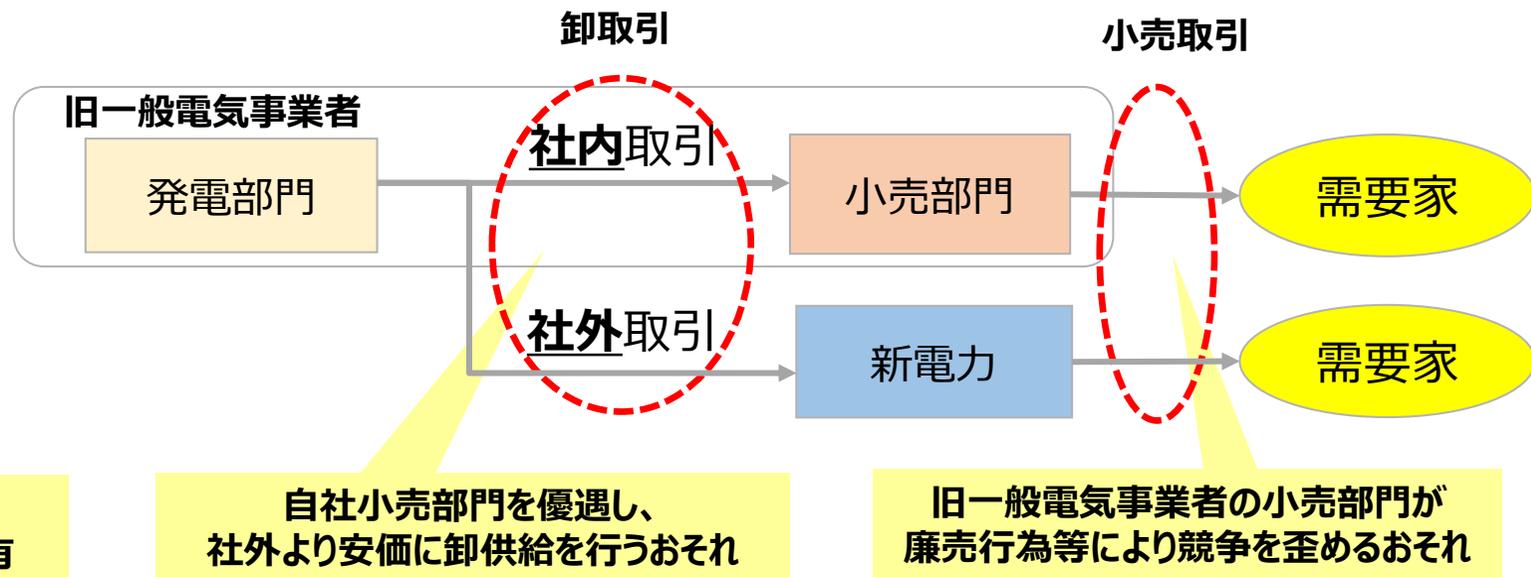
(参考) 内外無差別な卸販売

- 同質財である電気の小売事業における競争上、安価な電源調達は極めて重要。電源の大半を保有する旧一般電気事業者が、自社の小売部門を優遇し、社外・グループ外の小売事業者と比べて有利な条件で卸売を行うことにより、小売市場における適正な競争を歪める懸念が指摘されるようになった。
- こうした中、監視等委員会において、2020年7月、旧一電各社に対し、「中長期的観点を含む発電利潤最大化の考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと」へのコミットメントを要請。
- 加えて、大手電力の不適切事案（カルテル、情報漏洩）を受けた経済産業大臣からの指示（2023年4月）を踏まえ、内外無差別な卸売の更なる強化、具体的には、卸売りの長期化や競争制限的な条件（※）の解除・緩和を実施。
(※) 転売禁止、購入（応札）可能量の制限、エリア外への供給の制限のこと。

発電設備保有シェア※



電源の大半を
旧一般電気事業者が保有



排出量取引制度と小売電気料金価格

- 2026年度から排出量取引が本格稼働し、2033年度頃からは発電部門について段階的な有償化（オークション）が導入される予定であり、排出量取引に基づく発電事業者のコストが、どのように電気料金に反映されることになるかについて、今後検討が必要。

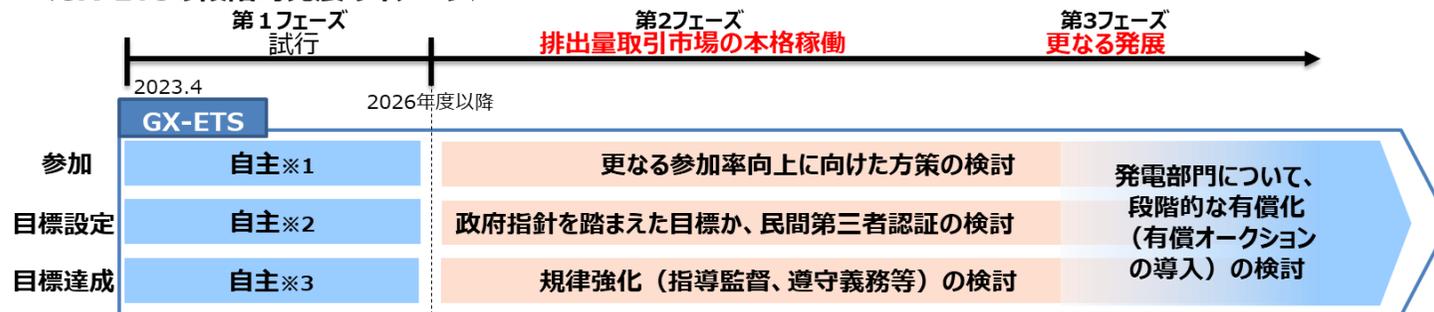
第69回電力・ガス基本政策小委員会
(2024年1月22日) 資料3より抜粋

排出量取引制度の道行き

- 2023年度より、**GXリーグ**の枠組みにおいて、**企業が自主設定・開示する削減目標達成に向けた排出量取引（GX-ETS）を導入。日本の温室効果ガス排出量の5割超（EUは現状約4割）を占める企業群が参画。**
- 知見やノウハウの蓄積、必要なデータ収集を行い、公平性・実効性を更に高めるための措置を講じたうえで、**2026年度より、排出量取引を本格稼働。**
- 発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、**2033年度頃から発電部門について段階的な有償化（オークション）※を導入。**

※排出量の多い電気事業法上の発電事業者に対し、CO2排出量に応じた「排出枠」の一部又は全部を、政府からオークションで購入することを義務づける仕組み。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



※1 日本のCO2排出量の5割以上を占める企業群（568社、2023年10月12日時点）が参加
 ※2 2050年カーボンニュートラルと整合的な目標（2030年度及び中間目標（2025年度）時点での目標排出量）を開示
 ※3 目標達成に向け、排出量取引を行わない場合は、その旨公表（Comply or Explain）

(参考) 電力システム改革専門委員会報告書 (2013年2月)

Ⅱ. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革

2. 小売料金の自由化

(略)

(1) 料金規制の段階的撤廃

これまで、小口部門には総括原価方式に基づく料金規制が課されており、自由な料金設定を行うことはできなかった。この料金規制の趣旨は、**適正な投資回収を保証する一方で独占的地位に乗じた不当な料金設定を防ぐもの**であったが、**小売参入の全面自由化、すなわち地域独占の撤廃に伴い、料金規制は原則として不要となる。**

需要家のニーズに応えた様々な料金メニューを提供することができるようにするためには、小売参入の全面自由化に併せ、一般電気事業者も小口部門において自由に料金を設定し、需要家が選択できるようにすることが適当と考えられる。ただし、小売参入の全面自由化後しばらくは、**需要家保護を図るべく激変緩和のための経過措置期間を経た上で、料金規制の撤廃を行うことが適当**である。なお、経過措置終了後においても、需要家保護のために最低限必要な制度として、3. で後述する最終保障サービスやユニバーサルサービス、事後規制としての需要家保護策は措置することが適当である。

(2) 経過措置期間における料金規制

(略)

需要家保護という観点からは、送配電部門の更なる中立化策等の各種制度が整備され、卸電力市場の活性化等の競争環境が整い、競争が実際に進展するまでは経過措置が維持される必要がある。したがって、経過措置の解除（一般電気事業者の小売料金 規制の撤廃）に当たっては、スマートメーターの導入や各種制度の整備、競争状況のレビューを行い、競争の進展を確認することが必要である。

3. 自由化に対応した需要家保護策等の整備

(略)

(1) 最終保障サービスの措置

(略)

自由化後は、小売事業者間の競争により顧客獲得の努力がなされ、料金は市場で決定されることが原則となり、**最終保障サービスは例外的な事態に対応するためのセーフティネットと位置付けられる。**

最終保障サービスの担い手としては、**小売供給であることから一定規模以上の小売事業者が担う**という考え方と、**規制分野であることから送配電事業者が担う**という考え方の二つが考えられる。この点については、自由競争が原則の小売分野において対等な競争条件を確保することで小売競争を促進するという観点を重視するとともに、実際に電力供給がなされることを最終的に担保するのは送配電事業者であるという電力の技術的側面を勘案し、**エリアの送配電事業者を担い手とする。**(略)

(3) その他の需要家保護措置

小売全面自由化により料金規制が撤廃されるため、消費者は多種多様な事業者や料金メニューから選択することが可能となる一方、内容を十分理解せずに高額な料金で契約を締結するといった事態も考えられる。こうした事態が生じないよう、料金等の供給条件について消費者への説明を行うことを義務付けるといった、**消費者保護の観点からの行為規制を小売事業者に課す**ことが考えられる。(略)

(参考) 電気料金の経過措置に関する報告書 (2019年4月)

3. 経過措置の撤廃に関する諸課題について

(2) その他経過措置に関連する制度について

① 燃料費調整制度 (制度の概要)

燃料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を迅速に料金に反映することにより、為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定を目的として1996年に導入された。その後、電力自由化が段階的に進められる中であっても、燃料価格や為替レートの変動を迅速かつ中立的に料金に反映する仕組みとして機能してきたが、2016年4月の小売全面自由化以降、多様な料金メニューの提供による新たな競争が進む一方、**料金比較の基準となる大手電力会社の経過措置料金に燃料費調整があるため、新電力各社は必ずしも自社の電源構成と整合しない、大手電力会社と同一の燃料費調整を料金メニューに適用することが一般化している。**

(略)

上記を踏まえると、**料金比較の観点で需要家が求めているものは、料金メニューの比較容易性(あるいは選択したメニューが他のメニューより継続的に安価であること自体)**であって、必ずしも燃料費調整制度そのものではないと考えられる。このため、経過措置が撤廃された後において市場シェアの大きな事業者が標準的な電気料金メニューを定め、それを公表していく等、需要家にとっての比較容易性を確保・向上していくことが望ましい。今後、燃料費調整の適用有無については、経過措置撤廃後は原則として自由となることを前提に、経過措置が撤廃されるまでの間に、上述の方向性を踏まえながら、需要家にとっての比較容易性の確保・向上について引き続き詳細検討を行っていくことが適当と考えられる。

(略)

③ 最終保障供給制度 (略)

○ 最終保障供給料金メニュー

経過措置期間中においては、大手電力会社の特定小売供給約款に基づき、低圧需要に対する最終保障供給が実質的に行われている。一方、**経過措置撤廃後は、一般送配電事業者の最終保障供給約款に基づいて最終保障供給が行われることとなる**ところ、前述のとおり、**この仕組みはあくまでセーフティネット**であり、需要家が最終保障サービスに過度に依存することや、送配電事業者が最終保障サービスのための電源を自ら保有することは、想定されていない。このため、最終保障供給約款の料金メニューについては、**①全ての需要家が供給を受けられること、②需要家が常時依存をしないよう、必要最低限の料金メニューであることを基本とし**、現在一般送配電事業者が作成している特別高圧・高圧の需要家に対する最終保障供給約款の料金メニューと同様に、**一般送配電事業者が**、最終保障供給に要するコストや、エリアシェアが大きい小売電気事業者の料金メニュー等を勘案し、説明責任を果たしつつ、**自ら設定することが適当**と考えられる。その際、基本的には一般送配電事業者が自ら説明責任を果たして設定するものであるとしても、低圧分野については、その需要家に一般の消費者が含まれることも踏まえ、必要に応じて、不当な料金水準となっていないかその妥当性についてチェックしていく必要があると考えられる。

(参考) 電気事業法 (経過措置料金に関するもの)

電気事業法等の一部を改正する法律 (平成26年法律第72号)

附 則

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域 (略) であって、小売電気事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの (以下「指定旧供給区域」という。) における一般の需要 (略) であって次に掲げるもの以外のもの (次条第二項において「特定需要」という。) に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給 (以下「特定小売供給」という。) を拒んではならない。

一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの

イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件

ロ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件

ハ この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件 (附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。) であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件

二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3～7 (略)

(みなし小売電気事業者の特定小売供給約款)

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもって明確に定められていること。

三 みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～8 (略)

(参考) 電気事業法 (最終保障供給に関するもの)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 (略)

八 一般送配電事業 (中略)、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業 (発電事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

イ その供給区域 (略) における一般の需要 (小売電気事業者又は登録特定送配電事業者 (第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。)) から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。) に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給 (以下「最終保障供給」という。)

ロ (略)

九～十八 (略)

2～4 (略)

(託送供給義務等)

第十七条 (略)

2 (略)

3 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給及び離島等供給を拒んではならない。

4・5 (略)

(最終保障供給約款)

第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款 (以下この条において「最終保障供給約款」という。) 以外の供給条件により最終保障供給を行ってはならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

3 経済産業大臣は、最終保障供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その最終保障供給約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。

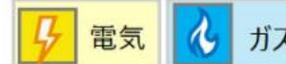
二～四 (略)

4 (略)

1. 小売電気事業の現状
2. 小売電気事業の多様化
3. 市場価格、燃料価格高騰への対応
4. 小売電気事業者の供給能力確保
5. 経過措置料金
6. 海外事例

諸外国における小売電気事業者に対する規制

(1) 諸外国における小売電気事業制度の調査等 ①諸外国における電気・ガスの供給形態別の規制



各国における小売事業者に対する供給形態別規制 各国の小売電気事業者の供給形態別規制



	日本	イギリス	ドイツ	フランス	米国 (TX,NJ)
小売電気事業制度概要					
ライセンス制度	登録制	認可制	登録制	認可制	認可制(TX,NJ)
登録/認可事業者数	738社	22社	162社 (各エリア平均)	52社	116社(TX)、118社(NJ)
参入規制					
参入要件	必要な供給能力を確保できる見込みがある者等	事業開始後2年間の運転計画案、財務予測、資金調達、リスク管理戦略等	人的・技術的・経済的状況の存在及び経営の信頼性の立証等	申請者の技術的、経済的、財政的能力等	TX:需要家に継続的かつ信頼できる小売電気サービスを提供する技術的・経営的資源および能力等 NJ:財務の健全性を証明するもの等
最近の状況を踏まえた参入規制の強化	-	申請要件の厳格化(SLR) 審査期間の延長	-	-	-
行為規制					
全般	各種法省令・GL・規程の遵守	-	エネルギー産業法上の義務の遵守	認可に付随する義務の遵守	-
財務的・人的リソースの確保	-	財務責任原則(FRP) マイルストーン評価 運用能力条件	-	-	財務的要件の維持(TX) 需要家から受領した資金の保護(TX)
ガバナンスと説明責任	事業者の定期報告	継続的な適合性要件 規制当局への情報提供	価格変更等の需要家への通知	規制当局への情報提供	-
市場監視	小売市場重点モニタリング	独立監査の実施	-	-	業務監査の実施(NJ)
撤退時の需要家保護					
LR供給	送配電事業者	SoLR:小売事業者	基本供給事業者制度 (小売事業者)	緊急対応事業者制度 (小売事業者)	TX: POLR (小売事業者) NJ: BGS (公益事業会社(配電事業者))
その他	-	需要家売買に関する規制	-	-	-

諸外国における小売電気事業制度の概要

(1) 諸外国における小売電気事業制度の調査等 ①諸外国における電気・ガスの供給形態別の規制

各国における発電事業制度及び小売電気事業制度は以下のとおり

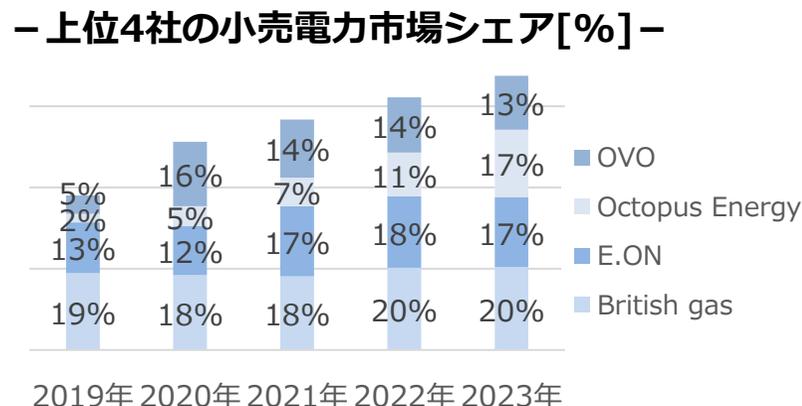
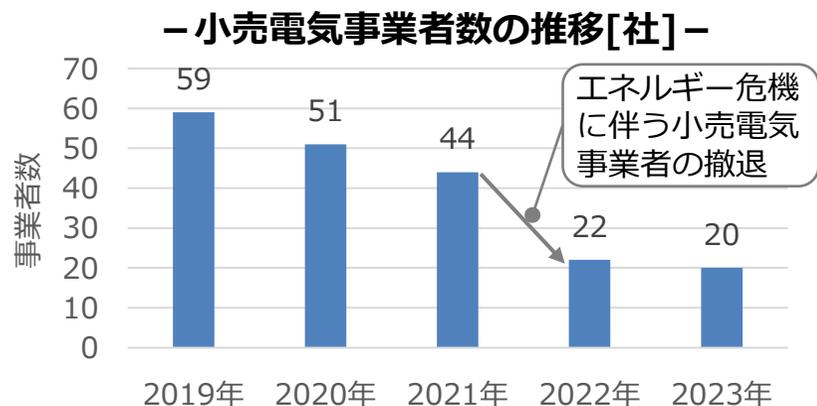


各国における小売電気事業制度の概要

イギリス	<ul style="list-style-type: none">● 1989年電力法(Electricity Act 1989)制定以後、1990年前半より段階的に民営化が実施、1999年には小売部門を含む全面自由化が実施された。● 自由化開始以降、2000年代前半までに、既存の小売事業者は、大規模な再編を経て6社に集約。● 2014年までは、Big6が市場シェアの90%以上を占めていたが、その後、新規サプライヤーが多数登場した後、継続的にそのシェアを伸ばし、2019年には約30%に達した。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none">● 1998年改正エネルギー事業法により、1998年に小売全面自由化が開始。● 小売全面自由化後、低圧料金の事実上の規制料金として機能していた事前認可規制は、2005年改正エネルギー事業法(EnWG 2005)により、2007年7月に撤廃された。● 2020年12月現在、ドイツの電力市場で活動しているエネルギー供給会社は約890社。これらの企業の半数以上は、需要家が10,000未満となっている。● 地域横断の小売事業者には、E.ON、EnBW、Vattenfall、EWEなどの大規模事業者で構成され、そのほとんどは電力生産及び/または電力供給だけでなく、電力取引にも積極的。
フランス	<ul style="list-style-type: none">● 1946年以来、EDFは生産、供給、流通、送電を担当する独占企業● 1999年2月より段階的な自由化が実質的に開始し、2004年7月には家庭部門を除く全ての需要家が自由化対象となり、2007年7月には家庭用を含む全ての需要家が自由化対象となった。● 自由化後も規制料金と自由料金が併存していたが、2016年以降大規模需要家に対する規制料金は撤廃されるとともに、原子力発電電力アクセス制度(ARENH)が措置され、EDFに対して小売事業者への原子力発電設備により発電した電力を卸売することが義務付け。● 依然として、EDFは、発電・小売部門で圧倒的なシェア(いずれも約80%)を有する。
テキサス	<ul style="list-style-type: none">● 1999年に成立したテキサス州電力再編法に基づき、小売全面自由化と垂直統合事業者のアンバンドリングが規定● 2002年1月より、すべての需要家が小売事業者(REP)から供給を受けられることとなった。● 2004年12月末まで既存事業者に対して一定水準での料金による電力供給が求められたが、2005年1月以降は既存小売事業者も「自由料金」で電力供給することが許容された(基準価格との併用)。● 2007年1月に「基準価格制度」が廃止され完全に料金が自由化された。
ニュージャージー	<ul style="list-style-type: none">● 1999年2月にエネルギー関連法(EDECA)が成立し、小売と送配電が分離され、需要家は小売事業者を選択可能となった
日本	<ul style="list-style-type: none">● 1995年12月に特定地点での小売供給が認められ(特定電気事業者)、小売電気事業の自由化が開始された。● 2000年3月に特高、2004年4月より高圧需要家(一部)、2005年4月よりすべての高圧需要家が自由化され、低圧部門を除いた需要家に対して新規参入事業者が供給することが可能となった。● 2011年の東日本大震災を契機とした電力システム改革の一つとして、2016年4月に小売全面自由化が行われ、すべての需要家への小売供給が自由化されることとなった(消費者保護の観点から低圧需要家向けに規制料金が残っている(経過措置料金))。

直近の小売電気事業者の市場シェア（英国）

- エネルギー危機の影響で小売電気事業者の撤退が相次いだ一方で、再エネ電力に特化している事業者の市場シェアが増加している傾向にある。



	市場シェア		事業者の特徴				
	推移 (2019~2022年) *2	理由	従来 発電保有	再エネ 発電保有	再エネ 販売特化	配電 保有	最終保障 供給
OVO社	8%増加	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力供給に注力 大手小売電力事業者の買収 		○	○*3	○*4	
Octopus Energy社	15%増加	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ電力供給に注力 DX活用により低価格で電力を供給 		○	○*3		○
E.ON社	4%増加	2019年に再エネへ完全転換		○	○*3	○*4	○
British Gas社	1%増加	<ul style="list-style-type: none"> 最終保障供給による需要家獲得 部門間連携の強化 	○	○		○*4	○

*1 各国政府、規制機関のHP、市場監視レポート等を基にトーマツ作成

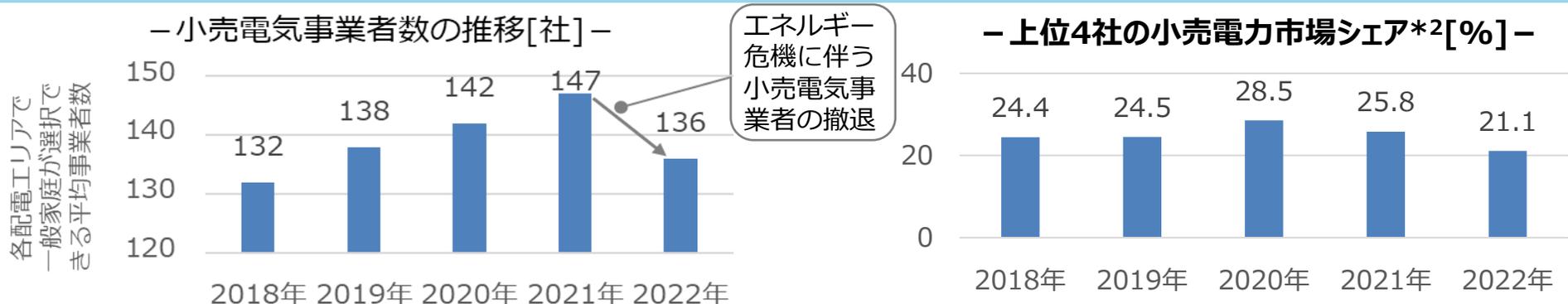
*2 2019年から2023年にかけての送電量ベースで市場シェアにて比較

*3 再エネ発電に完全移行

*4 旧big6及びその買収企業

直近の小売電気事業者の業績（ドイツ）

- エネルギー危機下においても、企業合併によるシナジー効果、電力調達・販売の最適化の効果、販売価格の値上げにより、収益性を高めている小売電気事業者がいる。



	業績		事業者の特徴			
	推移（2021年～2022年）	理由	従来 発電保有	再エネ 発電保有	小売 ソリューション	配電 保有
E.ON社	電力販売量29%減少 ・小売関連サービス収入35%増加*3 ・小売関連サービスEBITDA9.5%増加*3	温暖な気候、エネルギー危機に伴う節電、電力消費ポートフォリオの合理化 ・Innogy社との合併による小売・配電事業のシナジー効果 ・解約件数減少による営業コスト減			○ 省エネ・脱炭素サービス	○
EWE社 地域公共事業者	・小売関連サービス収入48%増加*4 ・小売関連サービスEBIT増加*4,5	・電力・ガストレーディングにおける調達・販売の最適化 ・エネルギー価格高騰分を法人顧客の販売価格へ転嫁したことによる収益増加		○	○ エネルギー、電気通信等の複合サービス	○
N-Ergie社 地域公益事業者	・電力販売量3.8%増加 ・電力販売収入38%増加	電力調達コストを主要顧客の販売価格に転嫁させたことによる増収	○	○		○

*1 各国政府、規制機関のHP、市場監視レポート等を基にトーマツ作成
*2 電力計測を行う顧客（RLM顧客）の小売市場シェア。2022年時点で上位はE.ON、RWE、EWE、N-Ergieの4社

*3 ガス事業含む
*4 電力、ガス、通信含む
*5 前年-36.3百万ユーロから85.7百万ユーロ、赤字から黒字に反転

(参考) 小売全面自由化に関する主な意見 (1/2)

- 令和6年1月22日～2月21日に実施した電力システム改革の検証に係る意見募集について、①小売全面自由化に関する主な意見は以下のとおり。
- 小売全面自由化に関する意見全体は資料5のとおり。

- 規制料金はシステム改革の目的の一つである「需要家の選択肢の拡大と事業者へのビジネスチャンスの創出」を妨げている。規制料金制度の撤廃を速やかに行っていただきたい。早急な撤廃が困難であれば、レベニューキャップ制度における期中改訂の如き適宜見直しを行っていただきたい。(例：規制料金申請の前提と実情の乖離が顕著な場合の料金改訂)
- 経過措置料金は、燃料費調整制度による上限が設定されており、上限を超過した際には、コスト割れ水準で供給せざるを得ない。また、内外無差別な卸売の進展により、小売事業者は、電力調達先の多様化を図ると見込まれるが、経過措置料金には、電源調達費用を柔軟に反映することができず、実態との乖離が進んでいく。更に、発電事業者は、利益最大化の取り組みが求められる一方、小売事業者は、発電で得られた利益を控除した経過措置料金の設定が求められることから、新電力との競争環境がより一層歪んだものになる。以上のことから、経過措置料金を早期に撤廃いただきたい。
- 低圧分野の経過措置料金（規制料金）が競争を阻害している状態にある。自由化料金よりも規制料金の方が安値という逆転現象を解消していただきたい。
- 現時点で経過措置料金（規制料金）を存続することが適切と考えられる、との判断を評価します。ただし、電力値上げによる家計への負担が大きくなっている状況もご理解いただき、消費者としては公正な競争環境により少しでも利用しやすい料金設定になることを望みます。
- 電力小売販売を行う上で、旧一電グループの販売会社が競争上優位になるような営業活動を行っていることが散見されるため、公正な販売競争が行われているか実態調査を定期的に行い、その結果を踏まえた制度設計・注意勧告等を行うなど、公正な競争環境が維持される取組を実施いただきたい。
- 内外無差別原則の効果と副作用について検証を行い、（仮に副作用がある場合には）運用の一層の適切化のための措置を検討頂きたい。
- 大手電力と新電力の非対称な関係を是正すべき。大手電力の発電部門と販売部門は分離すべき。

(参考) 小売全面自由化に関する主な意見 (2/2)

- 小売電気事業者が適切に供給力を確保できるように、実需給断面で確実に供給力としてkWhが確保されるよう検討いただきたい。
- 小売自由化の真のメリットを受けるために事実上の独占状態を解消して競争環境を改善する強制的な措置も含めた検討を（発・販分離の実施、それでも競争環境が整わない場合の所有権分離の検討、小売事業の分割検討）
- 卸活性化までの当面の措置である『部分供給に関する指針』に関して、廃止要件の明確化に係る検討を実施していただきたい。
- 国において、低圧部門の小売実施全事業者、排出係数、電源構成、排出係数ゼロメニューを簡単に一覧・検索できる仕組みの提供を
 - （新電力シェアについて）小売自由化の歴史的経緯から、低圧は利幅がまだ大きく、高圧・特高は既に小さい。高圧や特高での新電力のシェア拡大には、十分に競争力のある大型電源（原発、大型水力）へのアクセス開放が必要ではないか。
- 現在の経過措置料金の機能のうち、低圧最終保障供給に相当するもの、また経済困窮者向けサービスに相当するものは、他の制度として充実させることが妥当ではないか。
- 小売電気事業者が過多である、という批判には同調できる部分がある。需給管理等の期待役割の執行状況の他、小売ガイドライン、適取ガイドラインなどの遵守状況の評価により、ライセンスを管理してはどうか。特に公正競争上の問題行為については、厳しく取り締まるべきではないか。
- 競争環境確保という点では、小売各社に、需要家のスイッチングを阻害しないよう、情報提供（顧客番号・契約番号・地点番号の表示、消費電力量データの提供など）を促し、小売ランキング制度で評価してはどうか。そして小売ランキングの成果を、エネルギー特会に係る支援制度の要件や評価項目として利用してはどうか。
- 2016年度から低圧も含めた小売り全面自由化が実施されていることは評価。その中で自由化を根本から揺るがす不正閲覧事件のような事案に対しては罰則を強化して直罰を課すべき。
- 電気・ガス価格の激変緩和対策として令和4年度補正予算にて約3.1兆円が計上され、その後物価高対策として更なる延長が決定されたが、そもそも物価対策と激変緩和は明確に分けて議論されるべきであり、物価対策により支援が必要な対象層には社会保障など別の枠組みで支援がされるべきであると考えます。また、電気・ガスの激減緩和においては、その補填はLNG等の化石燃料の高騰に充てられており、国費の流出のみならず省エネや脱炭素化のイノベーションの阻害要因になっているため、今後行われる激変緩和対策事業においては慎重に、必要最低限で行われるべきものと考えます。